

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 29 条から 36 条の逐条解説

分担研究者 三柴 丈典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊することを目的としており、本分担研究は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 29 条から 36 条について、その課題を果たすことを目的としている。

初年度は、関係技術に関する知識の習得や学会新設の準備等にエフォートを割いたが、第 29 条と第 29 条の 2 の 2 箇条について、当該課題を概ね達成した。また、現行安衛法の基本構造と沿革を知ること、現行安衛法が労災防止効果を挙げた要因を分析するため、旧安衛則のブリーフ（別紙 1）を作成し、名宛人の整理（別紙 2）を行った。

以上の作業から、安衛法は、遅くとも旧労働安全衛生規則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、旧安衛則時代には直接的な定めがなく、不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めたことが明らかとなった。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 29 条から 36 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリスト

で班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1 第 29 条及び第 29 条の 2

1. 1 条文

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

1. 2 趣旨と内容

1. 2. 1 第 29 条

1. 2. 1. 1 趣旨

第 29 条は、全ての業種において、いわゆる

る元請けに当たる元方事業者（1つの場所で行う仕事の一部を下請に行わせている事業者（法第15条第1項）。重層的下請関係下では、最も先次の者であって、なおかつ、一部の仕事は自身で行っている必要があり、全てを他者に請け負わせている者（発注者：注文者のうち、原始的に仕事を注文している者（法第30条第2項前段））は該当しない¹。）に対し、同じ注文者の事業場で業務を行う請負人や、その労働者に対して、この法令²に反しないよう指導し、違反を認められた時は、是正のための指示を行うよう義務づけたものである³。

1. 2. 1. 2 内容

請負業務を親企業（元方事業者）の構内（注文者の事業場を含め、親企業の仕事を行っていて、その管理下にある場所を指す。）で行うことを構内下請け作業といい、造船業、鉄鋼業、化学工業等では一般的である⁴。同条は、この構内下請け作業を行う請負人やその労働者の災害率がかなり高いこと⁵、その要因として、同人らは、親企業（元方事業者）内での設備の修理、原材料や製品の運搬、梱包等、親企業に所属する者より危険性や有害性が高い（≠不衛生な）作業を分担することが多い一方、作業の性質上、自主的な努力のみでは災害防止効果をあげ難いことから、その構内という場所の管理と、その場所における事業の遂行全般に権限と責任を持つ元方事業者を名宛人として、関係請負人らへの本法令遵守の指導や指示を義務づけると共に、関係請負人らを名宛人として、その指示の遵守を義務づけたものである（昭和47年9月18日発基第91号）⁶。こうした観点は、旧労働基準法時代

には、不十分だった⁷。

本条は、その趣旨から、法第30条や第30条の2とは異なり、混在作業（元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が同じ場所で作業を行うこと）を要件としていない。すなわち、元方事業者の構内で関係請負人の労働者のみが作業をしていれば足りる。

解説書の中には、構内下請企業が有害物質を取り扱う場合、局所排気装置の設置、保護具の使用、健康診断の実施等を常時指導し、関係下請企業の違反に際しては元方事業者が是正の指示をすべき旨を例示したものがあ⁸。

労災防止効果を優先して、あえて労働者と労働契約関係にない元請けを名宛人とした規制なので、本条の誠実な履行によって、却って、当該元請けが、労働者派遣法上の派遣先と推認されることのないよう図った公文書がある⁹。この理は、労働契約関係を含む、その他の法律関係にも当てはまるだろう¹⁰。

鉱山保安法も同類の規制を設けている。すなわち、同法は、鉱物の採掘等の鉱業を行う権利を持つ者を鉱業権者（第2条第1項）として名宛人とし、下請けの労働者を含め、鉱山で鉱業に従事する者一般を鉱山労働者（第2条第3項）として、主な保護対象とし、その安全を確保する義務を課している。

ただし、本条には罰則の定めがない。

1. 2. 2 第29条の2

1. 2. 2. 1 趣旨

第29条の2は、第29条の建設業の元方事業者に関する特則（第29条の適用範囲の一部を特に規制するもの）といえる（なお、

1 つの場所¹¹で行う仕事を複数の建設業の事業者が共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイント・ベンチャーの場合）、出資割合等に応じて主たる側が代表者となり、当該代表者のみを元方事業者として、各事業者に連なる関係請負人やその労働者に対する安衛法上の義務を同人が負うことになる（安衛法第5条）。また、発注者（前掲）が、複数の元方事業者に発注した場合、原則として、その発注者が、仕事の主要部分を請け負った者を、その同意を得て指名し、そうした義務を負わせることになる（安衛法第30条第2項、安衛則第643条第1項第1号¹²）。すなわち、第29条が規制する、親企業の構内のうち、建設工事現場であって、本条が規定するような条件の場所で関係請負人の労働者に生じる労災が多かったため、作業場単位の規制として、平成4年の法改正で設けられたものである¹³。

1. 2. 2. 2 内容

もとより、本条が定める建設工事現場において、関係請負人は、その労働者の雇い主として、安衛法第21条に基づき、安衛則第361条等が定める措置（概ね、本質的安全対策、追加的防護措置、残留リスクに対する人的措置から成る3ステップ・アプローチが採用されている）を自ら講じる義務を負うが、元方事業者の方が、工事現場のリスクについて知識や情報を持っていたり、工事現場全体にわたる措置を講じ易いことなどから、本条は、建設業の元方事業者に、関係請負人による危険防止措置が講じられるよう、必要な援助等の措置を講じるよう義務づけた。

すなわち、先ず、本条が定める場所につ

いては、安衛則第634条の2が、以下の5カ所を列挙している（ただし、いずれも、関係請負人が、その場所で作業を行うなど、その危険に晒されるおそれがある場所である必要がある。）。

①土砂等が崩壊するおそれのある場所（第1号）

②河川内であって、土石流が発生するおそれのある場所（第1号の2）

③機械等（基礎工事用の車両系建設機械や移動式クレーン）が転倒するおそれのある場所（第2号）

④架空電線（地上高く架設された電線）の充電電路（通常は電圧を生じており、裸線であるか否かを問わず、触れれば感電する状態の回路）に近接する場所（第3号）（図参照）

⑤明かり掘削（トンネル等と異なり、明るい露天下で行われる掘削（例：道路建設のための山の切取りなど））を行うことで、埋設物等、れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所（第4号）

これらの場所では、関係請負人が、規則によって、以下のような措置を講じることを義務づけられている。

①において：あらかじめ、土止め支保工（どどめしほうこう）（図参照）を設け、防護網（ぼうごもう）（図参照）を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じること（安衛則第361条）。

地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除くことや、擁壁、土止め支保工等を設けること（安衛則第534条第1号）、

地山の崩壊や土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること（同条第2号）。

②において：②のうち、土石流が発生するおそれのある河川（「土石流危険河川」）で建設工事を行う場合には、あらかじめ河川の上流や周辺状況を調査すること（安衛則第575条の9）、

同じく、調査から判明した現場状況に応じ、土石流による労災を防止するための規程を定め、土石流の前兆を把握した場合、土石流が発生した場合に講じるべき措置、警報や避難の方法等を盛り込むこと（第575条の10）、

同じく、一定時間ごとに雨量計等で降雨量を把握すること（第575条の11）、

同じく、降雨により土石流が発生するおそれのある際、監視人の配置等の措置を講じるか、労働者を退避させること（第575条の12）、

同じく、土石流による労災発生の急迫した危険がある際には、直ちに労働者を退避させること（第575条の13）、

同じく、土石流が発生した場合に備えて、サイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、メンテナンスを行うこと等（第575条の14）、

同じく、労働者を退避させるための登り栈橋、はしご等の避難用設備を設置し、場所や使用方法を周知し、メンテナンスを行うこと（第575条の15）、

同じく、定期的に避難訓練を行い、その内容や受けた者等の記録を作成して保存すること（第575条の16）。

③において：車両系建設機械の運行経路の路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下（上物の重みによる地盤の沈下）を防

止すること、必要な幅員の保持等の措置を講じること（第157条第1項）、

路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いる場合には、その転倒や転落による災害防止のため、誘導者を配置すること（第157条第2項）、

動力を用いるくい打機（図参照）やくい抜機（図参照）、ボーリングマシン（ピットの落下の刺激やドリル等で地中に穴を掘るための機械。図参照）（「くい打機等」という。）については、脚部や架台の沈下の防止のため、敷板、敷角（敷板につき、図参照¹⁴）等を使用すること（第173条第1号）、

同じく、施設・仮設物等に据え付ける場合、その耐力を確保すること（同第2号）、

脚部や架台が滑り動くおそれがあれば、くい等で固定すること（同第3号）、

軌道やところで移動するくい打機等については、歯止め等で固定すること（同第4号）、

くい打機等について、控え（主に横方向の力から倒壊を防ぐため斜めにかけてることが多い補強具）のみで頂部を安定させる場合、3つ以上で支えると共に、末端をしっかりと固定すること（同第5号）、

同じく、控線（金属等でできたロープ様の控え）のみで頂部を安定させるときは、控線の等間隔配置、数を増す等によって、いずれに方向にも安定させること（同第6号）、

バランスウェイト（バランスの安定のために取り付けられる錘（おもり））を用いて安定を図る場合、移動しないよう架台に確実に取り付けること（同第7号）、

移動式クレーンを用いて作業すると、地盤が軟弱、地下の工作物の損壊等で同クレーンが転倒するおそれがある場合、原則と

して、当該作業を行わないこと（クレーン則第 70 条の 3）、

④において：架空電気（地上高く架設された電線）や電気機械器具（発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具）に近接する場所で、労働者が作業や通行に際して感電の危険が生じるおそれがある場合、当該充電電路（通常は電圧を生じており、裸線であるか否かを問わず、触れれば感電する状態の回路）の移設、囲いの設置、電路への絶縁用防護具の装着か監視人の設置（安衛則第 349 条）。

⑤において：損壊等により労働災害を生じるおそれのある埋設物等、れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物の補強、移設等の必要な措置、及び、それを講じない条件下で作業を行わないこと（安衛則 362 条第 1 項）、明り掘削で露出したガス導管の損壊による労災発生のおそれがある場合、ガス導管についての防護や移設等の措置（同第 2 項）、その措置に際して、作業指揮者を指名して、その指揮のもとで作業を行わせること（同第 3 項）。

また、以上のうち、③における第 157 条第 2 項の措置については、車両系建設機械の運転者にも、誘導者の誘導に従うことが義務づけられている（第 157 条第 3 項）。

本条は、建設業の元方事業者が、こうした場所に関する知識や管理権限を有していることを踏まえ、関係請負人がこれらの措置を適正に講じるように、必要な援助を講じることを義務づけている。解釈例規によれば、その具体的内容は一律には決まらず、同人と関係請負人との請負契約上の責任分担、関係請負人に求められる危険防止措置

の内容、程度等、事情に応じて異なるが、技術上の指導、資材の提供、元方事業者自身による危険防止措置などを例とする（平成 4 年 8 月 24 日基発第 480 号）。もともと、実際の運用では、概ね関係請負人の関係規定違反を前提とし、元方事業者にできることがあったのにしていなかったと評価できる場合に、関係請負人と共に違反とされることが多いようだ¹⁵。

第 29 条と同様に、本条にも罰則の定めはない。

1. 3 関連規定

1. 3. 1 法条

(1)法第 15 条第 1 項：一定規模以上の特定元方事業者（建設業と造船業に属する元方事業者）に対し、混在作業（1 つの場所で元方事業者と関係請負人の労働者など、複数の事業者の労働者が混在して働くこと）に起因する労災を防ぐため、統括安全衛生責任者を指名し、元方安全衛生管理者（統括安全衛生責任者の職務が適正に実施されるようその職務を実践面で補佐するために選任される者で、理科系の大学を卒業して、一定年数、衛生管理等の実務経験を持つ者など（法第 15 条の 2 を参照されたい））を指揮させ、第 30 条第 1 項に定められた特定元方事業者が負う義務（協議組織の設置運営、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、関係請負人が行う安全衛生教育に関する指導・援助等）を統括管理させる義務を課した規定（違反には 50 万円以下の罰金（第 120 条））。

(2)建設業法第 3 条第 1 項第 2 号、第 17 条、第 24 条の 6：特定建設業者（比較的規模の大きな元請け）に対し、下請負人が建

設業法や建設労働者の使用に関する法令の規定のうち政令で定めるもの（建築基準法、宅地造成等規制法等の一部の規定のほか、労働基準法上の強制労働の禁止や中間搾取の禁止の処罰規定、職業安定法上の労務供給禁止の処罰規定など（まさに労働者の使用そのものにかかる人権擁護的な規定であり、安衛法の規定などの技術的な規制は含まれない）に反しないよう指導する努力義務を課した規定（罰則なし）。

1. 4 沿革

1. 4. 1 制度史

工場法	<p>○工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）第 13 条「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」</p> <p>○工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）</p> <p>元方事業者宛の規制はなく、基本的に工業主（事業者）が雇用する被用者保護を想定し、主に事業場に設置された機械、設備等の安全性確保や危険・有害性対策を図る、限られた名宛人に対して限られたリスク対策を求める内容だった。</p> <p>すなわち、第 2 条から第 14 条は、概ね原動機や動力伝導装置等の機械安全関係、第 15 条は墜落防止、第 16 条は可搬式（かはんしき：移動可能な）梯子からの落下や転倒防止、</p>	<p>第 17 条は機械と隣接する通路の確保、第 18 条は危険箇所の標示、第 19 条は職工側による危害防止措置の無効化の禁止、第 20 条から第 25 条は爆発、発火、引火等の危険性対策、火災による危険防止、第 26 条はガス、粉塵等の有害性対策、第 27 条は、危険性、有害性のある場所への立ち入り禁止、第 28 条は、物の飛散、高熱物や毒劇薬、有害光線、粉塵、ガス等にばく露する作業での保護具の使用、第 29 条は、有害な作業をする工場での食事場所の隔離、有害物等に暴露する工場での洗面装置の設置等、第 30 条は、今では殆どみられない織機（しょっき）につき、杼（ひ、シャトル）（図参照）を通すためその端を引き出す道具の設置、第 31 条は、建物の採光、換気、第 32 条は、救急用具の設置、第 33 条は、食堂等の清潔、第 34 条は、更衣所等の男女別の設置を定めていた。</p> <p>よって、その当時、こうした労働条件の設定に影響力（権限や情報等）を持つ元方事業者の責任を問うには、元方事業者を工業主と解釈するしかなかったと察せられる（旧労基法時代の裁判例だが、刑事事件で現行法上の元方事業者を旧労基法第 10 条が定める「使用者」と解釈した後掲の河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判が参考になる）。</p>
労働基準		<p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は制定当初、第 5 章</p>

法	<p>に「安全及び衛生」を設け、第 42 条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」と規定していた。</p> <p>これは、使用者を名宛人として、労働安全衛生に関するリスク管理を一般的に義務づけた規定である。</p> <p>○旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）</p> <p>旧労働基準法の紐付け省令なので、基本的には同法第 10 条が定める使用者を名宛人としており、元方事業者宛の規制はなかった（但し、機械器具の譲渡提供者等にかかる規制は設けられていた（第 34 条等）。</p> <p>また、物品設備を主語として、名宛人を設けない規定も多かった。詳しくは、旧安衛則の要約を記した別紙 1 と、同規則の名宛人等を整理した別紙 2 を参照されたい。</p> <p>しかし、上述の通り、後掲の河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判が、刑事事件において、たとえ文言上、名宛人が労基法第 10 条にいう使用者とされていても、安全衛生に関する限り、元方事業者等も含むと解し得る旨を述べた。よって、安全衛生規制では、名宛人を設けない規定はもとより、使用者を名宛人とする規定も、あまねく元方事業者に適用可能だったと解される。</p>
---	--

（未了（図もしくは問題の解説））

1. 5 運用

1. 5. 1 適用の実際

（未了（図もしくは場面の解説））

1. 5. 2 関係判例

（1）現行安衛法の制定前に、刑事上、広義の安全衛生法上の「使用者」には元請けやその現場監督主任者等も含まれることを示した例（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁（原審：名古屋地判昭和 46 年 3 月 23 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集。上告後、最 2 小判昭和 48 年 3 月 9 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集で棄却された）（確定）

<事実の概要>

被告人 B は、土木建設業者である A 産業の建築工事主任として、同社が請け負った平屋の米穀倉庫（屋根高 8.5m、床面積 742.5 m²）の新築工事（以下、「本件建築工事」という。）につき、下請業者等を指揮監督し、施行一切を総括していた。

すなわち、A 産業は、本件建築工事につき、型わくとその支保工の組立工事を親方だった G に請け負わせた他、土工工事、コンクリートパイル打込工事など、各工事ごとに、L、M、O、P、Q、S 等の親方に下請けさせ、B の指揮監督のもとに施工していた。

主に建築物の骨組みや下部の構築（基礎土工、鉄筋・鉄骨の組立、側壁下部のコンクリート打設等）の終了後、G が C に下請けさせ、C が一部を V に下請けさせて、コ

1. 4. 2 背景になった災害等

ンクリートで形成する屋根スラブ（板）と梁（水平方向の部材）の型わくと、それが不安定な状態にある間、下から支える支保工（以下、「本件型わく支保工」という。）を施工した。本件型わく支保工については、被告人と配下の現場係員 H、G と C が協議して、H が作成した組立図に基づき、A 産業が貸与したパイプサポート（長さ調節ができる鋼管の支柱（図参照）。安衛則第 107 条に規定がある）を 3 本継ぎ足し、継ぎ目に敷板（敷角）を挟んで組み立てることとした。施工は、C と V が担当した。その後、被告人が直接に、または、その配下の H、I、D 等に指示して間接的に、別の会社 X から購入した生コンクリートを、また別の会社 Y から提供されたポンプ車を用い、更に別の会社 Y1 と L から供給された左官業 E の職人や鳶、土工人夫を指揮して、かなり強く雨が降る条件下、側壁、梁と屋根スラブのコンクリート打設作業（型わくにコンクリートを流し込む作業）を行わせていた。この際、雨で流動性が高まった打設中のコンクリート約 187 トンが屋根の一部に流動したため、荷重の偏りが生じて支保工が崩壊し、屋根の上で打設作業に従事していた E の作業員 F が床上に落下し、コンクリートに埋没して窒息死したほか、やはり屋根上で作業をしていた A 産業の D ほか 12 名が落下して重軽傷を負った。

そこで、第 1 に、下請業者等を指揮して安定的な支保工を構築し、それが本件のような条件下でも安定を保つよう点検する等して事故の発生を未然に防ぐ注意義務を怠った点が業務上過失致死傷罪（刑法第 211 条前段）（以下、「第 1 罪」という）に当たり、第 2 に、その注意義務のうち、特に下

請業者等をして敷板等を 2 段挟んで型わく支保工を組み立てさせなかった点が当時の安衛則第 107 条の 7 第 1 号（使用者に対して型わく支保工の安定性確保のため、原則として敷板・敷角等を 2 段以上挟まないことを定めた規定）、労基法第 42 条（使用者に対して機械器具、有害物等様々なリスクにかかる一般的な危害防止措置を義務づけた規定）に抵触し、労基法違反罪（同法第 119 条第 1 号）（以下、「第 2 罪」という）に当たるとして、被告人が起訴された。

1 審は、第 1 罪につき、本件のような場合、(当時の) 安衛則第 107 条の 7 に徴しても、パイプサポートを支柱として支保工を組み立てる際に、敷板・敷角を 2 段以上挟まないよう、予め下請業者等を指揮監督し、やむを得ず、そうした方法をとる場合にも、安定的な構造、水平つなぎ、筋かい等の補強措置を講じる等してその安定を確保し、点検する等の危険防止措置を講じる注意義務があるのに、敷板・敷角を 2 段に挟んでパイプサポートを 3 段積みとし、なおかつ、パイプサポートの中心のゆがみ、パイプサポートの端板が敷板・敷角に固定されていない状態、折損して溶接しただけのパイプサポート等の問題を放置する等、その安定性の確保や点検を行わなかったことを以て同罪に当たるとした。他方、第 2 罪については、労基法上の適用法条がいずれも「使用者」を名宛人としており、同法第 10 条は、その使用者につき、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定めて範囲を限定し、第 87 条（重層的下請構造では元請けを使用者とみなす旨の規定）以外に例外規定はないので、

当該適用法条にいう使用者は、取締対象事項にかかる労働者（保護対象である労働者）の直接の使用者のみを指し、元請け等は含まれず、被告人は、単なる元請けの現場監督者に過ぎず、使用関係を生ずるいわれはないとして、同罪に当たらないとし、罰金5,000円とした

そこで、検察側が控訴した。

<判旨～原判決破棄、検察側控訴認容～>

<事実の概要>に記した本件の事実関係に加え、被告人が指揮監督して本件型わく支保工を施工させた「前記下請業者は、M株式会社を除いて、いずれも弱小の業者であり」、C、VはもとよりGも、「型わく大工の頭領に過ぎず、建築工学の専門的な知識など有」せず、「名目は請負といても、材料の一部と労働者を提供したにひとしい」ことを踏まえると、被告人は、本件建築工場の元請人であるA産業の建築主任技術者（一級建築士の資格を有する）として、本件「型わく支保工の組立工事に関し、・・・実際に施工した下請人ならびにその雇傭する労働者に対する関係において、実質上、現場における作業上の指揮監督をし、かつ、現場におけるその安全措置をとるべき権能と義務を有していた」だけでなく、その型枠支保工を利用して、「コンクリート打設作業等に従事したA産業の現場係員はもとより、A産業と直接雇傭関係のない鳶、土工、左官等各労働者に対する関係」でも、「現場における・・・作業上、総括的に、実質的な指揮監督をし、かつ、現場における安全措置を講ずべき権能と義務を有していた」。

A産業とGやL、S等との間の請負契約書中には、「労基法・・・等、使用者として

の法律に規定された一切の義務は、乙（＝G）に於いて負担する」等の約定がなされているが、「例文的なものとみられ、少なくとも、本件建築現場のスラブ型わくならびにその支保工についての、労働基準法の規定による危害防止の義務に関する限り、その効力を有しない・・・と解すべきである」。

ところで、労基法第10条は、使用者につき、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定めているが、同法は、労働者の労働条件の保護と向上を目的として制定されたもので、規制の対象事項も、労働契約、賃金、労働時間・・・安全衛生等多岐にわたっているから、同条にいう『使用者』の概念は、・・・画一的に定めることはできない」のであって、例えば、賃金支払い面での使用者と安全衛生面が一致する必要はない。「そうでなければ、現今におけるごとく、複雑多様な労働関係において、労働者の労働条件の保護と向上を図ることは困難となるからである」。

本件におけるように、重層的下請関係の場合、例えば型わく支保工という1つの設備等を関係請負人が次々と使用することになるから、元請けの労働者のみならず、これら下請けの労働者も、その安全性について重大な利害関係を有するので、施工を担当する下請人に労基法上の安全義務を尽くせる能力がない場合、工事を総括する元請人がその義務を負担しなければ、極めて不合理、不都合な結果を生じる。また、下請関係にも様々あり、使用する労働者の安全面の法的義務を負担する能力のない下請人に、その法的義務を負担させ、その負担能

力を有する元請人にその責任を免れさせることは、極めて不合理、不都合である。

よって、このような場合、元請人において、一般的な労務管理面では関係を有しない労働者との関係でも、当該労働者の保護と安全を確保すべき施設の施工ならびにその利用に関し、実質的な指揮監督の権限を有する以上、労基法第 10 条及び第 42 条にいう「使用者」に該当すると解すべきであり（同法第 87 条の存在をもって、この解釈は妨げられない）、従って、被告人は、同法第 10 条が定める「使用者」に該当し、同法第 42 条が定める使用者としての義務を負担する。

<判決から汲み取り得る示唆>

労基法や安衛法上の使用者概念は、刑事事件でも法の趣旨目的に照らして柔軟に解釈し得る。現場での実質的な指揮監督権限を持ち、安全措置の権能と義務を有する者は、安全衛生面につき、それらの法律上の「使用者」と解し得るため、それらの法規の保護対象と直接雇傭関係にない、工事の発注者、元請業者や、その現場監督主任者等もそれに該当し得る。

のみならず、安衛法上の用語、特に不確定法概念は、全般に、その趣旨目的に照らして照らして解釈され得ることも窺われる。

(2) 元請けらは、下請けやその労働者らに対して民事上の安全配慮義務（本件では安全保証義務）を負い得ることを示した例（大石塗装・鹿島建設事件最 1 小判昭和 55 年 12 月 18 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 888 頁（1 審：福岡地小倉支判昭和 49 年 3 月 14 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 895

頁、原審：福岡高判昭和 51 年 7 月 14 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 906 頁）（確定）

<事実の概要>

亡 A は、被災当時、Y1（被告・被控訴人・被上告人）に塗装工として雇用されていた。Y1 は、訴外 B（原発注者）から転炉工場建設工事を請け負う Y2（被告・被控訴人・被上告人）の下請業者であった。1968 年（昭和 43 年）1 月、亡 A は、当該転炉工場の鉄骨塗装工事現場で塗装作業中に墜落し、即死した（以下、「本件災害」という。）。工事現場には、鉄骨からチェーンで吊り下げ、直角に組まれた鉄製パイプの上に足場板が置かれ、その上に養生網と呼ばれる金網が敷かれていたほか、各人に命綱の装着使用が促されていたことから、塗装工の墜落は二重に防止される仕組みとなっていたが、亡 A が命綱を外し、かつ、養生網の継ぎ目部分に流口部が存したことが、本件災害の直接的な原因となった。そこで、亡 A の両親（X1、X2[原告、控訴人、上告人]）及び兄弟姉妹（X3～7[原告、控訴人]）が、Y1、Y2 を相手方として、労働契約に基づく安全保証義務違反及び不法行為を根拠に損害賠償を請求した。本件の主な争点は、①Y らの帰責事由ないし過失の有無、②直接的な契約関係のない Y2 が安全保証義務を負担するか、の 2 点であった。

1 審（福岡地判昭和 49 年 3 月 14 日判例時報 749 号 109 頁他）は、②につき、事実上、注文者から、作業について、場所設備、機材等の提供、指揮監督を受ける以上、「注文者において請負人の被用者たる労働者に対し、被用者たる第三者のためにする契約

或は請負人の雇傭契約上の安全保証義務の重疊的引受として、直接、その提供する設備等についての安全保証義務を負担する趣旨の約定を包含する」とし、Y1には雇傭契約の内容として、Y2にはY1との下請契約の内容として、亡Aに対し、(a)命綱の慎重な使用について安全教育を施すべき義務、(b)破れや開口部その他の瑕疵がない完全な養生網を設置すべき義務があったとしたが、Yらはこれらの義務を履行しており、本件災害は専ら禁止行為を無視し、おそらくは塗料の上げ下げのため自ら開披して生じた養生網の流口部から墜落した亡Aの過失に起因し、Yらにはなんら帰責事由はない、と結論づけた。

対する原審（福岡高判昭和51年7月14日民集34巻7号906頁）は、②につき、確たる法律構成は示さずに、(イ)Y1Y2間の下請契約を媒体として、(ロ)場所、設備、器具類の提供、(ハ)直接的な指揮監督、(ニ)Y1が組織的、外形的にY2の一部門の如き密接な関係にあること、(ホ)Y1の労働者の安全確保にとってY2の協力が不可欠であること、等の事情から、「実質上請負人の被用者たる労働者と注文者との間に、使用者、被使用者の関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合には注文者は請負人の被用者たる労働者に対しても請負人の雇傭契約上の安全保証義務と同一内容の義務を負担する」との一般論を述べたうえ、1審同様、本件ではYらに(a)(b)の具体的安全保証義務があるとする一方で、補助事実や間接事実の評価から、災害原因事実に関する1審の推定を（その可能性を残しつつ）覆し、本件災害は監視の強化により防止し得たとして義務違反を

認め、亡Aの不注意にかかる5割の過失相殺分、労災保険金既払分を差し引いた逸失利益の相続分につき、X1、X2への支払を命じた。

<判旨～一部破棄自判～>

(i)「亡Aには本件損害の発生につき少なくとも5割の割合をもって過失があると認められる旨の原審の判断は、正当として是認することができないものではなく、原判決に所論の違法はない」。

(ii)「原審が認容した請求は不法行為に基づく損害賠償請求ではなくこれと択一的に提起されたYらが亡Aに対して負担すべき同人とY1との間の雇傭契約上の安全保証義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求であることが原判決の判文に照らして明らかであるから、所論中前者の請求であることを前提として原判決の判断を非難する部分は理由がない」。

<判決から汲み取り得る示唆>

本条（第29条、第29条の2）に直接言及してはいないが、関連する民事上の代表的判例である。注文者といわゆる社外工の間に、使用関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合、注文者は社外工に対してその直接の雇用者と同じ安全配慮義務を負うことが示唆される。

なお、法第29条に言及して、下請け労働者に対する元請けの安全保護義務及びその不履行を認めた下級審裁判例として、尼崎港運事件神戸地尼崎支判昭和54年2月16日判例時報941号84頁がある。

1.6 その他

1. 6. 1 派遣法上の取扱い（派遣元責任か派遣先責任か）とその趣旨

（未了）

1. 6. 2 （想定される）民事上の効果

（未了）

1. 6. 3 英国労働安全衛生法（HSWA）の類似規定

（未了）

1. 7 改正提案

（未了）

（2 第 30 条以下未了）

D. 考察及びE. 結論

別紙での整理（但し未了）からも明らかなように、安衛法は、遅くとも旧労働安全衛生規則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされた。特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、旧安衛則時代には直接的な定めがなく、不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めた。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。

今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

脚注を参照されたい。

（図表）

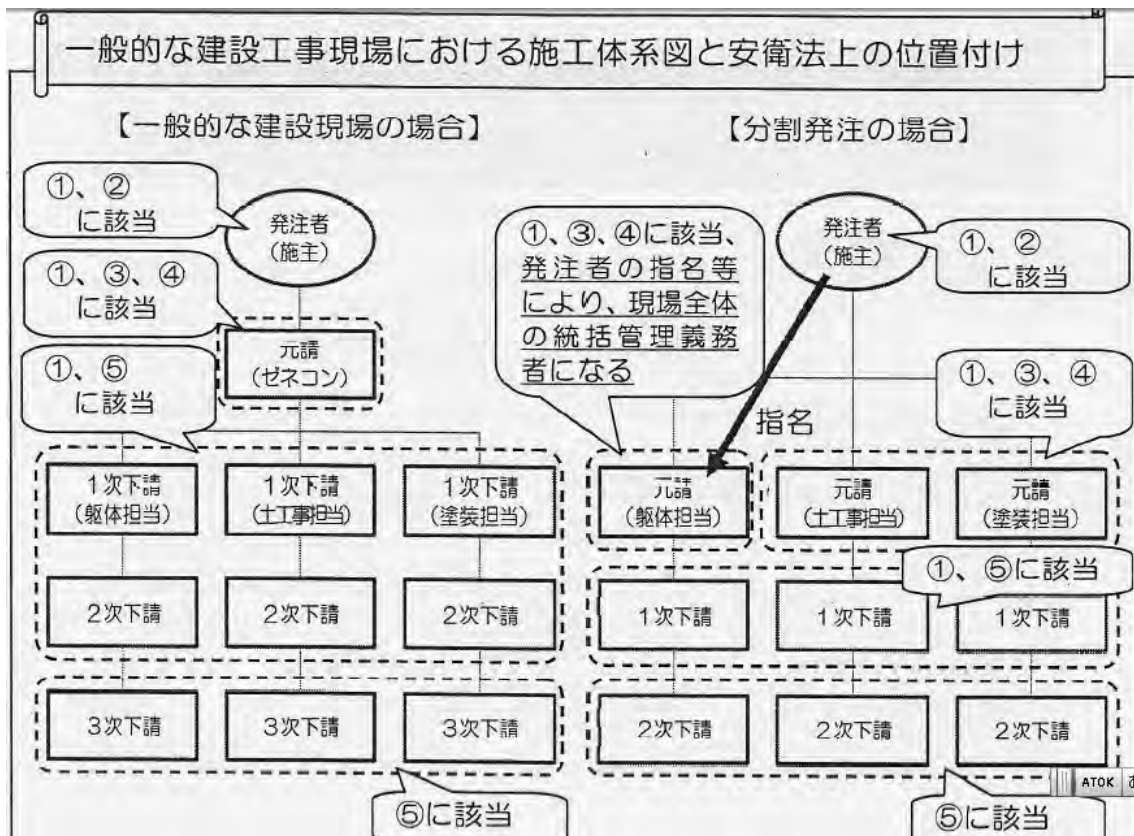
1, 29 条以下に広く関わるもの

【29 条以下に現れる基本的な用語】

請負契約に関連する安衛法上の用語

- ① 注文者
仕事を他の者に注文している者（安衛法上は定義なし）
- ② 発注者
注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者（安衛法第 30 条）
- ③ 元方事業者、特定元方事業者
元方事業者とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者のうち最先次の請負契約の注文者（安衛法第 15 条）
なお、元方事業者のうち、建設業、造船業に属する事業を行う者は特定元方事業者（安衛法第 15 条）
- ④ 元請負人
請負人のうち最先次のもの。建設業の場合、元方事業者と同一になる場合が多い。（安衛法上は定義なし）
- ⑤ 関係請負人
元方事業者から仕事を請け負った請負人及び当該請負人の請負契約の後次ATOK 関連のすべての請負契約の当事者である請負人（安衛法第 15 条）

（厚生労働省・船井雄一郎氏作成）

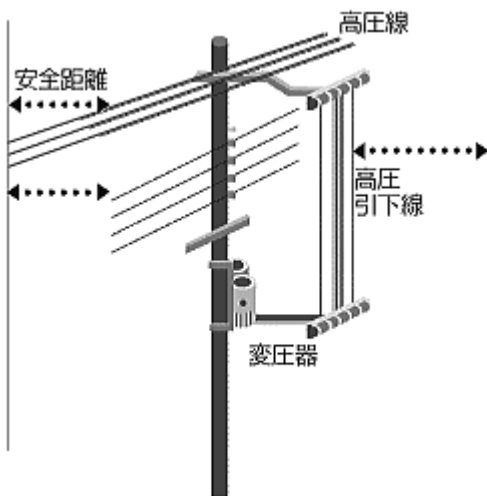


(厚生労働省・船井雄一郎氏作成)

2, 29条に関わるもの
なし

3, 29条の2に関わるもの

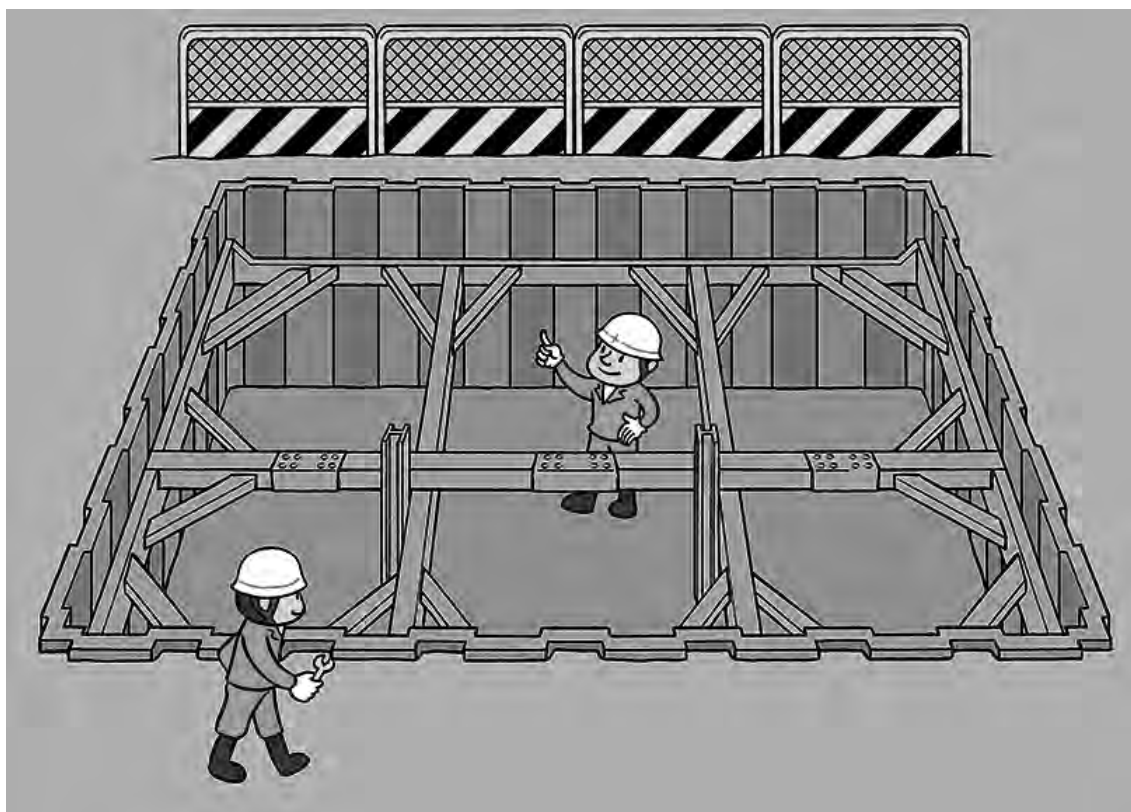
【架空電線の充電回路（とそれに近接した場所での作業）】





（ Seiichi Yamamoto 氏 による crane club の ウェブ サイト
(<http://www.crane-club.com/study/mobile/shock.html> 最終閲覧日：2019 年 8 月 20 日)
より)

【土止め支保工】



（ キャタピラー九州教習センターのウェブサイト
(<https://www.cat-kyushu.co.jp/kc/qualification/skill/soil-closing-chief> 最終閲覧日：2019
年 8 月 19 日) より)

【防護網】



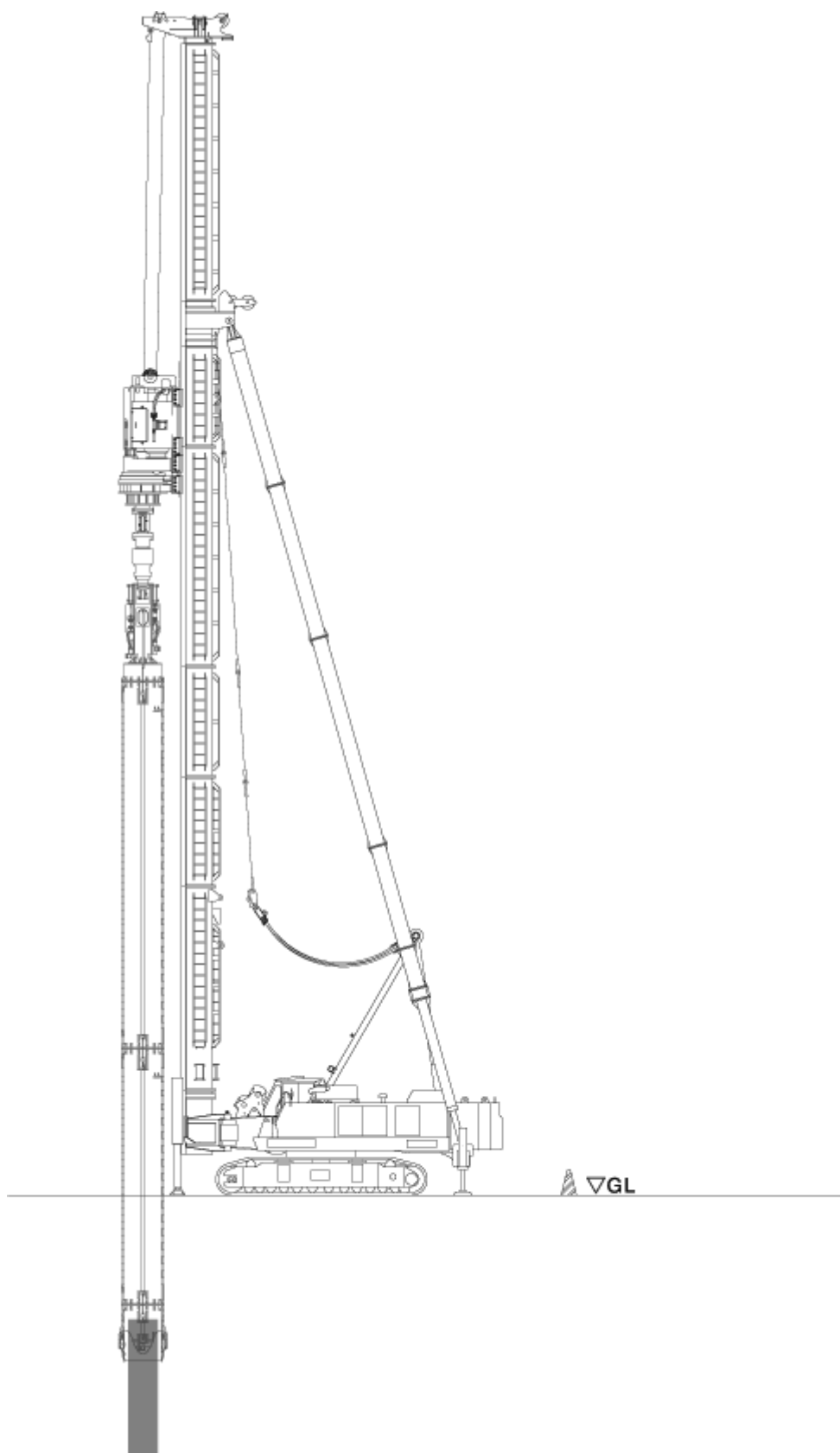
（ 神 鋼 建 材 工 業 株 式 会 社 の ウ ェ ブ サ イ ト
（http://www.shinkokenzai.co.jp/product/slope/stone_protect/fukusiki/最終閲覧日：2019
年8月19日）より）

【くい打機】



（北大路肉丸氏のブログ（<http://blog.livedoor.jp/nikumaru17/archives/1195596.html> 最終閲覧日：2019年8月19日）より）

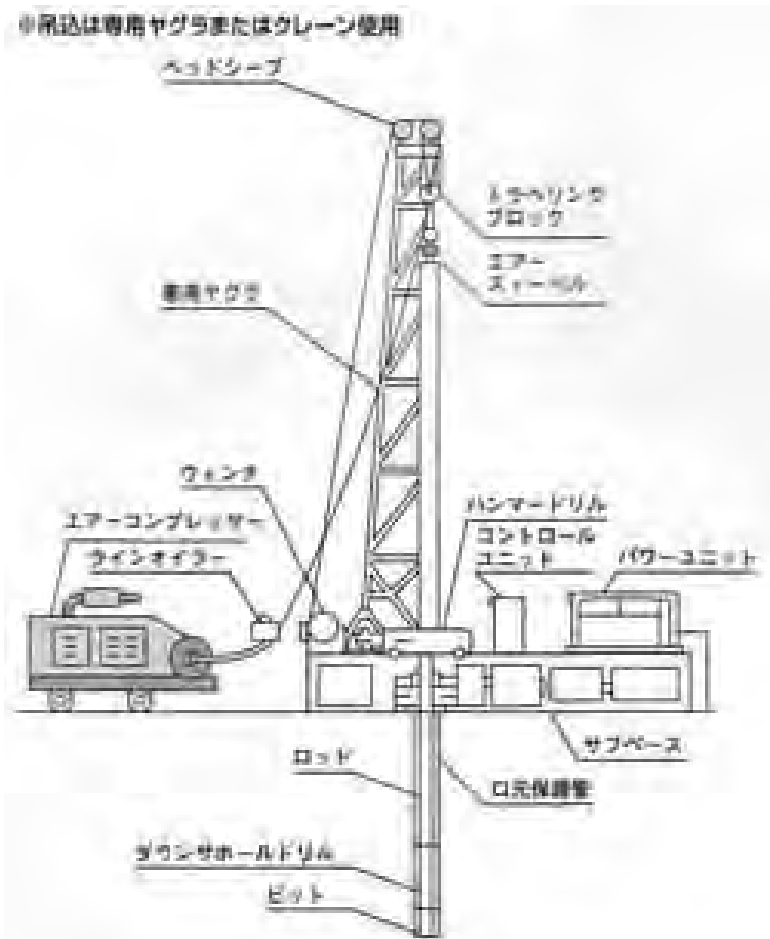
【くい抜機】



(株式会社マルシンのウェブサイト (http://marushinn.jp/pg/pg_07.html 最終閲覧日:2019

年8月19日)より)

【ボーリングマシン】



(株式会社高知丸高のウェブサイト (<http://www.ko-marutaka.co.jp/1/2-12.html> 最終閲覧日：2019年8月20日)より)

【敷板】



（株式会社エルラインのウェブサイト（<http://www.ashiba-japan.com/shopbrand/wood/>最終閲覧日：2019年8月20日）より）

【ガス導管】



（東京ガスのウェブサイト（<https://www.tokyo-gas.co.jp/anzen/precaution.html> 最終閲覧日 2,019年8月20日）より）

3, 判例に関わるもの

【スラブ型枠】



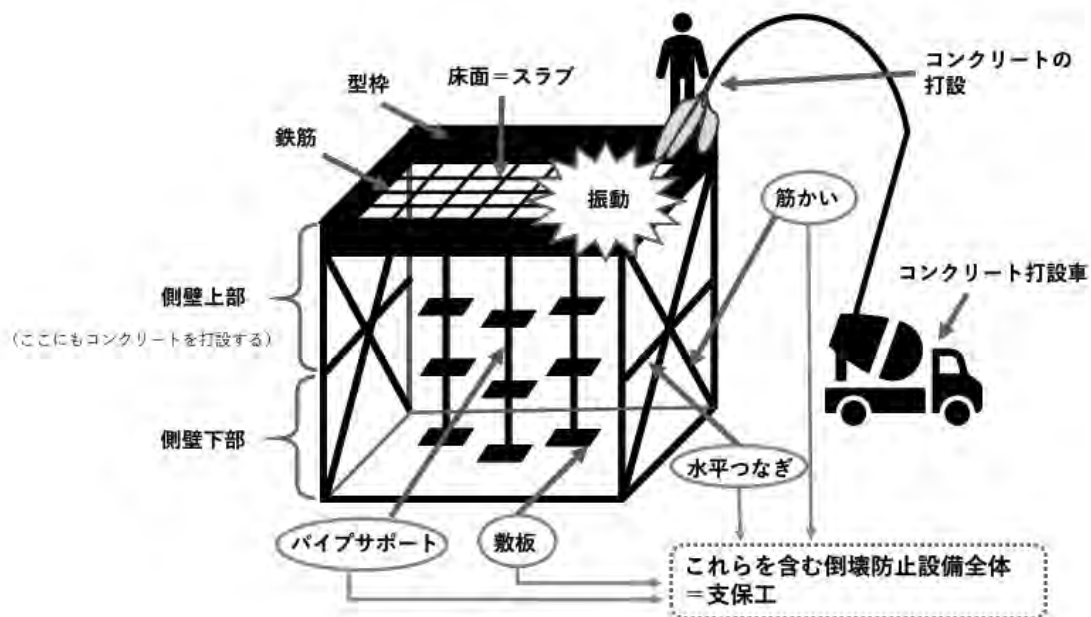
（株式会社日向興発の twitter（<https://twitter.com/hashtag/%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%83%96%E5%9E%8B%E6%9E%A0> 最終閲覧日：2019年8月24日）より）

【パイプサポート（支保工）】



（リーラック機材株式会社のウェブサイト（<http://lealuck.co.jp/products.html> 最終閲覧日：2019年8月25日）より）

【事件のイメージ図】



(原案：三柴文典、イラスト：小菅佳江子)

- ¹ 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978年（昭和53年））73頁ほか。
- ² ここで法令とは、法律（ここでは安衛法）と命令を指し、このうち命令には、政省令（ここでは安衛法施行令と安衛則等）のほか、告示（例えばフォークリフト構造規格等）が含まれるとの見解がある（島中信夫『労働安全衛生法のはなし（第3版）』（中災防新書、2016年（平成28年））23頁）。告示とは、ほんらい、政府が国民に広く情報を伝達する手段にすぎないので、法令とは異なり、直接的な法的拘束力はないが、安衛法では、立案者側も事業者側も、行政による法解釈と理解することが多かったということだろう。
- ³ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年（平成29年））342頁。
- ⁴ 同前。
- ⁵ 昭和47年9月18日発基第91号、佐藤勝美編『労働安全衛生法の詳解』（労働基準調査会、1992年（平成4年））29頁。
- ⁶ 島中前掲書（2016年）221頁、労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解（改訂4版）』（労働調査会、2015年（平成27年））480頁、昭和47年9月18日発基第91号。
- ⁷ 井上前掲書（1978年（昭和53年））73頁。
- ⁸ 島中前掲書（2016年）242頁、労務行政研究所編著（2017年（平成29年））343頁。
- ⁹ 平成22年4月13日内閣衆質174第347号。
- ¹⁰ 島中前掲書（2016年）244頁。
- ¹¹ 請負契約を結んだ事業者が行う仕事が相関連し、混在して行われている場所のこと。実際の判断は、労災防止という安衛法の趣旨に照らし、目的論的に行われる（昭和47年9月18日発基第602号）。例えば、ビル建設工事では、当該工事の作業場の全域、道路建設工事では、当該工事の工区（施工者や場所などによる施工単位）ごと、造船業では、船殻（船体の外殻の形成）作業、艀装（船殻を除く航行に必要な装備の設置）作業、修理作業、造

機（機械や機関の製造）作業の各作業場の全域か造船所全域、化学工業では、製造施設作業、用役（プラントの運転に必要な電気、水、空気や燃料など）施設作業、入出荷施設作業の各作業場の全域か化学工業事業場の全域、鉄鋼業では、製鋼（銑鉄を脱炭して鋼鉄をつくる工程）作業、熱延作業、冷延作業の各作業場の全域か製鉄所の全域、自動車製造業では、プレス・溶接作業、塗装作業、組み立て作業の各作業場の全域か自動車製造事業場の全域がそれに当たる（前記昭和 47 年発基第 602 号、平成 18 年 2 月 24 日基発第 0224003 号）。このように、事業場に該当する場合も、作業場に該当する場合もある（畠中前掲書（2016 年）229 頁）。

¹² 井上前掲書（1978 年（昭和 53 年））76～77 頁を参照した。

¹³ 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））481 頁。

¹⁴ 敷板の例は図の通り。他方、敷角は、建築用語では、支柱や支保工が地中にめり込むのを防ぐ「角材」を意味し（https://www.architectjiten.net/ag20/ag20_1604.html 最終閲覧日：2020 年 1 月 4 日）、安衛法上も、四角い敷板とは異なり、水平材として用いられる角材と解されている（現行安衛則第 524 条 5 の 2 を参照されたい）。

¹⁵ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））345 頁、労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））483 頁。

【別紙 1】

旧労働安全衛生規則のブリーフ

現行安衛法の基本構造と沿革を知ること、現行安衛法が労災防止効果を挙げた要因を分析するため、現行安衛法の前身である旧労働安全衛生規則の内容と名宛人を調査した。

本資料（別紙 1 及び別紙 2）は、その内容を整理したものである。

○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）

旧労働基準法の紐付け省令なので、基本的には同法第 10 条が定める使用者を名宛人としており、元方事業者宛の規制はなかった。但し、機械器具の譲渡提供者等にかかる規制は設けられていた（第 34 条等）。

同規則は、以下のような内容を擁していた。

第 1 編 総則

第 1 章 安全管理

安全管理者の選任要件～原則として常時 150 人以上の労働者を使用する事業～（第 1 条）、同じく専属性（第 2 条）、同じく資格（第 3 条）、職務不能時の使用者による代理者の設置（第 4 条）、使用者による職務遂行に必要な権限の付与（第 5 条）、安全管理者の職務（第 6 条）、選任時の労基署長への報告（第 7 条）、使用者による安全に関する関係労働者からの意見聴取、同じく安全委員会を設置する場合の労働者代表委員の選任等（第 8 条）、使用者による火元責任者の選任等（第 9 条）、使用者による危険な物質や作業にかかる取扱い主任者や作業主任者の選任等（第 10 条）。

第 2 章 衛生管理

医師である衛生管理者と医師でない衛生管理者の選任（選任要件～原則として常時 50 人以上の労働者を使用する事業とし、常時使用労働者数の増加に合わせて選任者数増～）（第 11 条）、都道府県労働基準局長による小規模事業への衛生管理者の共同選任命令（第 12 条）、衛生管理者の専属性（医師である衛生管理者の場合、常時使用労働者数が 1000 人以上の場

合) (第 13 条)、資格～医師で労働衛生の教養を持つ者か第 24 条の免許を持つ者～ (第 14 条)、他業務で繁忙な者の選任の禁止 (第 15 条)、一般的職務、職務分担の決定、職務遂行に必要な権限の付与 (第 16 条)、職務不能時の使用者による代理者の設置 (第 17 条) 巡視及び衛生上有害のおそれがある場合の応急措置や適当な予防措置 (第 18 条)、個別的職務～健康異常者の発見・処置、労働環境衛生に関する調査、衛生上の改善、保護具等の点検・整備、衛生教育・健康相談等。医師である衛生管理者の場合、健康診断～ (第 19 条)、関係労働者からの意見聴取、衛生委員会を設置する場合の労働者代表の委員選任 (第 20 条)、健診結果に基づく就業上の配慮、病者の就業禁止、業務上疾病や食中毒の事例が生じた場合の労基署長への報告 (第 21 条)、定期健診結果の統計の作成と労基署長への報告 (第 22 条)、衛生管理者の選任・解任時、死亡時の労基署長への報告 (第 23 条)、衛生管理者免許の付与の条件 (第 24 条)、免許不適格者 (第 25 条)、都道府県労働基準局長による免許認定者への免状の交付 (第 26 条)、免許の取り消し (第 27 条)、衛生管理者試験の実施者～都道府県労働基準局長～ (第 28 条)、衛生管理者試験の受験資格 (第 29 条)、衛生管理者試験の科目 (第 30 条)、試験の科目免除 (第 31 条)、氏名や本籍地に変更があった場合の書き換え申請 (第 32 条)、免状喪失時等の再交付申請 (第 33 条)。

第 3 章 安全装置

一定の機械器具の譲渡、貸与、設置の禁止 (第 34 条)、前条が定める内圧容器の耐圧証明書は、労働基準局長の指定者か都道府県労働基準局長が所定の様式で発行したものでなければならないこと (第 35 条第 1 項)、当該内圧容器の耐圧証明書の申請者は、所定の申請書を労基署長を経由して労働基準局長に提出すべきこと (第 35 条第 2 項)、一定の機械器具とその安全装置のうち労働基準局長の認定のないものの譲渡、貸与の禁止 (第 36 条第 1 項)、一定の機械器具に具備する安全装置等にかかる労働基準局長による認定を求める者は、所定の申請書式を提出すべきこと (第 36 条第 2 項)、労働基準局長による安全装置の認定書の交付 (第 36 条第 3 項)、認可を受けていない溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の製造禁止 (第 37 条第 1 項)、溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の認可を求める者による労基署長を経由した労働基準局長への申請書の提出 (第 37 条第 2 項)、溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の認可に際しての溶接の方法等に関する労働基準局長による審査 (第 37 条第 3 項)、汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (クレーン等)、アセチレン (:可燃性のガス) 溶接装置 (図参照) 等危険な機械器具の設置に際しての労基署長の認可 (第 38 条第 1 項)、汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (クレーン等)、アセチレン溶接装置等危険な機械器具の範囲や認可の基準は第 4 編で別に定めること (第 38 条第 2 項)。

【アセチレン等の可燃性のガスによる溶接装置】



(角田淳氏のブログ (<http://itetama.jp/blog-entry-749.html> 最終閲覧日：2020年1月12日) より)

第4章 性能検査

労基法第47条第1項(認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査)に基づき前条が定める危険な機械器具(汽罐(=ボイラー)、揚重機(クレーン等)、アセチレン溶接装置等)の性能検査の有効期間満了後の継続利用に際しての労基署長への申請(第39条第1項)、汽罐(=ボイラー)等の特定の危険な機械器具の性能検査を行う際の事前の期日指定(第39条第2項)、汽罐(=ボイラー)、揚重機(クレーン等)、アセチレン溶接装置等の性能検査の有効期間(第40条)、汽罐(=ボイラー)等の機械器具の性能検査を受ける際に必要な準備～缶体の冷却、煙道の掃除等～(第41条第1項)、揚重機(クレーン等)の性能検査を受ける際に必要な準備～主要部分の分解手入れ等～(第41条第2項)、アセチレン溶接装置の性能検査を受ける際に必要な準備～気鐘を分離、装置の主要部分の分解手入れ等～(第41条第3項)、労基法第47条第2項(認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査の他者への委託)に基づく指定検査機関となろうとする者は、労基署長を経由して労働大臣

に申請書を提出すべきこと（第42条第1項）、検査機関による性能検査担当者の選任にかかる労働基準局長の認可（第42条第2項）、労働基準局長による検査担当者の解任命令（第42条第3項）、労働大臣の指定検査機関による性能検査を受ける者による労基署長への報告（第43条第1項）、労働大臣の指定検査機関による労基署長への性能検査結果の報告（第43条第2項）。

第5章 就業制限及び禁止

一定の危険業務～汽罐（≒ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～について、免許を持つ者以外の就業禁止（第44条第1項）、免許を持たない者は一定の危険業務に従事してはならないこと（第44条第2項）、一定の危険業務に従事するのに求められる第1項所定の免許については、第4編で定めること（第44条第3項）、第44条所定の業務より若干危険性の低い危険業務～火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機（クレーン）業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等～について、技能選考のうえ指名した者以外での就業禁止（第45条第1項）、技能選考のうえ指名された者以外は前項の業務に従事してはならないこと（第45条第2項）、労基署長が不適任と認めた指名者への就業禁止命令（第45条第3項）、未熟練者の危険な作業への就業を禁じる労基法第49条を受け、動力伝導装置の清掃等、粘性質のロール練りの業務、丸のこ盤（図参照）や帯のこ盤（図参照）による木材送給、操車場内での列車の入換、連結等、レールが通るずい道（トンネル）内部での単独業務等に未熟練者を就業させることの禁止（第46条第1項）、前項各号の業務には、経験者以外従事してはならないこと（第46条第2項）、性行為感染を含む様々な経路で感染する疾患の病原体の保有者、精神分裂病（現在の統合失調症）、そううつ病等の精神病患者で就業不適当な者、胸膜炎、心臓病等の病歴があって、労働により増悪するおそれがある者等の就業禁止（第47条）。

【丸のこ盤】

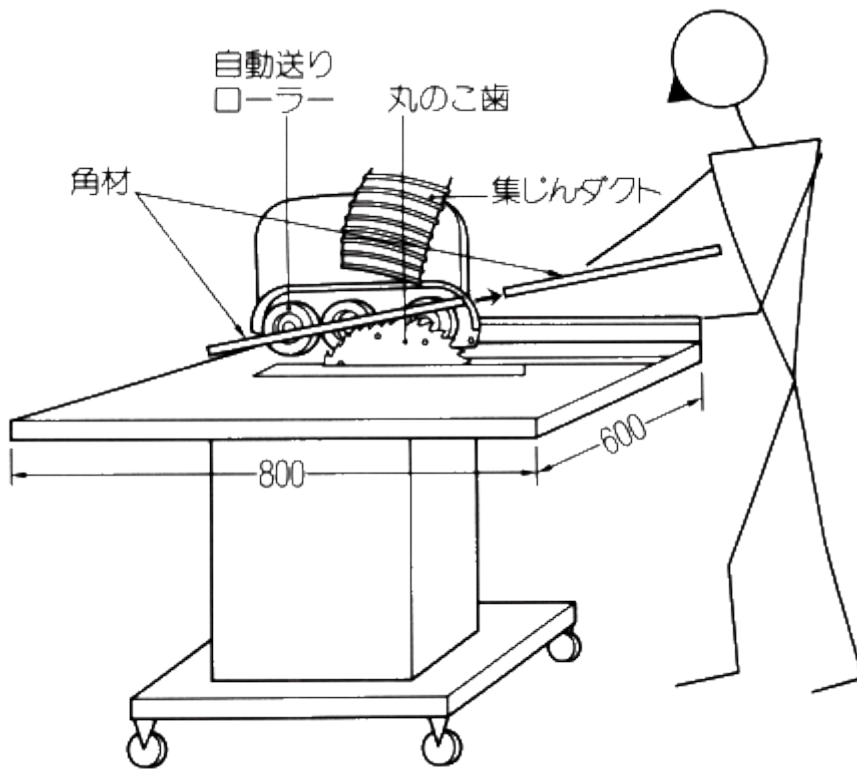
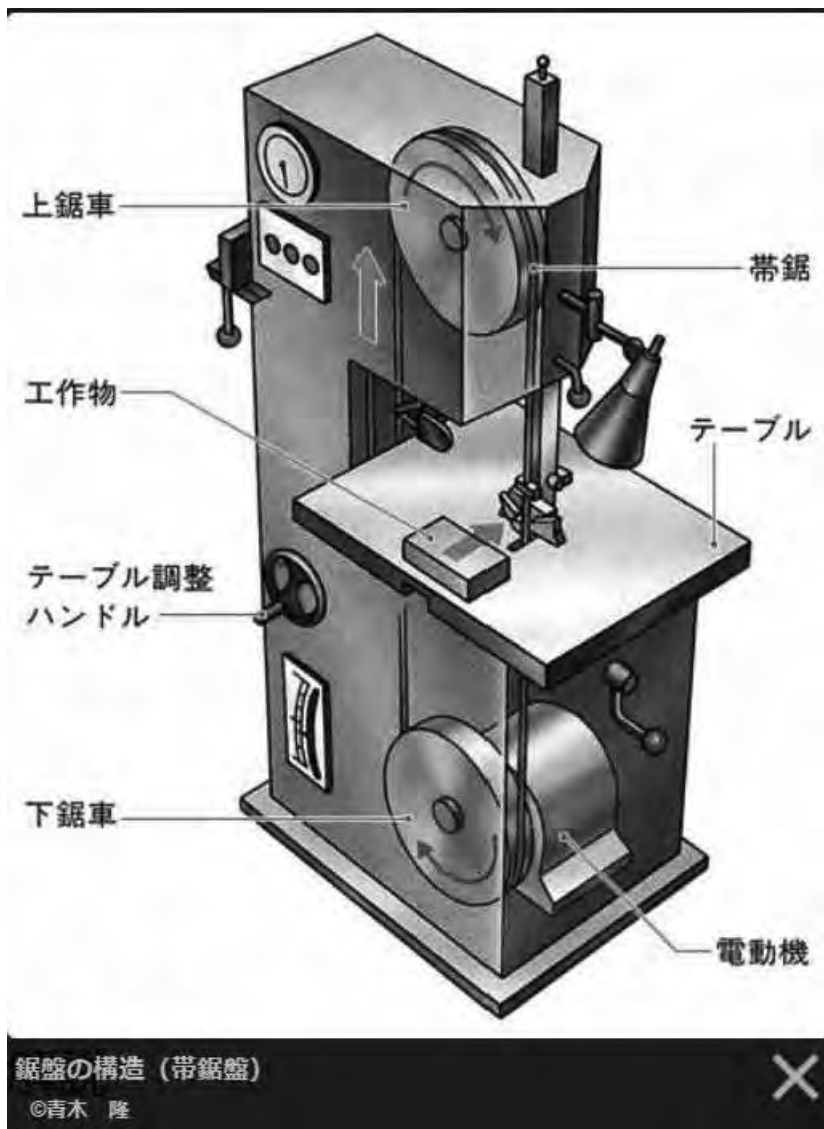


図 災害発生状況

(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=582 最終閲覧日：2019年
10月3日) より)

【帯のこ盤】



(コトバンクのWEBサイト
(<https://kotobank.jp/word/%E6%9C%A8%E5%B7%A5%E6%A9%9F%E6%A2%B0-142490> (原典：小学館『日本大百科全書 (ニッポニカ)』かんな盤) 最終閲覧日：2019年9月30日) より)

第6章 健康診断

一定規模の事業で常時使用労働者を雇い入れる場合、多量の高熱物体を取り扱う業務、坑内業務、深夜業など一定の危険業務に常時使用労働者を雇い入れる場合等における雇入れ時健診 (第48条)、常時使用労働者数50人以上の事業や、農林水産業やサービス業等を除

く業種で常時使用労働者を対象とする毎年の定期健診（第 49 条第 1 項）、前条第 2 号に規定する危険業務に従事する労働者を対象とする毎年 2 回以上の健診（第 49 条第 2 項）、その年に雇入れ時健診を受けた場合、前 2 項の定期健診等の回数を減じ得ること（第 49 条第 3 項）、第 48 条の雇入れ時健診と第 49 条の定期健診等の検査項目～感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系、X 線検査、赤血球沈降速度等～（第 50 条第 1 項）、医師の判断によるか実施困難な場合の一部の検査項目の省略（第 50 条第 2 項）、検査項目を省略する場合の労基署長への報告（第 50 条第 3 項）、食堂や炊事場で働く労働者対象の雇入れ時の検便（第 51 条第 1 項）、実施困難な場合の省略と労基署長への報告（第 51 条第 2 項）、都道府県労働基準局長による定期の実施命令（第 51 条第 3 項）、医師選択の自由～労基法第 52 条第 2 項に基づき使用者指定医以外の者による健診を求める場合の一定の様式による健診結果の提出～（第 52 条）、様式に沿った健診記録の作成（第 53 条）、使用者その他健診実施事務従事者の守秘義務（第 54 条）。

第 7 章 雑則

使用者に対して、建設物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工の 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項に定める危険又は衛生上有害な事業の定義～3 馬力以上の原動機を使用する事業のうち一定の業種、2 馬力以上の原動機を使用し、金属の切削、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）を行う事業、発電・送電、ガラス製造、油脂・パラフィン（ろうそく、マッチ、クレヨンなどの原料となる、石油から分離された半透明の個体で、有機化合物の一種。水をはじく性質があり、眼刺激性がある）の製造、爆発性、有害性のある薬品を取り扱う業務を行う事業など 3 項目 18 種類～（第 55 条）、労基法第 54 条第 1 項が定める計画の届出の様式と必要記載事項（第 56 条）、移動式興行場等の仮設建物等で短期間に廃止するものについての労基法第 54 条第 1 項の規制緩和（第 57 条）、火災や爆発、汽罐（≒ボイラー）等の圧力容器の破裂、高速回転体の破裂等、重大な被害をもたらしかねない事故等の使用者による労基署長への報告（第 58 条）。

第 2 編 安全基準

第 1 章 原動機及び動力伝導装置

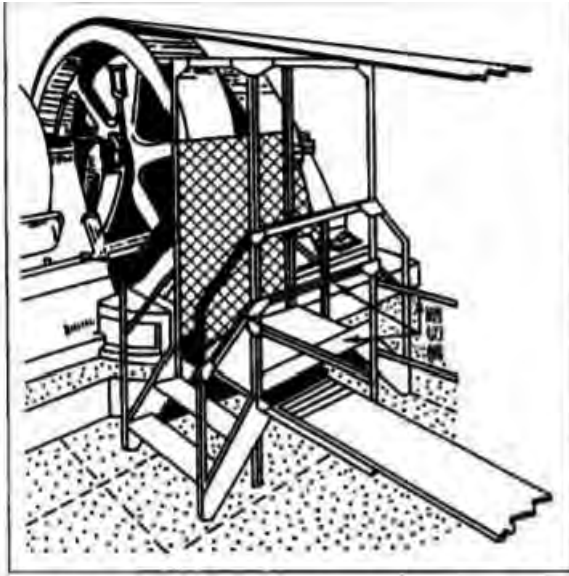
動力伝導装置（モーター、エンジン等の原動機の回転力を、使用する産業機器の必要な回転数に変換して伝えるもの¹⁾）による危害の防止のため、機械ごとに電動機（モーター）を

¹⁾ 日本産業機械工業会のウェブサイト（<https://www.jsim.or.jp/p-power-transmission/>最終

付けたり、構造をシンプルにするよう努めること（第 59 条）、原動機を区画された場所に据え付けるか、やむを得ない場合等には囲いや覆いをすべきこと（第 60 条）、（スイッチ、クラッチ等の）動力しゃ断装置を容易に操作できるよう、不意に起動しないようにすること（第 61 条）、電気設備のスイッチによる感電、火災、爆発の防止のため、適当な位置に取り付け、照明を十分にすべきこと（第 62 条）、床面から 1.8m 以内の動力伝導装置の車軸で人との接触の危険があるものに、囲いや覆い等を設けるべきこと（第 63 条第 1 項）、作業や通行のため跨ぐ必要のある水平車軸には覆いや踏切橋（図参照）を設けるべきこと（第 63 条第 2 項）、踏切橋には手すりを設けるべきこと（第 63 条第 3 項）、労働者は、踏切橋のある場所で車軸を跨ぐべきこと（第 63 条第 4 項）、床面から 1.8m 以内にある調帯（調車をつなぐベルト）、調車（調帯でつながれた車。プーリー）等で接触の危険があるものや、床面から 1.8m 以上等にあるが、清掃、注油等で、運転中接触の危険がある調帯等には、囲いや覆いを設けるべきこと（第 64 条）、通路や作業箇所の上にある調帯で、一定以上の長さ、幅、速度のものにつき、不意の切断による危害防止のため、下方に囲いを設けるべきこと（第 65 条）、調車（プーリー）と隣接車輪等との間隔が一定以下である場合等には、適当な調帯受け（運動する調帯に接して支える部品）を設けるべきこと（第 66 条）、動力伝導装置の軸受け（回転する軸に接して支える部品）は、巻き込まれ危険部位に安全装置が設置されている場合を除き、長期間にわたり給油の必要がないものを使用すべきこと（第 67 条）、調帯の継ぎ目に突出した金具を使用しないこと（第 68 条）、動力伝導装置等に使用する止め金具類は、頭部埋め込み型とするか、覆いを設置すべきこと（第 69 条）、遊車（あそびぐるま：ベルト伝導で、原車と従車の間に挟み、ベルトの緩みや振動を取る等の役割を果たす滑車（図参照））を使用する場合、手元に遷帯装置（ベルトシフターのこと。固定プーリーと遊びプーリーの間で、ベルトのかけかえをすることで、動力を伝達させたり遮断したりする装置）を設置すべきこと（第 70 条第 1 項）、遊び車を使用する場合に設けるべき遷帯装置（ベルトシフター）は、調帯（調車をつなぐベルト）が不意に固定車に移動しないようなものとすべきこと（第 70 条第 2 項）、動力伝導装置の歯車で接触の危険があるものには覆いをすべきこと（第 71 条）、原動機や動力伝導装置については、緊急停止装置を設けるか、原動機室の係員が直ちに停止できる連絡を保持すべきこと（第 72 条）、原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者への周知のために合図を定めるべきこと（第 73 条第 1 項）、労働者は、その合図を確実に遵守すべきこと（第 73 条第 2 項）、原動機、動力伝導装置等を停止して、清掃、注油等をする場合、起動装置に錠をかけるか、標示を設ける等の危害防止措置をなすべきこと（第 74 条）。

【踏切橋】

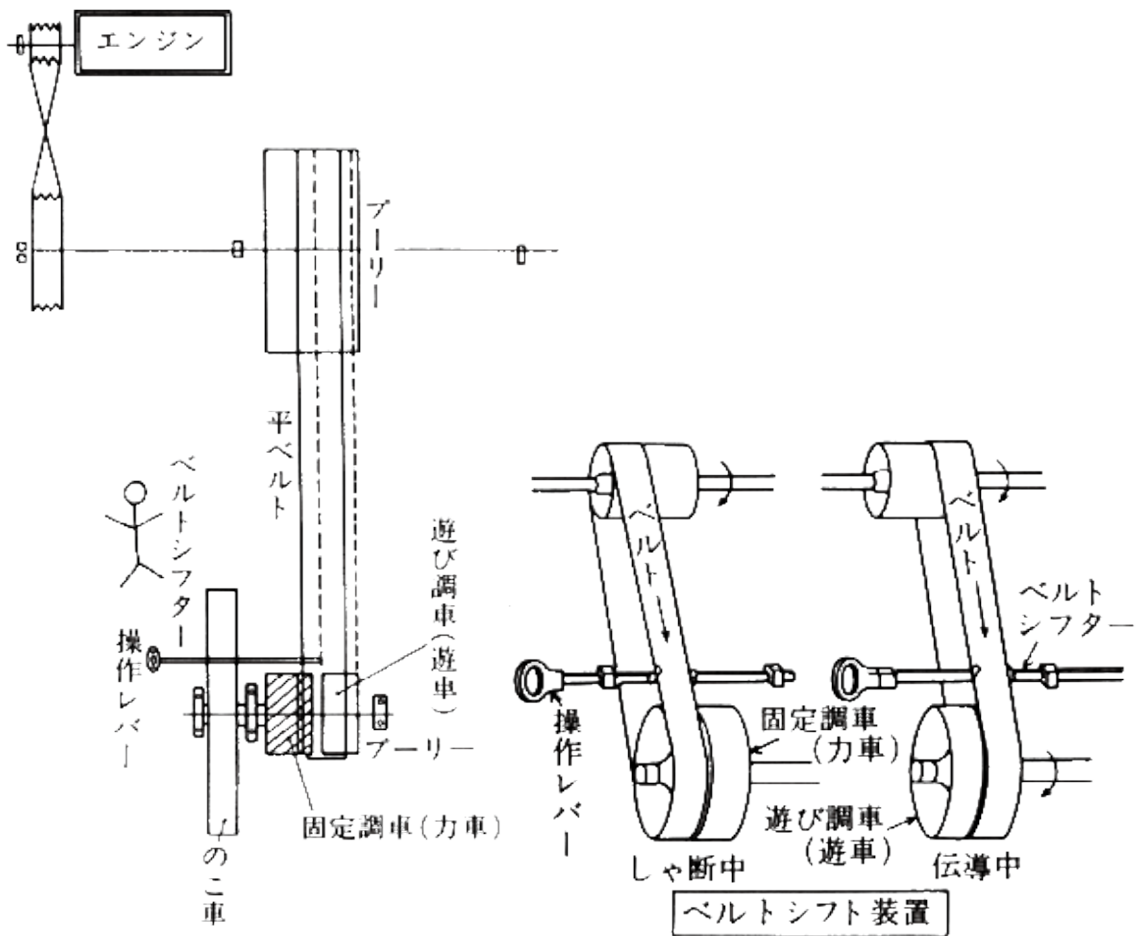
閲覧日：2019 年 10 月 18 日）より。



(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解（第 2 巻）＜安全基準編②＞』（中央労働災害防止協会、1993 年（平成 5 年）6 頁）

【遊車】

災害発生略図



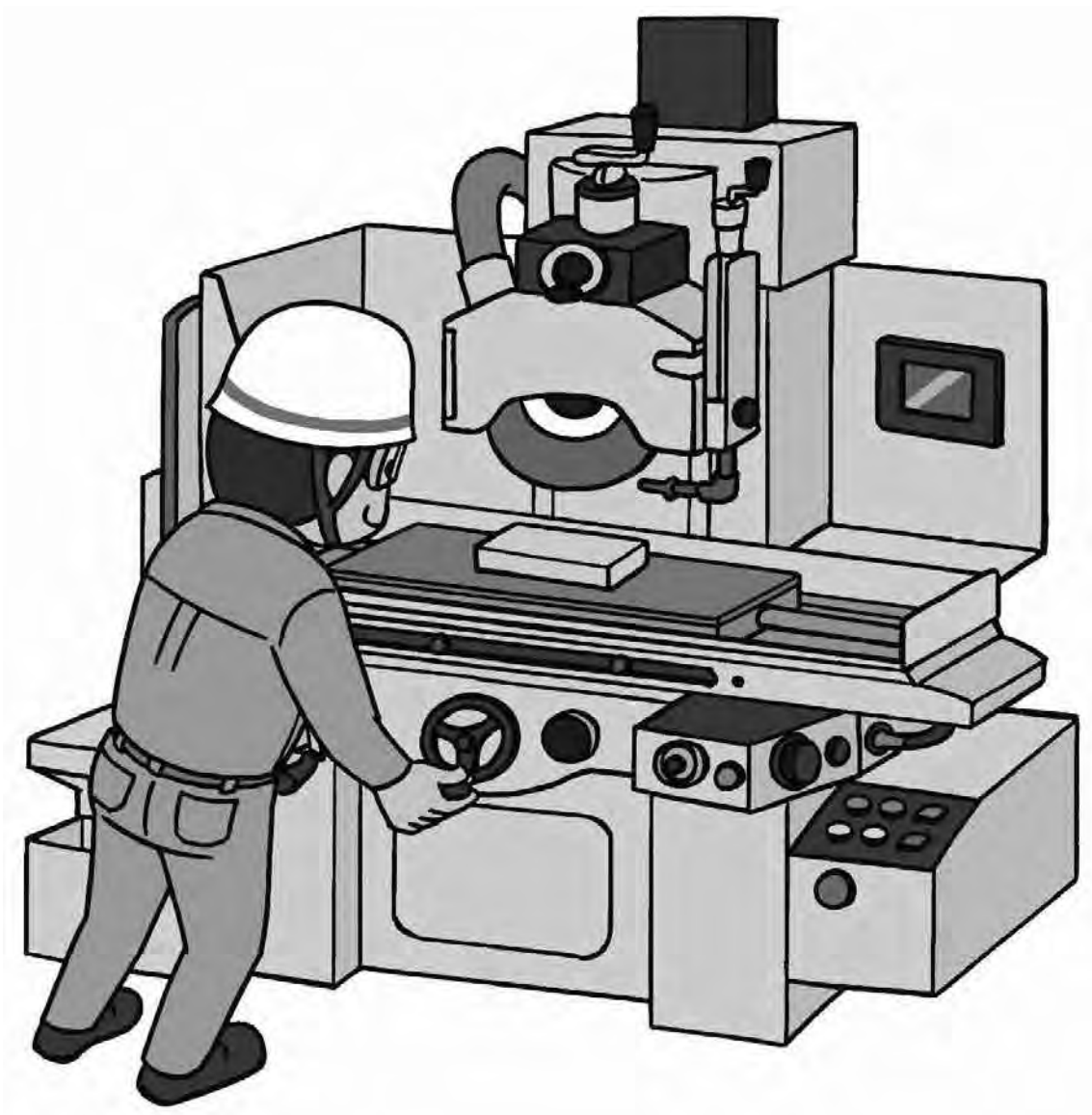
(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=711 最終閲覧日：10月3日) より)

第2章 機械装置

動力で運転する機械には、遊車、クラッチ、スイッチ等の動力遮断装置を設置すべきこと等(第75条)、機械の勢輪(フライ・ホイール：慣性の法則を利用して、安定した回転力を創出する円盤等)、調車(プーリー)、歯車等で、接触の危険があるものに覆いか囲いをすべきこと(第76条)、回転中破壊のおそれのある研磨盤の砥石車(図参照)には堅固な覆いを設置すべきこと等(第77条第1項)、砥石車を交換した際には、3分以上試運転すべきこと(第77条第2項)、動力で運転する圧機(プレス)や切断機には、金型や刃物が作動する箇所に手を入れる必要がない場合を除き、安全装置を設置すべきこと等(第78条)、木工用丸のこ盤には、反ばつ(のこぎりの刃が、かかった圧力に反ばつして折れて飛散すること等)

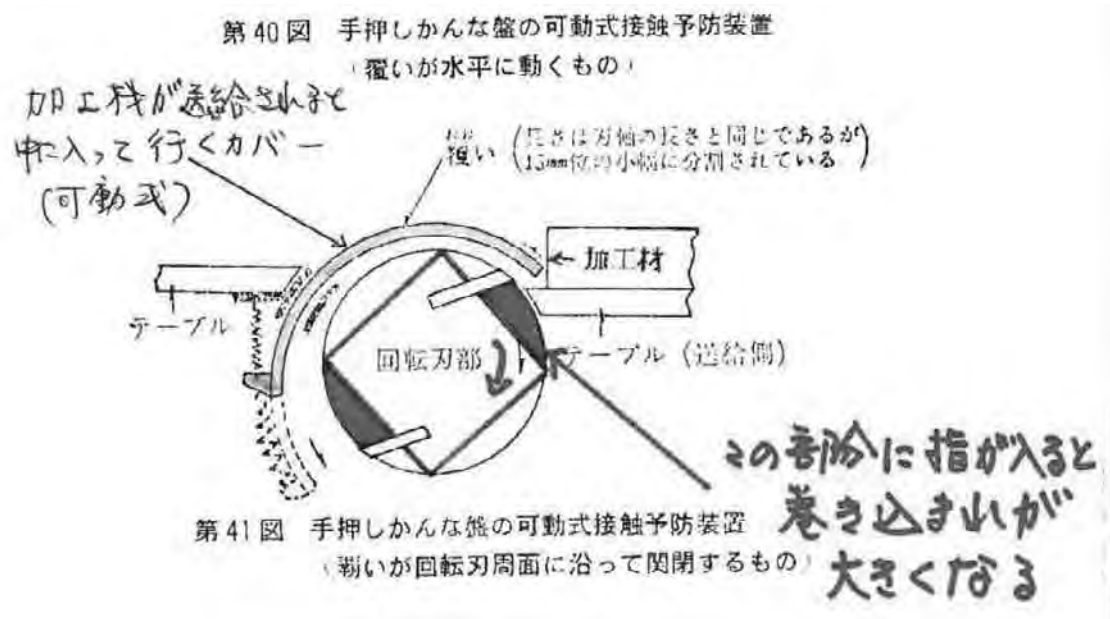
予防装置を設置すべきこと（第 79 条）、木工用帯のこ盤の歯や動輪には、切断に必要な部分を除き、囲い等を設けるべきこと（第 80 条）、木工用かんな機（手押しかんな盤）の刃物の取付軸（刃が付いている回転軸）（図参照）を（角型にすると手を巻き込まれやすいため）原則として丸型にすべきこと（第 81 条）、ゴムやエポナイト（固くて光沢を持ったゴム）等の粘性のものを練るロール機には、被害者自らが操作できる急停止装置を設けるべきこと（第 82 条）、紡績機械の荒打綿機（図参照）のシリンダカバーのハンドホール（マンホール）等の機械部分に、回転が停止しなければ開けられない緊錠装置を設けるべきこと（第 83 条）、織機のシャトル（杼）の脱出による危害を防止するための装置を設置すべきこと（第 84 条）、紙・布等を通すロール機（図参照）につき、手が挟まれないよう安全装置を設けるべきこと（第 85 条）、第 75～第 85 条に定めるもの以外の動力で運転する機械には、危険な部分に安全装置を取り付けるべきこと等（第 86 条）、運転中の機械の刃の切粉払いや注油のため、ブラシ等の用具を備えるべきこと（第 87 条第 1 項）、労働者は、その用具を使用すべきこと（第 87 条第 2 項）。

【砥石車】



(キャタピラー教習所のウェブサイト (<https://cot.jpncat.com/know/?no=26> 最終閲覧日：2019年11月6日) より)

【木工用かな機の刃物の取付軸】



(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解(第2巻) <安全基準編②>』(中央労働災害防止協会、1993年(平成5年)58頁)に玉泉孝次氏が加筆した)

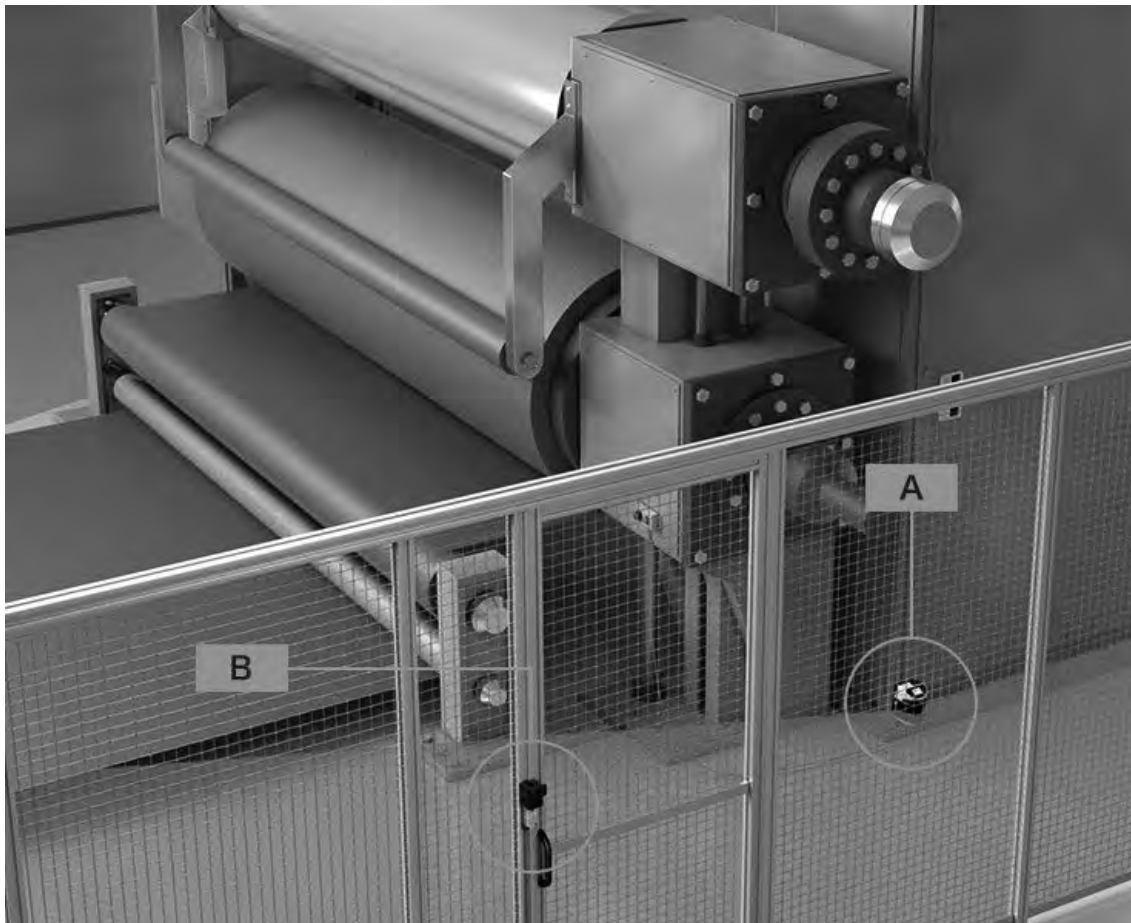
【荒打打綿機】



(続・よねちゃんの中泊旅行記 (<https://blogs.yahoo.co.jp/yonechan5088/18984483.html>))

最終閲覧日：2019年10月3日)より)

【ロール機】



(キーエンス社のウェブサイト
(https://www.keyence.co.jp/ss/products/safety/casestudy/example/presence/roll-mill_transport.jsp 最終閲覧日：2019年11月7日)より)

第3章 通路及び作業床

作業場に通じる場所と作業場には、安全な通路を設けてメンテナンスすべきこと(第88条)、通路には、歩行を妨げない程度に採光や照明を講じるべきこと等(第89条)、屋内の通路には、適当な幅、適当な標示を設けると共に、床面をつまづき、すべり等の危険がない状態にすべきこと等(第90条)、百貨店、病院、旅館等で、労働者以外の者と共用する通路、階段、非常口につき、非常時の安全を確保すべきこと(第91条)、機械と機械または他の設備の間に設ける通路を幅80cm以上とすべきこと(第92条)、作業場の床面を、つまづ

き、すべり等の危険がない構造で、安全な状態にすべきこと（第 93 条）、旋盤、ロール等の機械が高い場合、適当な高さの作業踏台を設けるべきこと（第 94 条）、危険性（爆発性、発火性、引火性）のあるものを製造もしくは取り扱うか、常時 50 人以上が就業する屋内作業場には、2 以上の避難通路を設け、引戸か外開戸とすべきこと（第 95 条）、建築物に設ける階段は、丈夫で、急すぎず、踏面等を等間隔に設け、一定間隔で踊場を設け、適当な手すりを設けるべきこと（第 96 条）、複数階にわたり、常時 20 人以上の労働者が就業する建物では、各階に 2 以上の屋外の安全な場所に通じる階段を設けるべきこと、常時 50 人以上の労働者が就業する場合、踏面（ふみめん）、蹴上（けあげ：階段の縦の面）、こう配、内法（枠以外の横幅）等を規定の構造とすべきこと（第 97 条）、メイン通路、非常用の出口や通路には標示をすべきこと（第 98 条）、通路と車輛の軌道を交わせる場合、監視人を置くか、警鈴を鳴らす等の措置を講じるべきこと（第 99 条）、ふ頭や岸壁で荷役作業を行う場所では、危険な場所に照明を講じる、ふ頭や岸壁に沿う通路の幅を 90cm 以上とする、陸上の通路等で、隅角（ぐうかく：直線でないところ）、橋、船渠（ドック）の閘門（こうもん：ドックの開閉用の門）の上にかげられた歩道等の危険な箇所に囲いを設ける等、規定の措置を講じるべきこと（第 100 条）、労働者が停泊している船舶を往復する場合、原則として歩板等の通行設備を設けるべきこと（第 101 条）、船の高さが 1.5m を超える船艙で労働者が荷役作業をする場合、甲板と船艙間に安全な通行設備を設けるべきこと（第 102 条）、架設通路（工事現場に仮にかける作業用の通路）は、丈夫な構造として、なおかつ、こう配を原則として 30 度未満とし、墜落の危険がある箇所には原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと、立坑（垂直方向に掘られた坑道）の 15m 以上の架設道路には 10m 以内ごとに踏だな（休み場所）を設けるべきこと等（第 103 条）、軌条（レール）を設けた坑道やずい道（トンネル）等の中には、原則として適当な間隔ごとに回避所を設けるべきこと（第 104 条）、はしご道（図参照）は丈夫で、踏（ふみ）さんを等間隔に設ける等、規定の構造とすべきこと等（第 105 条第 1 項）、潜かん（地下水の多い地中や水中に設置された作業空間。ケーソン）内のはしご道等には、やむを得ない場合、前項の一部の規定の適用を除外すること（第 105 条第 2 項）、坑内に設けたはしご道等が巻上装置（図参照）に接近して危険な場合、板仕切り等の隔壁を設置すべきこと（第 106 条）、労働者を水路で船舶に往復させる場合、安全輸送のため必要な措置を講じるべきこと（第 107 条）。

【はしご道】



(玉泉孝次氏提供)

【卷上機】



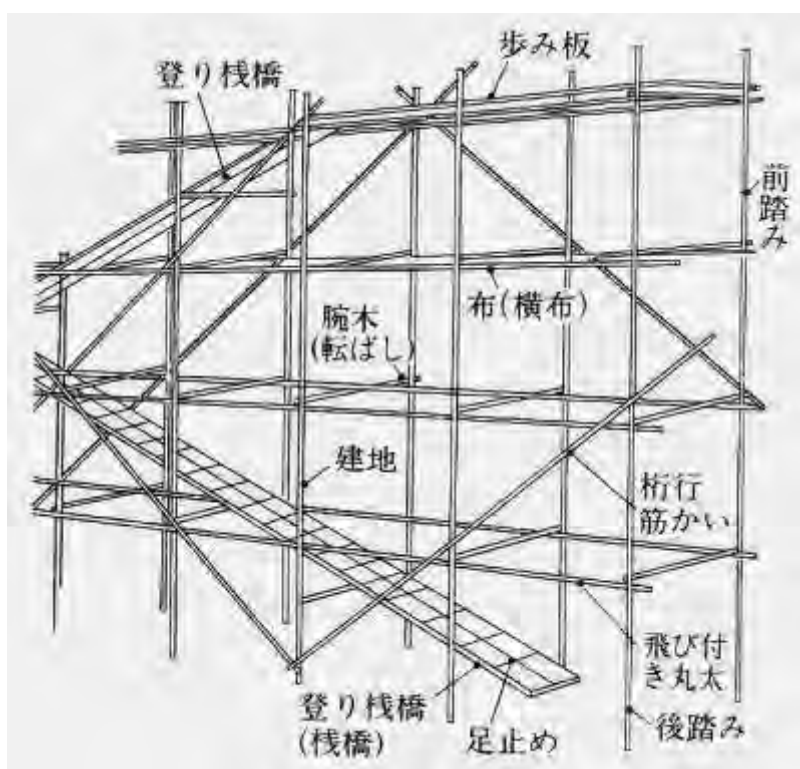
(旅と写真ドットコムのウェブサイト (<https://tabitoshashin.com/spot/spot-kiji.php?id=748> 最終閲覧日：2019年11月12日) より)

第4章 足場

足場を使用目的に応じて丈夫な構造とすべきこと、高さ2m以上に設置する足場板は、幅20cm以上、厚さ3.5cm以上とすべきこと(第108条第1項)、足場板については、2箇所以上を柱や腕木等にしっかり取り付けるべきこと等(第108条)、丸太足場(図参照)については、建地(縦方向に立てる支柱)の間隔を2.5m以内として、最初の布(建地の間をつなぐ水平の部材)は3m以下に設置すべきこと、建地の脚部を確実に固定すべきこと、腕木(2本の建地をつなぎ、足場板を受ける役割を果たすもの)の間隔を1.5m以内とすべきこと、接続部を堅固に固定するため、建地の重ね継手は、1m以上重ね、2箇所縛るべきこと、建地の突合せ継手(つきあわせつぎて：同一平面で付き合わせて部材を継ぐ方法)は、2本組とするか、1.8m以上の添え木を付けて2箇所ずつ4箇所以上で縛るべきこと、建地、布、腕木等の交差部分や接続部は、鉄線等の丈夫な材料で堅固に縛るべきこと、適当な筋違いで補強すべきこと、建設物に取り付けるか控え(地面から斜めの角度で支える)を設けるべきこと、高さ2m以上の作業床は幅40cm以上とし、足場板の隙間を3cm以内とすべきこと、高さ2m以上の作業床には、原則として高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等(第109条)、つり足場(図参照)については、安全荷重を超えて負荷をかけないこ

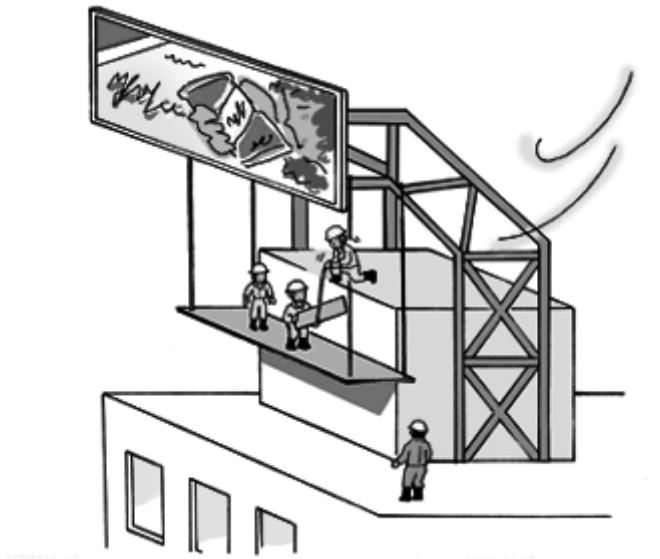
と、つり鋼索（つりこうさく：重いものをつるワイヤーロープ）の安全係数（ワイヤーロープが破断する荷重の値／ワイヤーロープにかかる荷重の最大値）が10以上、突りょう（とつりょう：つり鋼索を固定する腕木（図参照）等の安全係数が5以上となるようにすべきこと、作業床は、3m以内ごとに金属製の突りょう、足場けた（足場を支えるために水平方向に架ける建設部材）及びつり鋼索で堅固に支持すべきこと、つり鋼索として、30cmごとに子線数（ワイヤーロープを構成する個々のライン）の10分の1以上が切断したものをを用いないこと、つり装置には確実な歯止めを設けるべきこと、作業床は幅90cm以上として、幅30cm以上、厚さ5cm以上の板を隙間なく敷き詰めるべきこと、高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等（第110条）。

【丸太足場】



（建築用語辞典編集委員会編『図解・建築用語辞典』（理工学社、2004年）より）

【つり足場】



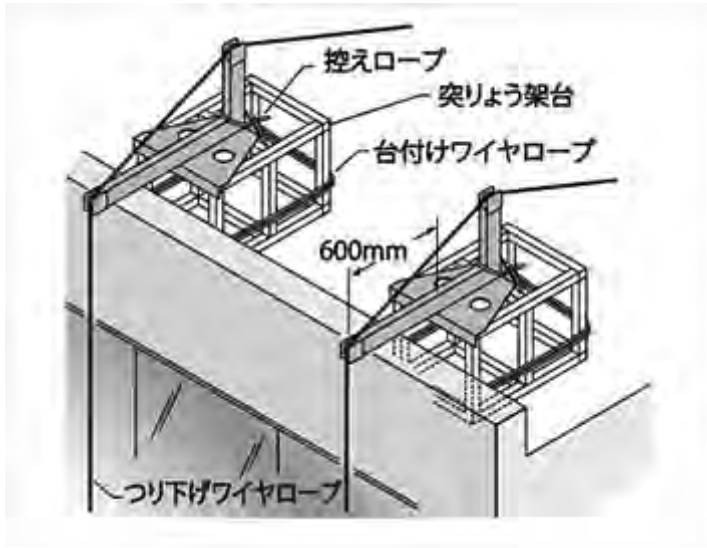
(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=101085 最終閲覧日：
2019年10月14日) より)

【つり足場】



(株式会社朝島組のウェブサイト (<http://asajima-gumi.co.jp/post-637/>最終閲覧日：2019年11月12日) より)

【突りょう】



(日本ビソー株式会社のウェブサイト (<https://www.bisoh.co.jp/product/rental/tsurimoto/>
最終閲覧日：2019年11月12日) より)

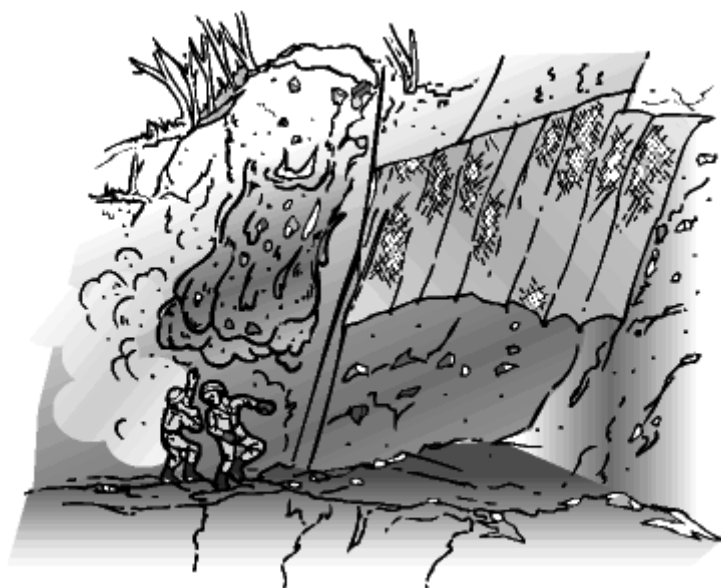
第5章 墜落防止

物品の上げ下ろし口、ピット（地下に設けられる配管のための空間）、煮沸そう（殺菌消毒のため熱湯を設ける水槽）、作業床の端や開口部、たて坑、井戸、船のそう口など、労働者の墜落の危険がある箇所には、原則として、囲、手すり、覆等の設備を設けるべきこと（第111条第1項）、やむを得ない必要があれば取り外せるが、必要がなくなれば、元に戻すべきこと（第111条第2項）、たて坑内、井戸、40度以上の斜面等、墜落の危険のある場所で労働者を作業させる場合、腰綱を使用させる等の防止措置を講じるべきこと（第112条第1項）、労働者は、その防止方法を行うべきこと（第112条第2項）、不要なたて坑、坑井（こうせい：鉱山の坑内に設けられた、通風、運搬等のための小さなたて坑のこと）等には、坑口の閉塞等の墜落防止措置を講じるべきこと（第113条第1項）、不要の坑道跡等には、通行遮断設備を設けるべきこと（第113条第2項）、作業用の移動はしご（キャスター等により移動が可能な作りのはしご）には、滑り止め装置等、転倒防止措置を講じるべきこと（第114条）、移動式の脚立は、設置時に安定し、丈夫で、踏面が適当な面積を持つ等の条件を具備すべきこと（第115条）。

第6章 崩壊、落下の予防

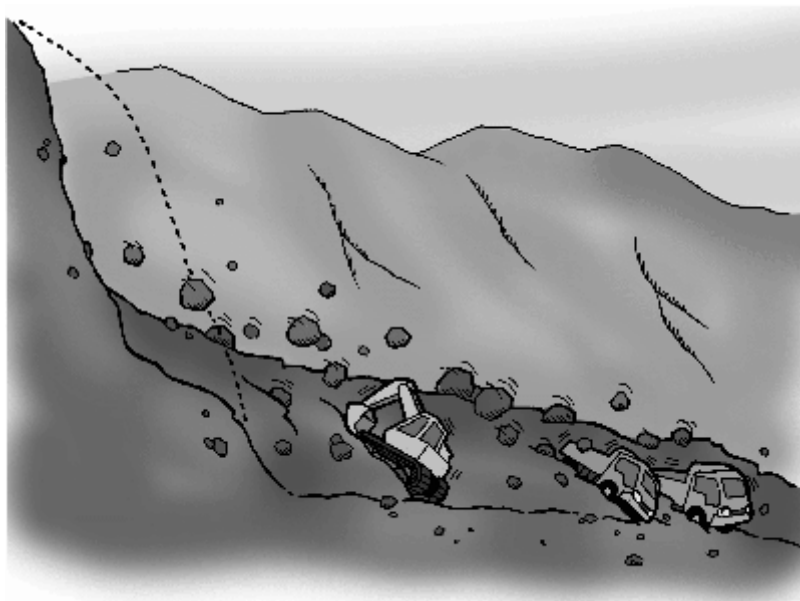
崩壊の危険のある地盤のもとで労働者を作業させる場合（図参照）、適宜作業箇所上部の切り落とし等により安全なこう配を保持するか、適当な土留（土止め）を設けるべきこと、それが困難な場合には、看視人を設置すべきこと、危険な雨水、地下水等を排除すべきこと（第116条）、土砂の崩壊や落下の危険がある掘削箇所（図参照）と、その下方の積込み等の作業箇所の間には、安全な間隔を設ける等の措置を講じるべきこと（第117条）、落盤の危険がある場所には、支柱その他の防止施設を設けるべきこと（第118条第1項）、特に、採掘や掘進中に落盤の危険が高まる場合、支柱材等を便宜な場所に配置すべきこと（第118条第2項）、坑道やずい道（トンネル）を掘る際に、水やガスの噴出による危険がある場合、検知孔をうがつ（小さな穴を空けて、水やガスの漏れを検査する）等の措置を講じるべきこと（第119条）、露天採掘場（図参照）については、崩壊の危険のある表土を予め除去してから採掘すべきこと、浮石（ふいし：基盤から離れて不安定な石）を除去すべきこと、採掘箇所の下部に柵などの落石防止設備を設ける等の措置を講じるべきこと等（第120条）、3m以上の高所から物体を投下する際には、適当な投下設備（図参照）を設置するか看視人を設置する等の措置を講じるべきこと（第121条第1項）、労働者は、前項の方法によらずに3m以上の高所から物体を投下してはならないこと（第121条第2項）、物体の落下・飛来による危険がある場合、防網設備、立入区域設定等の危害防止措置を講じるべきこと（第122条）、1トン以上の重量物を1貨物で運搬する際等には、原則として、その重量を明示すべきこと（第123条）。

【崩壊の危険のある地盤での作業】



(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100053 最終閲覧日：2019
年10月16日)より)

【土砂崩壊の危険のある掘削箇所】



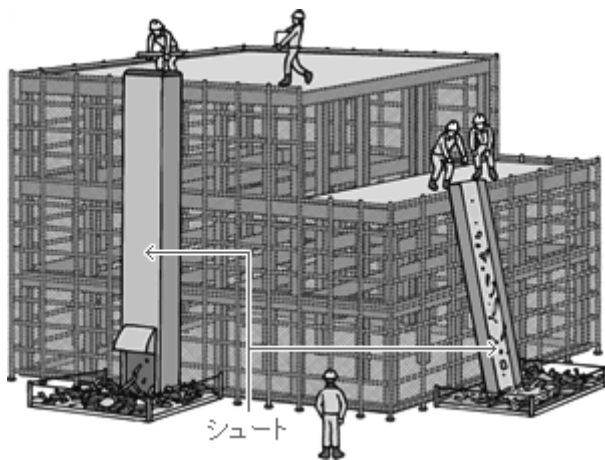
(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100583 最終閲覧日：2019
年10月16日)より)

【露天採掘場】



(関口岳志, 岳設計工房ブログ (<https://gakuarchitect.blog.fc2.com/blog-entry-225.html> 最終閲覧日: 2019年10月16日) より)

【投下設備】



(東建コーポレーションのウェブサイト)

(https://www.token.co.jp/tochi_katsuyo/kenchiku_manu/mst_safe/01_cont/01_4cont/ 最終閲覧日：2019年10月16日) より)

第7章 電気

電気工作物（発電機、変圧器など、電気エネルギーの発生、送電、変電や利用を行う地面に接着した人工物）、電気機械器具（発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具）等の電気設備の危険な部分を標示し、照明を施すべきこと（第124条第1項）、接触による危険がある箇所に囲いを設けるべきこと（第124条第2項）、毎月点検して、異常があれば直ちに修繕すべきこと等（第124条第3項）、感電の危険がある箇所の電気を遮断して修繕・点検等の作業をする場合、スイッチに錠をかける等、通電を防止するための確実な措置を講じるべきこと等（第125条）、労働者が接触する危険のある、電気機械器具に付属するコード等は、労働者に接触する危険がある場合、水に対して安全なものや湿気を帯びないものを使用すべきこと等（第126条）、感電や電気やけどの危険のある作業では、適当な保護具を備えるべきこと（第127条第1項）、労働者はその保護具を使用すべきこと（第127条第2項）。

第8章 保護具その他

溶鋇炉（鉄鋇石を熱処理して銑鉄を取り出すための炉）、溶銑炉（銑鉄を溶融して鋼に洗練する炉）、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所では、爆発や逸出等の危険を防止する措置を講じるべきこと（第128条第1項）、適当な保護具を備えるべきこと（第128条第2項）、労働者はその保護具を使用すべきこと（第128条第3項）、原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適当な帽子や作業服を着用させるべきこと（第129条第1項）、労働者はその帽子や作業服を着用すべきこと（第129条第2項）、作業中に手袋の使用を禁止する機械を労働者に明示すべきこと（第130条第1項）、労働者はそれに従うべきこと（第130条第2項）、歩行面や作業に不適当な履物を労働者に使用させないこと（第131条第1項）、労働者は指定された履物を使用すべきこと（第131条第2項）、アーク溶接（アーク（電弧：電極間の電位差を利用した空気中の放電現象）の高熱を利用して、同じ金属同士を溶接する方法）など強い光線を発散する場所については、原則として区画し、適当な保護具を備えるべきこと（第132条第1項、第2項）、金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、飛来防止設備を設置するか、適当な保護具を備えるべきこと（第133条第1項）、労働者は、その保護具を使用すべきこと（第133条第2項）、労働者に水上作業をさせる場合、浮袋等の救命具を備え付けるべきこと（第134条）。

第9章 火災及び爆発の防止

事業用の建築物の新築、増改築に際しては、複数の建築物の間に、防火や避難に必要な間隔を設けるべきこと、一定の床面積以上の建築物では外壁や屋根を耐火性とすべきこと（第135条）、火炉（物の加熱、溶解、焼却等を行う器具）など多量の高熱物を取り扱う設備は、火災を防止できる構造とすべきこと（第136条第1項）、その基礎工事の際、地下水や雨水の浸入による爆発の防止措置を講じるべきこと（第136条第2項）、接触により火災や爆発を生じ得るものを同じ運搬機に積載したり、同じ場所で同時に取り扱わせないこと（第138条）、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）等のほか、可燃物を多量に取り扱う作業の場所は、火災防止のための位置、構造とすべきこと（第139条）、爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所には、換気、通風、除じん等の措置を講じるべきこと（第140条第1項）、その場所には火花を発したり過熱のおそれのある機械等を設置しないこと（第140条第2項）、その場所では、労働者は火気の使用等を行わないこと（第140条第3項）、特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと（第141条）、映写室の構造は、壁・床・天井を耐火構造とすべきこと、一定以上の間口（主要な方向からみた幅）、奥行、天井の高さ、出入口の大きさを確保すべきこと、外開きの防火戸を備えるべきこと、不燃性の材料で作った映写機用排気筒、フィルムの格納庫等を設置すべきこと等（第142条）、フィルムの切断による危険防止のため、映写機には安全開閉器を備えるべきこと（第143条第1項）、速燃性フィルムを使用する場合には、その上下を収める金属製ドラムを備えるべきこと（第143条第2項）、建築物には、その規模、作業の性質等に応じた消火設備を適所に設けるべきこと（第144条第1項、第2項）、火炉等火災を生じる危険のある設備と可燃性物体の間には、間隔を設けるか、可燃性物体を遮熱材料で防護すべきこと（第145条）、ゴムのり引機（図参照）等の機械等で、静電気による火災の危険のある部分は、確実に接地させるべきこと（第146条）、自然発火の危険がある物を積み重ねる場合、危険温度への到達防止措置を講じるべきこと（第147条）、煙道や煙突は、掃除・点検が容易な構造とすべきこと、建築物を貫通する部分は、眼鏡石（図参照）等の遮熱材料で防護すべきこと、開口部を建築物から1m以上離すこと、定期的に清掃すべきこと等（第148条）、喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所には防火設備を設けるべきこと（第149条第1項）、労働者は、濫りに喫煙、採暖、乾燥等を行わないこと（第149条第2項）、火気の使用者は、確実に残火を始末すべきこと（第149条第3項）、油等で侵染したボロ、紙くず等は、不燃性の容器に収める等火災防止措置を講じるべきこと（第150条）、灰捨場（はいすてば：原始的には木炭等を捨てる簡易なつくりのものだが、火力発電所で燃焼された物質の廃棄場のような大規模なものを含め、様々な規模、性質のものがある）は、延焼しない場所に設けるか、不燃性の材料で造るべきこと（第151条）、爆発薬を使用する者は、ダイナマイト等を火気

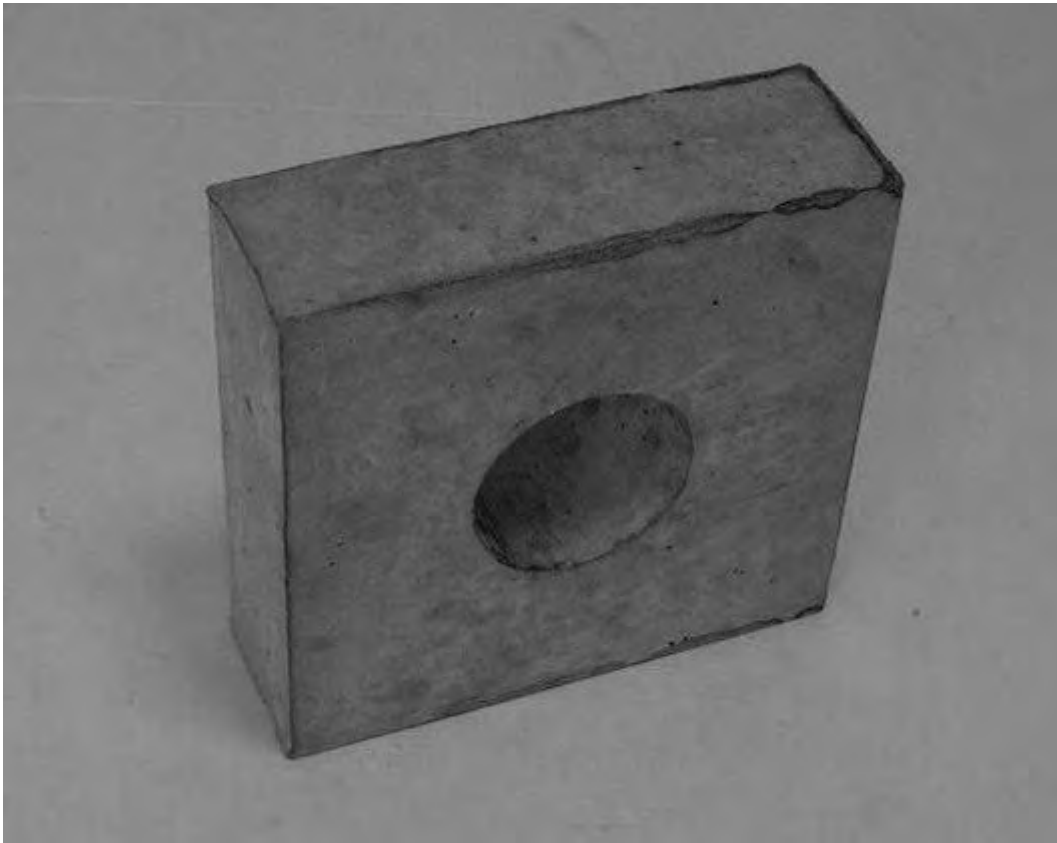
に接近させる等危険な方法で融解しないこと、鉄装具で装てんしないこと、爆発薬の装てんには粘土等適当なものに限ること、点火に際して周囲の者に警告すべきこと、不発の場合、一定条件を満たさない限り、爆発薬装てん箇所付近に近寄ったり近寄らせたりしないこと、不発の装薬等を掘り出さないこと、掘り出す際には、発破に詳しい者の指示を受け、爆発の危険を防止すべきこと（第 152 条）、可燃性ガスがある地下作業場で労働者を就労させる場合、毎日ガスの含有率を検査すべきこと、メタンガスの含有率が 100 分の 1.5 以上の場合、改善措置を講じ、労働者を退避させ、動力を停止すべきこと（第 153 条）、発破（火薬等の爆発力を利用して、自然または人工の固形物を破砕したりすること）の際に、労働者が安全距離まで避難し難い場合、避難所を設置すべきこと（第 154 条）。

【ゴムのり引機】



（(株)総桐箆筒和光のブログ (<http://tansu.blog.jp/archives/52206789.html> 最終閲覧日：2019年12月31日) より)

【眼鏡石】



(新保製作所のウェブサイト (<https://www.maki-stove.jp/item/meganeisil/>最終閲覧日：2019年10月22日) より)

第10章 乾燥室

乾燥室（図参照）の定義～熱源を用いて者の加熱乾燥をするための区画された部屋等～（第155条）、爆発や自然発火の危険がある物を取り扱う乾燥室（危険物乾燥室）を設ける部分の建築物は、耐火構造でない限り、平屋か別棟とすべきこと（第156条）、爆発性、発火性、引火性の物を取り扱う乾燥室の壁は不燃構造とし、床、天井、柱等は、不燃性の材料で造るべきこと、乾燥室ののぞき窓、出入り口等の開口部は、発火の際燃え広がらない位置とし、必要に応じて密閉できる構造とすべきこと、内部の棚、枠などは不燃性の材料でつくるべきこと、有効な換気装置を設けるべきこと、内部を掃除し易い構造とすべきこと等（第157条）、局部的に温度が上昇しない方法で過熱すべきこと、温度測定器を設けるべきこと（第158条）、熱源については、爆発性の物の過熱に直火を用いないこと、炭火、練炭、コークス等の直火を用いる場合、延焼や飛び火防止のため、有効な覆いや隔壁を設置すべきこと（第159条）、乾燥室に附属する電熱器、電燈等の電気設備の配線やスイッチは、他の用

途に用いるものから独立させるべきこと（第 160 条第 1 項）²、爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチと安全電灯（白熱灯や蛍光灯などの安全な電灯）以外の電灯を用いてはならないこと（第 160 条第 2 項）³、乾燥室にはその構造、規模、乾燥物の種類、加熱方法等に適応した有効な消火設備を設けるべきこと（第 161 条第 1 項、第 2 項）、乾燥室の最初の使用時、乾燥方法や乾燥物の種類を変えた時は、技術上の責任者を定めて直接指揮させるべきこと（第 162 条）、乾燥室の作業主任者は、受け持ちの乾燥室について、構造や附属設備、乾燥物の安全な加熱方法、乾燥物の加熱程度・時間に応じたりスクを知り、室内温度の調整に熟達し、発火後の延焼防止や消火措置を講じられる者であるべきこと（第 163 条）、乾燥室の作業主任者は、乾燥室内外・附属設備を適時に点検して不備な箇所を発見して修繕する、室内の温度・時間経過に応じて必要な措置を講じる、熱源の種類に応じた常時看視を行う、乾燥物が脱落しないよう支える、危険な加熱操作を行わない、引火物の加熱の際、爆発性混合ガスを排除する、室内の粉じんのたい積を防ぐ、壁外温度に留意すると共に可燃物の接近を防ぐ等の業務を行うべきこと（第 164 条）。

【乾燥室の例①】

² 現行安全衛生規則第 295 条第 1 項に相当する規定があり、他の用途のスイッチとの兼用とすると、誤ったスイッチ操作により、意図せずに空間を加熱乾燥させ、または加熱乾燥を中断させることで、火災や爆発を生ぜしめる危険があるとの考えから設けられたと察せられる（労働省安全課で爆発火災防止を担当していた唐沢正義氏による）。

³ 現行安全衛生規則第 295 条第 2 項に相当する規定があり、その規定が明示しているように、スイッチによっては電気火花を発生し、それが火災や爆発を生ぜしめる危険があるとの考えからスイッチを規制対象に含めたと察せられる（労働省安全課で爆発火災防止を担当していた唐沢正義氏による）。



(九州バイオマスフォーラムのウェブサイト (<http://kbiomass.org/2014/03/20140317/>最終閲覧日：2020年1月2日) より)

【乾燥室の例②】



(東西工業株式会社のウェブサイト (<http://www.touzaikougyo.co.jp/dry/index.html> 最終閲覧日：2010年1月2日) より)

第 11 章 内圧容器

内圧容器の定義～ボイラー等一定レベル気体の圧力を蓄積する容器～(第 165 条)、内圧容器を設置、取替又は改造しようとする時は、第 56 条所定の届出書に、用途・構造調書、構造や据付方法を示す図面、耐圧証明書の写しを添付すべきこと(第 166 条)、内圧容器は、有効な安全弁(流体の圧力が一定レベルを超えた時、「自動的に作動」して圧力を下げるバルブ)等、圧力計、内部の検査・掃除用の孔、復水(蒸気が熱エネルギーを失って水に戻ったもの)・油等を輩出するための吹出装置(基本的には、流体物の蒸発により濃縮された不純物(スラッジ)を外に排出するための装置)を具備すべきこと(第 167 条)、内圧容器は、毎年 1 回以上、点検及び内外の清掃をすべきこと(第 168 条)、内圧容器の耐圧証明書は、実物と構造調書及び構造を示す図面との一致、構造規格への適合、水圧試験と容器検査への合格の条件を備えたものに発行すべきこと(第 169 条)、構造規格及び検査については、告示で定めるべきこと(第 170 条)。

第 12 章 適用の除外

「作業の性質その他やむを得ない事由によって」本編(第 2 編)及び第 4 編の安全基準に

より難しい場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること（第 171 条第 1 項）、所轄労基署長は、一定期間を定めて適用除外を許可できること（第 171 条第 2 項）。

第 3 編 衛生基準

第 1 章 有害物

衛生上有害な作業場では、作業や施設の改善により原因の除去に努めるべきこと（第 172 条）、ガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場では、空気中の含有濃度を危険レベル内に抑えるため、局所排気や機械装置（発散源）の密閉、換気等の適切な措置を講じるべきこと（第 173 条）、排気や排液に有害物や病原体を含む場合、洗浄、ろ過等で処理して排出すべきこと（第 174 条）⁴、屋内や坑内で著しく粉じんを飛散する作業場では、原則として、注水等の防じん措置を講じるべきこと（第 175 条）、強烈な騒音を発する屋内作業場には、伝播防止のため、隔壁を設ける等の措置を講じるべきこと（第 176 条）、坑内で炭酸ガス（二酸化炭素：空気中に一定量以上存在すると、酸素不足により人を死に至らしめる）が停滞する／そのおそれがある場所や酸素が不足する／そのおそれのある場所では、毎月 1 回以上濃度を測定し、結果を記録すべきこと（第 177 条）、坑内作業場では、原則として、炭酸ガス濃度を 1.5% 以下、酸素濃度を 16% 以上とすべきこと（第 178 条）、一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、炭酸ガス濃度が 1.5% を超えるか酸素濃度が 16% 未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、原則として立入を禁止し、その旨掲示すべきこと（第 179 条第 1 項）、労働者は、前項で立入を禁止された場所に立ち入ってはならないこと（第 179 条第 2 項）、有害物又は病原体にはその旨を標示し、原則として一定の場所に集積すべきこと（第 180 条）。

第 2 章 保護具その他

著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発散し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等衛生上有害な業務では、労働者に使用させるため、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えるべきこと（第 181 条）⁵、皮膚障

⁴ 二次ばく露や公害を防止する趣旨の規定である（労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条解説（第 6 巻）〈衛生基準編〉』（中央労働災害防止協会、1993 年（平成 5 年））9-10 頁）。

⁵ 労働者による使用のため「備えるべき」ことを義務づけ、使用させることまで義務づけていない点に留意する必要がある。

害を生じるものを取り扱う業務、経皮的に中毒や感染を生じるおそれのある業務では、労働者に使用させるため、塗布剤、不浸透性の作業衣、手袋、履き物等適切な保護具を備えるべきこと（第 182 条）、強烈な騒音を発する作業場での業務では、労働者に使用させるため、耳栓等の保護具を備えるべきこと（第 183 条）、前 3 条（第 181～第 183 条）所定の保護具は、同時に就業する労働者数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すべきこと（第 184 条）、前々 3 条（第 181～第 183 条）所定の作業に従事する労働者は、就業中保護具を使用すべきこと（第 185 条）、保護具等の使い回しにより疾病感染のおそれがある場合、各人専用のものを備えるか、感染予防措置を講じるべきこと（第 186 条）、杼通しのために緒を吸い出す必要がある織機の杼（シャトル）（図参照）には、緒引出具を備えるべきこと（第 187 条第 1 項）⁶、労働者は、杼通しのため、自ら緒を吸い出してはならないこと（第 187 条第 2 項）。

【杼（シャトル）】*織機の図は、安衛法第 29 条と第 29 条の 2 に関する逐条解説を参照されたい。



（テキスタイル・ツリーのウェブサイト (<http://textile-tree.com/tex/sanchi/shuttle-loom1/> 最終閲覧日：2020 年 1 月 4 日) より)

第 3 章 高気圧

ゲージ圧力（大気圧との差を圧力計で計測したもの） $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の高気圧下で労働者を就業させる場合、医師が適格と診断した者に限ること、2 回/日以内に限ること、加圧・減圧を徐々に行うこと、作業時間/回、休憩時間、減圧時間に関する規制（例：ゲージ圧力 1.3 以下の場合、作業時間/回は 4 時間以内、休憩時間は 30 分以上、同じく 3.3 を超える場合、作業時間/回は 35 分以内、休憩時間は 6 時間以上。減圧時間は圧力の 2 分の 1 までは 0.3kg

⁶ 杼（シャトル）の中のポビンの糸が尽きて交換する際、糸の端（緒）を口で吸い出すことが多かったが、その方法では糸くずが肺に入るなどの被害を生むため、緒引出具を用いるよう求めたもの（玉泉孝次氏）。

／分の割合を基本とする)を遵守すること、高圧室内の気積(床面積×高さ)を0.6 m³/人とする、高圧室内に40 m³/人以上の割合で新鮮な空気を送給すること、室内で爆破を行った場合、室内の空気が元の状態に戻るまで入室させないこと、室内に外部連絡用の電話等を設けること、室内に酸素発生器付の救助器を備えること、室内の扉の開閉を経験者にさせること等の条件を充たすべきこと(第188条)、前条所定の高圧室で用いる施設、器具等(外部連絡用電話、酸素発生器付救助器等)の重要部分を定期的に点検すべきこと(第189条)、ゲージ圧力3kg/cm²を超える高気圧下で就業させる場合、十分な経験を有する医師の指揮監督下に置くべきこと(第190条)、都道府県労働基準局長は、必要に応じ、再圧治療室(密閉されたチャンバーで100%の酸素を吸入させることにより、空気塞栓症、減圧症などに対応する治療を行う部屋)の設置、高気圧作業による疾病に対応し得る医師の設置を命じ得ること(第191条)、労働者は、第188条所定の外部連絡用の電話等や酸素発生器付救助器等をみだりに外したり失効させてはならないこと(第192条)。

第4章 気積、換気

屋内で労働者を常時就業させる場合、気積(床面積×高さ)は原則として10 m³/人とし、換気量は毎時30 m³/人とし、直接外気に開放され、床面積の16分の1以上の面積の窓を設け、気温が摂氏10度以下の場合、1m/秒以上の気流に労働者を晒さないようにすべきこと(第193条)、坑内作業では、衛生上必要な分量の空気の送給のため、通気施設を設け、2回/月以上通気量を確認して記録すべきこと(第194条第1項、第2項)。

第5章 採光、照明

労働者を常時就業させる場所の採光・照明は、原則として、作業の精密度に応じた基準(精密な作業では100ルクス以上、普通の作業では50ルクス以上、粗な作業では20ルクス以上)によるべきこと(第195条)、採光・照明では、明暗の対照(落差)を著しくせず、まぶしさを起こさせない方法で行うべきこと(第196条)⁷。

第6章 気温、湿度

暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場では、毎月2回以上気温や湿度を測定して結果を記録すべ

⁷ 現行安衛則第609条に相当する規定がある。人間の瞳孔は、明るさに応じて大きさが変わるので、明暗の落差が著しいと、視点の移動の度に負担がかかるほか、まぶしいと瞳孔が小さくなる分、対象物を見にくくなることから設けられた規制である(労働省安全衛生部前掲編著(第6巻)(1993年)66-67頁)。

きこと（第 197 条）、前条所定の屋内作業場のうち衛生上有害のおそれがあるところでは、適当な温湿度調節の措置を講じるべきこと（第 198 条）、作業場内に多量の熱を放散する溶融炉（可燃物や不燃物を高温で溶かす焼却炉の一種）等がある場合、加熱された空気を排気するか、放射線から労働者を保護する措置を講じるべきこと（第 199 条）、加熱された炉、汽罐（＝ボイラー）等の修理の際には、適当に冷却しない限り、労働者を内部に入らせないこと（第 200 条）、給湿する場合、衛生上有害⁸とならない限度にとどめ、噴霧では清浄な水を用いるべきこと（第 201 条）、坑内で気温が摂氏 28 度を超える／そのおそれがある場所につき、毎月 2 回以上気温を測定し、結果を保存すべきこと（第 202 条）、坑内作業場の気温は、原則として摂氏 37 度以下とすべきこと（第 203 条）。

第 7 章 休養

事業場に休憩設備を設けるよう努めるべきこと（第 204 条）、著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを放散する等衛生上有害な作業場では、原則として作業場外に休憩設備を設けるべきこと（第 205 条）、持続的な立業に従事し、就業中しばしば座ることができる労働者に対して、椅子を備えるべきこと（第 206 条）、夜間に労働者に睡眠させる必要がある場合か、（夜間に限らず）就業途中に仮眠の機会がある場合、当該事業場に男女別で適当な睡眠・仮眠場所を設け、寝具、かや（蚊帳）等を設けると共に、疾病感染予防措置を講じるべきこと（第 207 条第 1 項、第 2 項）、多量の発汗を伴う作業場では、労働者による摂取のため、塩と飲料水を備えるべきこと（第 208 条）、常時使用労働者数 50 人以上か、同じく女性労働者 30 人以上の事業場では、労働者が横になれる休養室等を男女別に設けるべきこと（第 209 条）。

第 8 章 清潔

事業場の清潔を保つため、掃除用具を備えるべきこと、年 2 回有効な大掃除を行うべきこと（第 210 条）、労働者は、事業場の清潔に注意し、廃棄物を所定の場所以外に捨てないよう努めるべきこと（第 211 条）、事業場には、たんつぼを備えるべきこと（第 212 条）、有害物、腐りやすいもの、悪臭があるもので汚染のおそれのある床及び周壁は、しばしば洗浄すべきこと（第 213 条）、前条所定の床及び周壁、多量の液体を使用するため湿潤のおそれのある作業場の床及び周壁は、なるべく不浸透性の材料で塗装すべきこと、床については排水に便利な構造とすべきこと（第 214 条）、汚物は、一定の場所で露出しないよう処理すべきこと（第 215 条第 1 項）、病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等は、しば

⁸ 現行安衛則第 610 条に相当する規定があり、カビの発生や細菌の増殖等を想定している（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）66-67 頁）。

しば消毒すべきこと（第 215 条第 2 項）、身体や被服を汚染するおそれがある作業場では、洗面所やうがいの設備、更衣所や洗浄の設備を設けるべきこと（第 216 条第 1 項）、著しく身体を汚染する作業場では、都道府県労働基準局長が、必要に応じ、使用者に入浴施設の設置を命じられること（第 216 条第 2 項）、前 2 項の設備には、必要な用具を備えるべきこと（第 216 条第 3 項）、被服が著しく湿潤する作業場では、被服を乾かす設備を設けるべきこと（第 217 条）⁹、飲用又は食品洗浄に用いる水は、公共団体の水道から供給される清浄なものとすべきこと、私設水源を用いる場合、公共団体等の審査に合格したものとし、適当な汚染防止措置を講じるべきこと（第 218 条第 1 項～第 3 項）、事業場には、一定の条件～男女別とし、なるべく建物に間仕切りを設けるべきこと、便所の数を同時に就業する労働者数に応じて規定の数とすべきこと、なるべく床・腰板を不浸透性の材料で塗装すべきこと、汚物が土中に浸透しない構造とすべきこと、流水式の手洗い装置を設けるべきこと等～を満たす便所を設けるべきこと（第 219 条第 1 項）、前項の便所及び便器は、清潔に保つべきこと、汚物は適当に処理すべきこと（第 219 条第 2 項）。

第 9 章 食堂、炊事場

第 205 条所定の作業場～著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発散する等衛生上有害な作業場～では、原則として、作業場外に食事場所を設けるべきこと（第 220 条第 1 項）、労働者は、前項の場所以外で食事をしてはならないこと（第 220 条第 2 項）、事業場附属の食堂や炊事場は、食堂と炊事場を区分し¹⁰、採光・換気を十分にし、掃除しやすい構造とすること、1 人 1 m²以上の床面積とすること、原則として食堂に食事のための椅子を設けること、便所や廃物だめから距離を離すこと、食器や食材等の消毒設備を設けること、食器や食材等の保存設備を設けること、はえその他昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること、飲用・洗浄のため、清浄な水を十分に蓄えること、炊事場の床を土のままとしないこと、汚水・廃物が炊事場外で露出しないよう処置する等衛生上有害とならないようにすること、炊事従業員専用便所を設置すること¹¹、炊事に不適当な伝染病罹患者を従事させないこと、炊事従業員に清潔な作業衣を使用させること、炊事従業員以外の者をみ

⁹ 現行安衛則第 626 条に相当する規定があり、労働者の被服の湿潤により、その体温が奪われたり、細菌増殖による疾病感染等を防ぐ趣旨で設けられた（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）96-97 頁）。

¹⁰ 現行安衛則第 630 条第 1 号に相当する規定があり、清潔の保持を目的としている（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）106 頁）。

¹¹ 現行安衛則第 630 条第 11 号に相当する規定があり、炊事従業員と他の従業員が混在することで、伝染性疾病が炊事場に持ち込まれることを防ぐ趣旨である（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）107-108 頁）。

だりに炊事場に入出入りさせないこと、炊事場専用の履き物を揃え、土足のまま立ち入らせないこと、との条件を充たすべきこと（第 221 条）、事業場で 1 回 300 食以上か 1 日 500 食以上の給食を行う場合、栄養士を配置すべきこと（第 222 条第 1 項）、栄養士は、衛生管理者らと協力し、食材の調査と選択、献立作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好の調査等を行うべきこと（第 222 条第 2 項）。

第 10 章 救急用具

事業場には、負傷者の手当用の救急用具等を備え、その設置場所と使用方法を労働者に周知すべきこと、用具等を常時清潔に保つべきこと（第 223 条第 1 項、第 2 項）、救急用具等には、包帯材料、ピンセット、ヨードチンキ等の消毒薬、やけどのおそれのある作業場ではやけど薬、重傷者を生ずるおそれのある作業場では、止血帯、福水、興奮剤等を備えるべきこと（第 224 条）。

第 11 章 適用の除外

やむを得ない事由によって本編（第 3 編）の衛生基準により難しい場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること（第 225 条第 1 項）、所轄労基署長は、一定期間「と基準」を定めて適用除外を許可できること（第 225 条第 2 項）。

第 4 編 特別安全基準

第 1 章 汽罐及び特殊汽罐

第 1 節 総則

汽罐と特殊汽罐の定義～汽罐：密閉容器で「専ら」大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気罐（要するに、蒸気を作り出すボイラー）、同じく罐水温度を上げて容器外に給湯する温水罐（同じく、温水を作り出すボイラー）、特殊汽罐：密閉容器で蒸気を発生するか蒸気を受け入れて品物を蒸す蒸罐、密閉容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸発器、密閉容器で蒸気を蓄積する蓄熱器（コラム参照）～（第 226 条）、性能、寸法を含む仕様、用途等を基準とした適用除外（第 227 条）、用語説明～制限圧力：構造上可能な最高ゲージ圧力、伝熱面積：燃焼ガスと水に触れる部分（熱を伝える部分）の燃焼ガス側の面積等、火格子（ひごうし）面積：燃料燃焼のための火格子（燃料を燃焼させる時に底部に置く鉄製のすのこ等）の有効面積～（第 228 条）、汽罐、特殊汽罐、給水加熱器（蒸気タービン（回転軸に付けられた羽に蒸気を作用させて動力を得る装置）から一部を抜き出した蒸気等で給水

を加熱してボイラーに供給する装置¹²⁾や節炭器(エコノマイザともいい、エネルギー消費を減らすため、燃焼排ガスの顕熱を回収して給水を予熱する設備¹³⁾、過熱器(高温の蒸気を得たり、プラント効率を向上させるため、飽和蒸気をさらに過熱して、蒸気温度を高めるための装置¹⁴⁾、蒸気だめ(複数のボイラーで発生した蒸気を集合させたり、蒸気を複数の用途別に送気するためにいったん留め置く容器¹⁵⁾、主蒸気管(一般的には、蒸気ボイラーで発生した蒸気を蒸気だめまで送気する配管¹⁶⁾。蒸気だめがなく、直接使用先の設備まで送気する場合もこう呼ばれることがある¹⁷⁾、給水管(ボイラーに水を供給するために用いられる水管¹⁸⁾、吹出管(ボイラー水や、ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物を排出するため、ドラム(胴)に設けられることが多い管¹⁹⁾、蒸気分離器(蒸気管内の水を分離して乾き度の高い蒸気を得るためにドラム(胴)に設ける機器。現在は気水分離器といわれることが多い²⁰⁾、還元器(復水(蒸気が熱エネルギーを失って水に戻ったもの)を回収し、ある程度溜まった段階でボイラーに戻す役割を果たすもの²¹⁾等の附属装置(図参照)の圧力を受ける部分を溶接する場合、原則として、この規則の溶接に関する規定によるべきこと(第229条)、汽罐や特殊汽罐について罐体検査を受けようとする者は、所定の書式と添付資料(明細書)をもって、所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと(第230条第1項)、都道府県労働基準局長は、罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐に所定の刻印を押し、明細書にも所定の印を押しして交付すべきこと(第230条第2項)、前項の汽罐や明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること(第230条第3項)、水管式汽罐や鋳鉄(ちゅうてつ:炭素量が多めの鉄で、硬く腐食しにくい、柔軟性を欠く性質がある)製汽罐等の組立式の汽罐については、先に第237条所定の設置許可を受けた

¹²⁾ 日本ボイラ協会編『ボイラー用語辞典(初版)』(日本ボイラ協会、2006年(平成18年))41頁。

¹³⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))16頁。なお、給水加熱器と節炭器は、加熱媒体は異なるものの、いずれも排熱する熱を活用して、ボイラーへの給水を予め温めてことを目的とした機器である(日本ボイラ協会の松田裕氏による)。

¹⁴⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))31頁。

¹⁵⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))77頁。

¹⁶⁾ 日本ボイラ協会編『新版ボイラー図鑑(第2版)』(日本ボイラ協会、2019年(令和元年))43頁。

¹⁷⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))74頁。

¹⁸⁾ 日本ボイラ協会編『2級ボイラー技士教本(改訂第6版第2刷)』(日本ボイラ協会、2019年(令和元年))49頁。

¹⁹⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))163-164頁等を参照した。

²⁰⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))38頁。

²¹⁾ 石谷清一、武田晴爾『動力用汽罐構造』(共立社、1937年(昭和12年))296-297頁。

後に罐体検査を受けることができること（第 231 条）、罐体検査は、汽罐又は特殊汽罐の明細書の記載事項について行うべきこと（第 232 条）、罐体検査を受けようとする者は、罐体を検査しやすい位置に置くべきこと、主要部分の塗料等の付着物を取り除くべきこと、水圧試験の準備をすべきこと、附属品を揃えるべきこと（第 233 条）、汽罐や特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けるべきこと（第 234 条第 1 項）、溶接検査を受けようとする者は、所定の申請書に所定の明細書を添え、所轄の都道府県労働基準局長に提出すべきこと（第 234 条第 2 項）、都道府県労働基準局長は、検査に合格した汽罐等に所定の刻印を押し、明細書に所定の検査済の印を押しして交付すべきこと（第 234 条第 3 項）、前項の明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること（第 234 条第 4 項）、溶接検査は、溶接明細書の記載事項について行うべきこと（第 235 条第 1 項）、溶接工作責任者は、溶接検査に立ち会うべきこと（第 235 条第 2 項）、溶接によって形成される汽罐等は、溶接検査に合格しなければ罐体検査を受けられない（第 236 条）、汽罐や特殊汽罐を設置しようとする者は、所定の認可申請書に明細書を添え、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない（第 237 条）、罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際には、労働基準監督署長の性能検査を受けるべきこと（第 238 条第 1 項）、前項の性能検査を受ける者は、有効期間満了前に所定の申請書を労基署長に提出すべきこと（第 238 条第 2 項）、汽罐には汽罐取扱主任者を選任すべきこと（第 239 条第 1 項）、汽罐取扱主任者を選任したら労働基準監督署長に報告すべきこと（第 239 条第 2 項）、労働基準監督署長は、不適任と認めた汽罐取扱主任者の解任を命じられること（第 239 条第 3 項）、汽罐取扱主任者の資格要件～取扱汽罐の伝熱面積合計が 500 m²以上又は制限圧力 20kg/cm²以上：特級汽罐士、同じく伝熱面積合計 25 m²以上 500 m²未満又は制限圧力 7kg/cm²以上 20kg/cm²未満：1 級汽罐士、これら以外：2 級汽罐士以上～（第 240 条）、汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して落成検査を受けるべきこと（第 241 条第 1 項）、労働基準監督署長は、落成検査に合格した汽罐等に所定の検査証を交付すべきこと（第 241 条第 2 項）、労働基準監督署長は、落成検査の必要がないと認める汽罐等につき、検査を省略して検査証を交付できること（第 241 条第 3 項）、汽罐検査証の交付後でなければ、その使用はできないこと（第 241 条第 4 項）、汽罐検査証を滅失した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること（第 241 条第 5 項）、汽罐等の設置認可を受けた者が変わった場合、承継者は、10 日以内に所轄労働基準署長に申請して検査証の書き換えを受けるべきこと（第 242 条）、汽罐や特殊汽罐の据付工事を業とする者は、予め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けるべきこと（第 243 条第 1 項）、前項の認可を求める据付工事者は、所定の認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出すべきこと（第 243 条第 2 項）、都道府県労働基準局長は、据付工事の作業主任者にかかる技能を審査して差し支えがなければ、所定の認可書を交付すべきこと（第 243 条第 3 項）、都道府県労働基準局長は、前項の作業主任者に据付作業を行わせることが不相当と認めたときは、その認可を取り消し得ること（第 243 条第 4 項）、汽罐等の罐胴（ドラム）、

炉筒（円筒形の燃焼室（図参照）、火室（図＜火室を含む蒸気機関車の構造＞参照）、鏡板（ドラムなどの両端に取り付ける板（図参照）。管板とも言う）、天井板、控（現在のステー（stay）のこと。平らな鏡板など、ボイラーに使用される平たい部材は圧力に弱いため、それを補強するための支えとして取り付けられる部材（図参照）、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等を変更する際には、所定の認可申請書に汽罐検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと（第 244 条）、前条の変更工事落成時には、原則として、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して変更検査を受けない限り、使用してはならないこと（第 245 条）、汽罐等の使用を 1 年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと（第 246 条第 1 項）、使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査を受けない限り使用してはならないこと（第 246 条第 2 項）、前項の性能検査を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと（第 246 条第 3 項）、汽罐等の使用を廃止する際には、汽罐検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと（第 246 条第 4 項）、労働基準監督官は、汽罐等の検査²²に際して、必要に応じ、汽罐等の被覆の取り外し、汽罐等の移動、管やびょうの拔出等、水圧試験、鋳鉄製汽罐の解体、使用材料の試験成績の提出等を命じられること（第 247 条第 1 項）、種々の汽罐等に関する検査の申請者や汽罐取扱主任者は、前項の検査（汽罐等に関する諸検査）に立ち会うべきこと（第 247 条第 2 項）。

<コラム：汽罐と特殊汽罐²³>

汽罐は、現在のボイラーに相当し、特殊汽罐は、現在の第一種圧力装置に相当すると解される。前者は、蒸気や温水等を発生させて他に供給する設備であり、後者は、蒸気や温水等を用いて、圧力容器の中で、自己完結的に何らかの作業を行う設備である。

ボイラーとは、液体を沸騰させるための装置であり、給湯、暖房、加湿、空調、調理、洗浄、殺菌、動力、発電等さまざまな用途がある。ボイラー本体の圧力と温度が高まること、主な危険要因となる（大川被服社が運営する Works Trend のウェブサイト（<https://wawawork.work/workerstrend/license/391/>最終閲覧日：2020 年 1 月 7 日））。

ボイラーについては、現行の安衛法施行令第 1 条第 3 号に、蒸気ボイラーと温水ボイラーを意味することのほか、種別と仕様に関する定義があるが、機能面の定義は、旧ボイラー規則（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令 3 号）第 1 条に以下のように定められていた。

「蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、水又は熱媒を加熱し、大気圧をこえる圧力の蒸気を生じさせてこれを他に供給する装置及びこれに附

²² 前条（第 246 条）の性能検査のみならず、その定めぶりから、汽罐等に関する様々な検査が該当すると解される。

²³ 本欄の内容は玉泉孝次氏による。但し、文責は報告者にある。

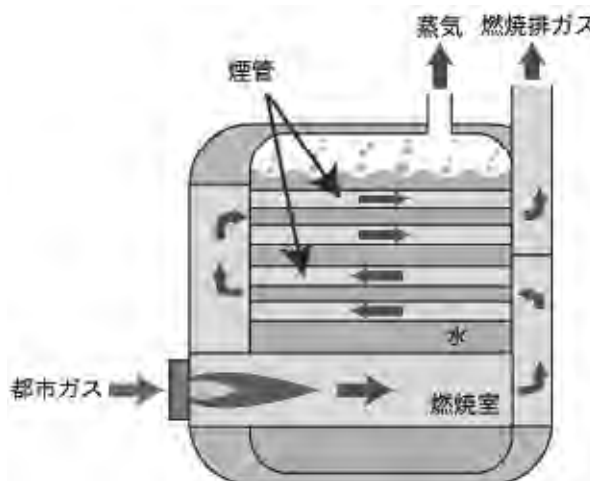
設された付属設備（加熱器及び節炭器に限る。以下同じ。）をいう」。

「温水ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給する装置をいう」。

具体例として、炉筒煙管ボイラー（以前は最もポピュラーだった大型のボイラー）、煙管ボイラー（蒸気機関車のようなもの）、水管ボイラー（現在最もポピュラーな大型のボイラー）、貫流ボイラー（現在割合にポピュラーな小型のボイラー）などがある（以上につき以下の図を参照されたい）。

【炉筒煙管ボイラー】

炎などの熱源が、燃焼室（炉筒）で燃焼ガスをつくり、その燃焼ガスが煙管（燃焼したガスが通る配管）を通して排出されるまで、燃焼室（炉筒）と煙管に接している水を加熱して蒸気を発生させる方式。丸形をした丸ボイラーであることが多い。



（仙台市ガス局のウェブサイト

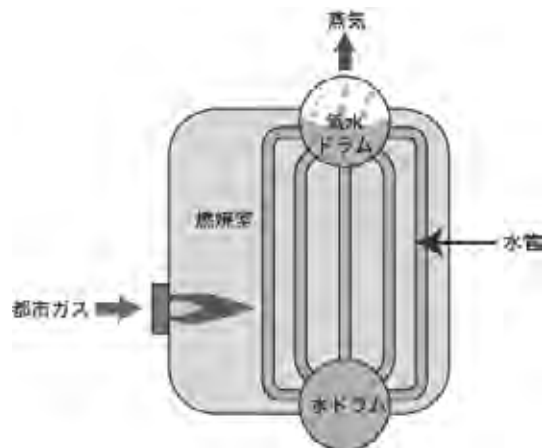
<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php> 最終閲覧日：2020年1月9日）より）

【煙管ボイラー】

上記の炉筒煙管ボイラーと似ているが、煙管のみで水を加熱し、炉筒では水を加熱しない方式。

【水管ボイラー】

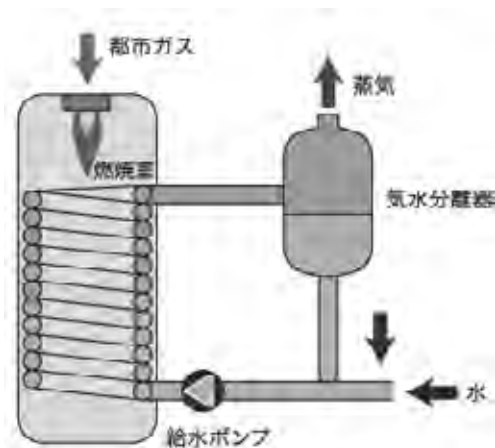
炎などの熱源でガスを燃焼させる燃焼室の上下にドラム（胴）を設置し、その間を水管で連結することで、そこを通過する水を加熱して蒸気を発生させる方式であり、短い時間で蒸気を発生させられる。



(仙 台 市 ガ ス 局 の ウ ェ ブ サ イ ト
<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php> 最終閲覧日:2020年1月9日)
 より)

【貫流ボイラー】

瞬間湯沸かし器のように、燃焼室内にコイル状に配備した水管に水を通し、排出した水を気水分離器で蒸気と水に分け、水は再度水管に戻す方式であり、迅速に蒸気や温水を発生させられる。



(仙 台 市 ガ ス 局 の ウ ェ ブ サ イ ト
<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php> 最終閲覧日:2020年1月9日)
 より)

他方、第一種圧力容器については、現行安衛法施行令第1条第5号に、次のような定義があり、旧安衛則第226条の定義は、このうちイとニに該当するように思われる。

「イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気が発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

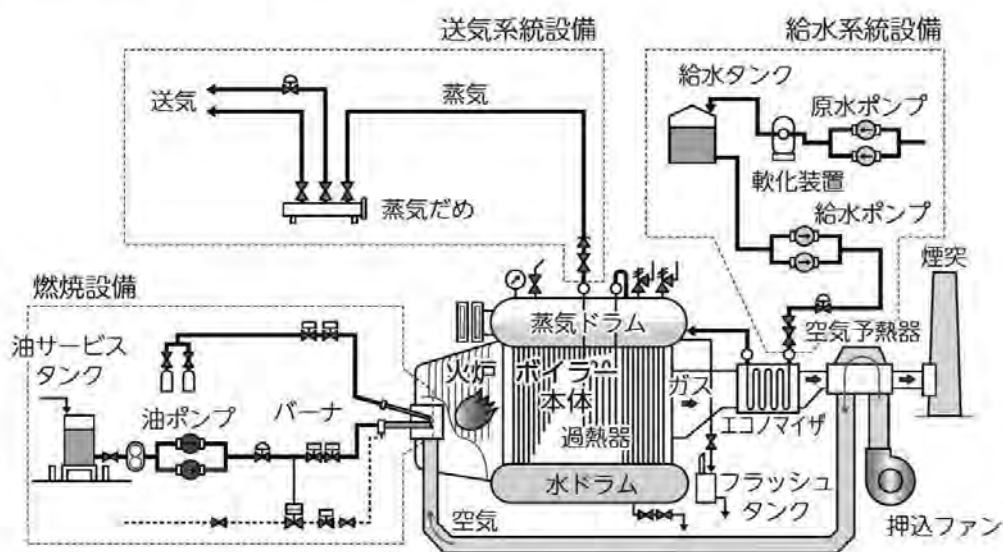
ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器」

第一種圧力容器の好例として、オートクレーブが挙げられ、滅菌処理（オートクレーブ滅菌）やコンクリート電柱の養生（容器に入れて数日間蒸気で蒸し（養生させ）て強度を増す加工）（オートクレーブ養生）、むしり取った鳥の羽を蒸して粉碎して肥料にする等の加工（オートクレーブ加工）、圧力鍋を用いた調理などが含まれる。

なお、第一種圧力容器は液体を保有する容器で、第二種圧力容器は大気圧を超える気体を保有する容器という点に違いがある。

【ボイラーの附属装置】

ボイラーは、一般に燃料を燃焼して容器内の水を加熱し、蒸気または温水を作る装置で、**火炬、ボイラー本体、附属品、附属装置及び附属設備**などから構成されています。



■ 図 1.1.1 ボイラーの構成例

（日本ボイラー協会のウェブサイト
(https://www.jbanet.or.jp/online_shop/upload/save_image/07111823_5964992d65fc0.pdf
最終閲覧日：2020年1月10日）より）

【胴】

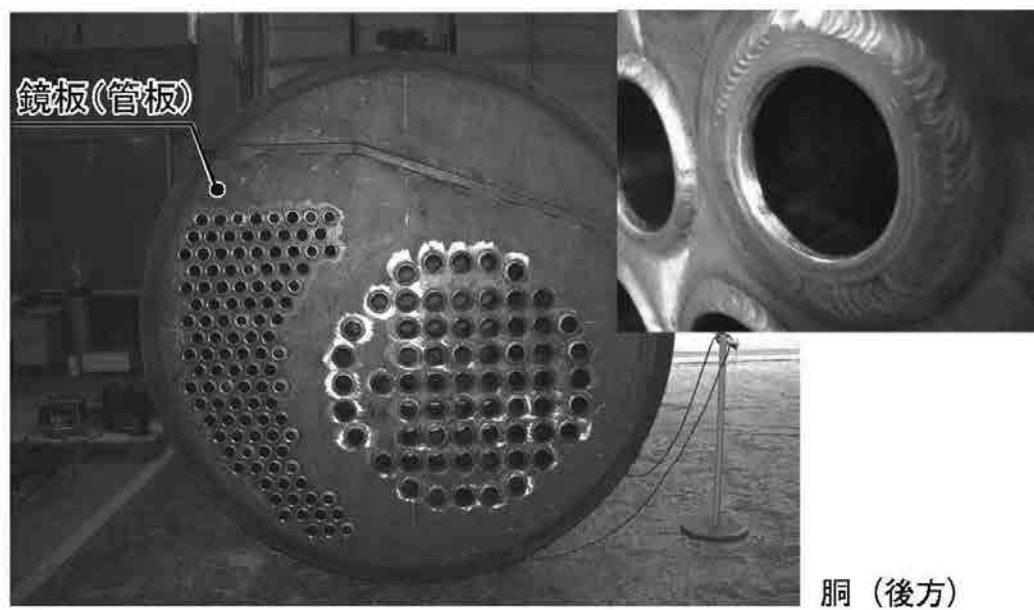
胴（正面）

ボイラーの胴やドラムは、同種、同厚の材料に対し大きな強度を得られるよう円筒形に製作されています。



(日本ボイラー協会編『新版ボイラー図鑑（第2版）』（日本ボイラー協会、2019年）9-10頁）

【鏡板】



(日本ボイラー協会編『新版ボイラー図鑑（第2版）』（日本ボイラー協会、2019年）9-10頁）

【炉筒】



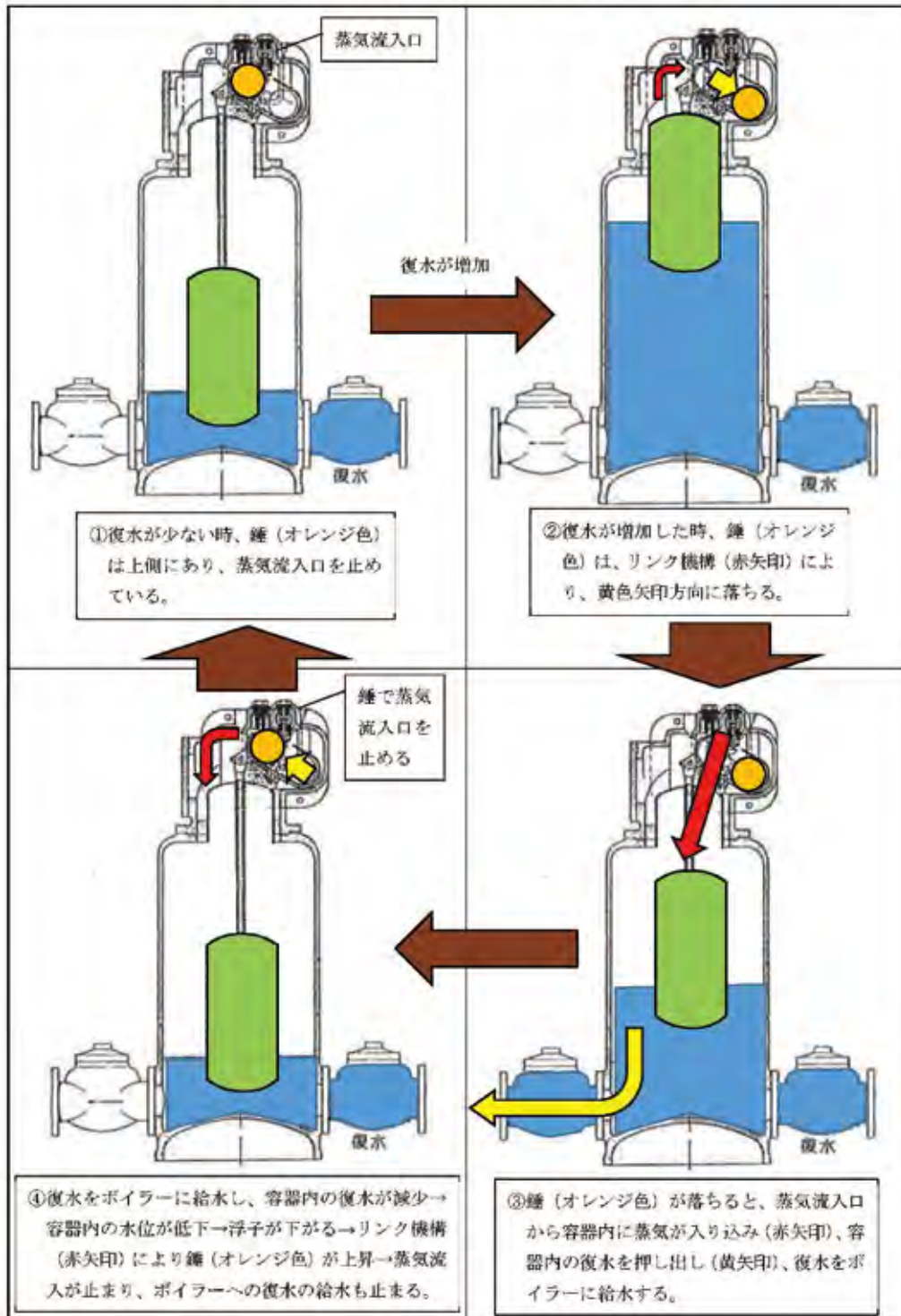
波形炉筒

炉筒を波形にすることで、強度が増加する、伝熱面積が大きくなる、熱による炉筒の伸縮を吸収するなどの長所があります。

(日本ボイラ協会編『新版ボイラー図鑑 (第2版)』(日本ボイラ協会、2019年) 9-10頁)

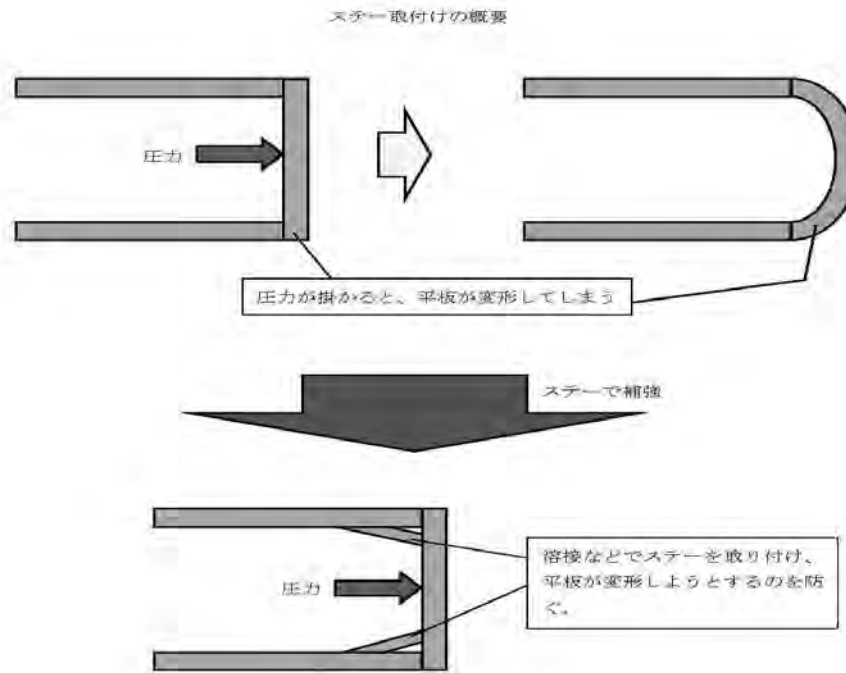
【還元器】

「還元器」の大まかな仕組みの推察



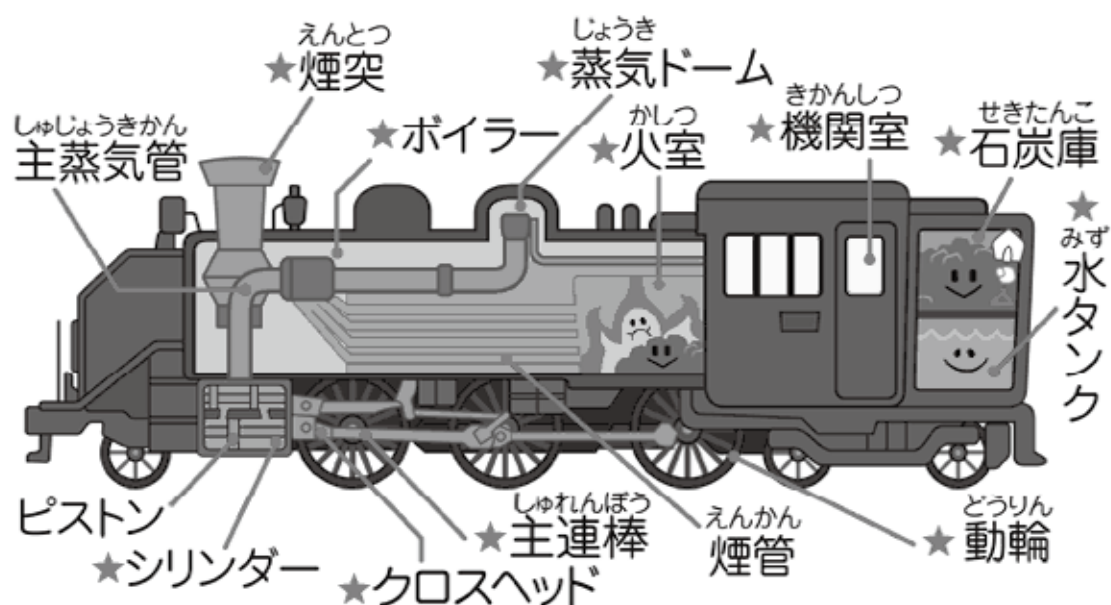
（日本ボイラ協会の松田裕氏作成）

【控 (stay)】



(日本ボイラ協会の松田裕氏作成)

【火室を含む蒸気機関車の構造】



- ・SLの機関室にいる機関士が、石炭をスコップで「火室（かしつ）」に投げ入れるとともに、水を「水タンク」から「ボイラー」へ送る。
- ・「火室（かしつ）」で石炭が燃えると熱い煙がボイラーの中にある「煙管（えんかん）」を通り、まわりの水が温められて蒸気が発生する。
- ・発生した蒸気は「蒸気ドーム」に集まり、「主蒸気管（しゅじょうきかん）」を通して「シリンダー」へ送られる。
- ・「シリンダー」の中に入った蒸気が「ピストン」を往復させて「主連棒（しゅれんぼう）」を動かし、「動輪」の回転運動にかえることでSLが走る。

（東武鉄道株式会社のウェブサイト（<https://www.tobu-kids.com/train/sl/steam.html> 最終閲覧日：2020年1月17日）より）

第2節 汽罐又は特殊汽罐の条件

第1款 総則

汽罐や特殊汽罐は、原則として告示で定める構造要件を具備すべきこと（第248条）、鋳鉄製汽罐は、制限圧力 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用し、組合せ式（鋳鉄製セクションをニップルとよばれるもので結合させて、ボルトで締めて組み立てる、材質が硬くて粘性が弱い鋳鉄製ボ

イラーでは一般的な方式。セクショナルともいう²⁴⁾とすべきこと(第249条第1項)²⁵⁾、
鑄鉄製温水罐(ガスや油を燃料として温水をつくるためのボイラーで、暖房や給湯に用いる
ことが多い)は、制限圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用すべきこと(第249条第2項)²⁶⁾。

第2款 鋼板製蒸汽罐及び鋼板製温水罐の附属設備

蒸気罐には、一定の伝熱面積以下の場合を除き、2個以上の安全弁(ボイラー内の圧力が一定以上に達した際に自動的に開いて圧力を下げるバルブ)を備え、内部圧力が制限圧力 $\times 1.1$ を超えないよう措置すべきこと(第250条)²⁷⁾、安全弁は、機能が確実なものを除き、直径 38mm 未満のものをバネ式(図参照)としてはならないこと(第251条第1項)、安全弁に加わる圧力が 600kg を超える場合、テコ式(図参照)としてはならないこと(第251条第2項)、安全弁は、検査しやすい箇所に、軸を罐体に垂直に直接取り付けべきこと(第252条)、安全弁は、制限圧力を 4% 又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以内を超えた際に作動し始めるべきこと(第253条第1項)、圧力の上昇に伴い段階的に作動する安全弁が複数ある場合、前項の規定は最初に作動するものに限り適用すること(第253条第2項)、安全弁の径の合計面積は、原則として、制限圧力が $1\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える場合とそれ以下の場合、火格子面積が 0.37m^2 を超える場合とそれ以下の場合ごとに、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと(第254条)、最大蒸気圧が継続しても制限圧力の 1.1 倍以上に達しない機能を持った安全弁には、前条の規定を適用しないこと(第255条)、安全弁の直径は、第254条の合計面積に関する定めにかかわらず、原則として 25mm 以上のものとすべきこと(第256条)、2個以上の安全弁を同じ弁台に設ける際は、弁台の有効断面積(力学的に有効に働く断面積)を安全弁の合計面積以上とすべきこと(第257条)、温水罐には、水を逃す管(逸水管)や弁(水逃し弁)を備えるべきこと(第258条第1項)、前項の逸水管は、保温等により凍結を避けるべ

²⁴⁾ 株式会社 MonotaRO のウェブサイト

(https://www.monotaro.com/s/pages/readingseries/kuchosetsubikisokouza_0310/最終閲覧日：2020年1月18日)を参照した。

²⁵⁾ 現在のボイラー構造規格(平成元年9月30日労働省告示第65号、最新改正：平成15年4月30日厚生労働省告示第197号)第88条から第90条に同類の規定がある。

²⁶⁾ 蒸気罐と温水罐で制限圧力の基準値が異なるのは、日本の基準がアメリカのASME(American Society of Mechanical Engineers：アメリカ機械学会)規格を参照したことのほか(日本規格協会『日本工業規格・鋼鉄ボイラの構造』(日本規格協会、1951年(昭和26年))145頁)、そもそも、蒸気は温度の高さと圧力の強さが概ね比例するが、温水はそうとは限らないなど、蒸気と温水の性質の違いがあるとも解される。

²⁷⁾ 現在のボイラー構造規格(平成元年9月30日労働省告示第65号、最新改正：平成15年4月30日厚生労働省告示第197号)第94条に同類の規定がある。

きこと（第 258 条第 2 項）、逸水管の大きさ（内径）は、伝熱面積に応じて所定の基準を充たすべきこと（第 259 条）、水逃し弁は、制限圧力を超えたら直ちに作用するものとするべきこと（第 260 条第 1 項）、水逃し弁の径は、13mm 以上 50mm 以下で、火格子面積に応じ所定の計算式で算出したものとするべきこと（第 260 条第 2 項）、蒸気罐には、制限圧力の 1.5～3 倍の目盛りを持つ圧力計（図参照）を設け、制限圧力の目盛りに標準を付すべきこと（第 261 条第 1 項）、圧力計の目盛盤の径は 100mm 以上のものとするべきこと（第 261 条第 2 項）、圧力計は、内部が凍結したり摂氏 80 度以上とならないよう措置を講ずべきこと（第 262 条）、圧力計のコックは、連絡管の垂直な部分に取り付け、ハンドルは管軸と同一方向に置くと開く作りにすべきこと（第 263 条）、温水罐には、罐体か温水の出口付近に、制限圧力の 1.5 倍以内の目盛り²⁸を持つ水高計又は第 261 条所定の圧力計を備えるべきこと（第 264 条第 1 項）、温水罐には、水高計と同時に見られる位置に罐水の温度計を備えるべきこと（第 264 条第 2 項）、蒸気罐には、原則として、2 個以上のガラス水面計（図参照）を備えるべきこと（第 265 条）、ガラス水面計は、ガラス管の内径が原則として 10mm 以上²⁹で、随時機能を点検できる構造とすべきこと（第 266 条第 1 項）、ガラス水面計は、ガラス管の最下部が安全低水面～蒸気罐の使用維持すべき最低水面（第 266 条第 4 項）～を指示する位置に取り付けるべきこと（第 266 条第 2 項）、ガラス水面計は、常時基準とする水面の位置を標示すべきこと（第 266 条第 3 項）、安全低水面とは、蒸気罐の使用維持すべき最低水面をいう（第 266 条第 4 項）、試しコック（図参照。現行規格の験水コックに該当し、水面計の代わりにボイラー胴又は水柱管に設置される。通常は最高水位（高水位）、標準水位（常用水位）、安全低水位の位置にコックが取付けられ、このコックを開けた時に蒸気あるいはボイラー水のどちらが出るかによって水位の概略の位置が確認される³⁰）は、最下位のものを安全低水面（ボイラーの作動中維持すべき最低の水面。これを維持しなければ、燃焼室（炉筒）を圧潰することがある（図参照））の位置に取り付けるべきこと（第 267 条）、蒸気罐には、水室最下部に吹出管（ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物などを排出するため、胴やドラムに設けられることが多い管。通常は、吹出口から吹出弁等をつなぐ管を意味する）を備え、吹出弁か吹出コックを備えるべきこと（第 268 条第 1 項）、制限圧力が 10kg/cm²以上の据付蒸気罐には、2 個以上直列の吹出弁を備えるか、吹出弁と吹出コック（図参照）を併用すべきこと（第 268 条第 2 項）、吹出弁や吹出コックは、見やすく取扱い易い位置に取り付けるべきこと（第 268 条第 3 項）、前条の吹出管の径は、原則として 25mm 以上 70mm 以下とすべきこと（第 269 条）、吹出弁は、直流形の構造として（流れを阻害するような複

²⁸ 制限圧力を大きく超える目盛りでは、振れ幅が小さくなるため、却って示唆する数値が分かりにくくなることを考慮していると思われる。

²⁹ 精度と共に見易さを担保する趣旨と解される。

³⁰ 日本ボイラ協会『ボイラー用語辞典』（日本ボイラ協会、2006 年（平成 18 年））49 頁。

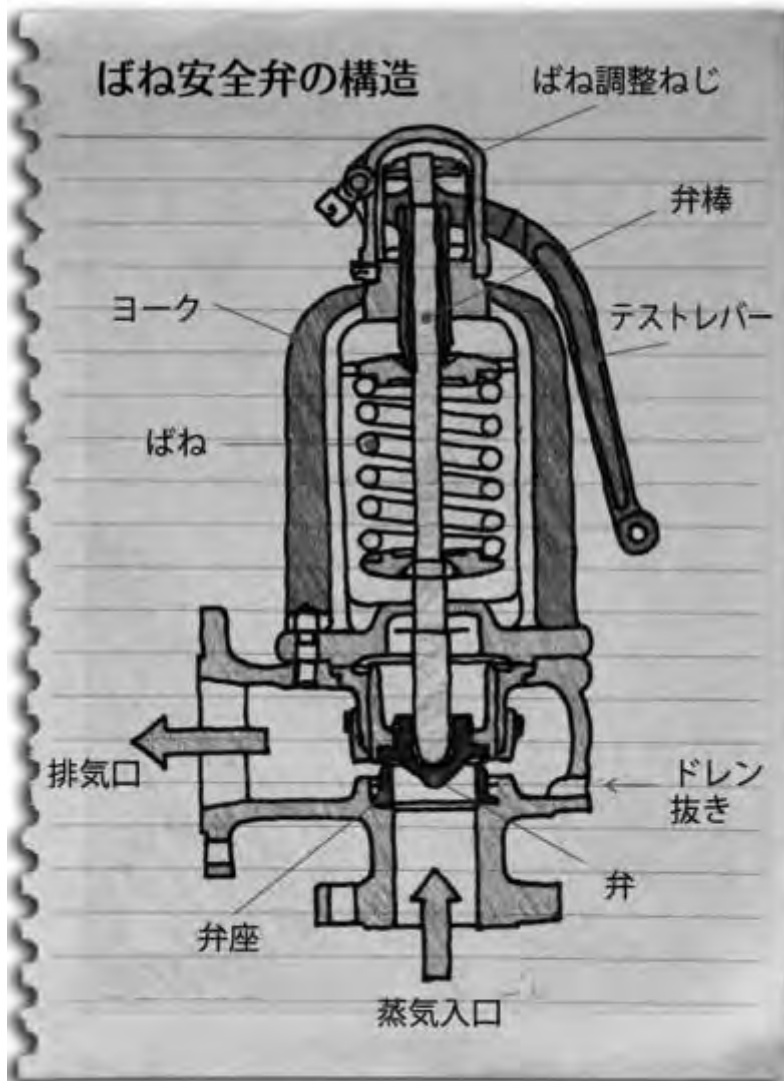
雑な構造とはしないことという趣旨)、蒸気罐の制限圧力×1.25 に耐え得るものとすべきこと (第 270 条)、吹出管は、蒸気罐ごとに設け、開口部に熱湯による危険を防止するための適切な措置を講じるべきこと (第 271 条)、蒸気罐には、原則として、随時、単独で最大蒸発量以上を給水できる給水装置を 2 個以上備えるべきこと (ボイラー内を水不足で過熱化させないためと解される) (第 272 条第 1 項)、火格子面積や伝熱面積が一定基準以下の蒸気罐の場合、給水装置は 1 個にできること (第 272 条第 2 項)、制限圧力が一定基準以上の蒸気罐の場合、第 1 項所定の給水装置は、動力で運転する給水ポンプやインセクター (図参照。ボイラーが噴出する蒸気の圧力で自身に給水する装置) とすべきこと (第 272 条第 3 項)、前条の定めにかかわらず、蒸気罐の制限圧力より水圧力が 2 割以上又は $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上高い水圧力で給水できる水源は、給水装置となし得ること (第 273 条)、近接した 2 以上の蒸気罐を結合して使用する場合、給水装置に関する規定の適用に際しては、1 蒸気罐とみなすこと (第 274 条)、給水装置の給水管には、原則として、蒸気罐に近接した位置に、給水弁 (給水バルブのこと。給水する水量を調整する機能を持つ) 及び逆上弁 (流体の逆流を止める弁) を備えるべきこと (第 275 条)、給水弁の径は、伝熱面積が 10 m^2 以下か否かに応じた所定の大きさとすべきこと (第 276 条)、燃焼ガスに触れる給水管、吹出管、水面測定装置 (図の水面計と同義) の通水管は、耐熱材料で防護すべきこと (第 277 条)、煙突に通じる煙道には、風戸 (かざと。ダンパー (図参照) のこと) を設け、その操作装置を容易に調節できる位置に設けるべきこと (第 278 条)³¹、微粉炭燃焼装置 (石炭を微粒に粉碎し、空気中で燃焼させるための装置 (図参照)) には、爆発燃焼による危害防止のため、爆発戸を設けるべきこと³² (第 279 条)、蒸気罐の据付に用いる支えは、蒸気罐の膨張を妨げないよう取り付けべきこと (第 280 条)。

(第 281 条以下未了)

【バネ式安全弁】

³¹ 燃焼を調節することを目的としている (野口三郎『労働安全衛生規則の解説 (安全の部)』(産業労働福利協会、1948 年 (昭和 23 年)) 175 頁)。

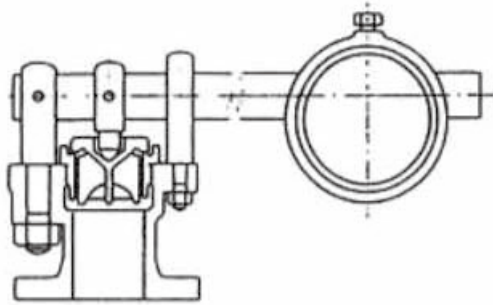
³² 爆発による炉内の以上圧力を外に逃がし、炉壁の損壊等を防ぐことを目的としている (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 175 頁)。



(COOLMINTJAM 黒坂広告事務所のウェブサイト
(<http://boiler.shichihuku.com/fuzokuhin.html> 最終閲覧日：2020年1月24日) より)

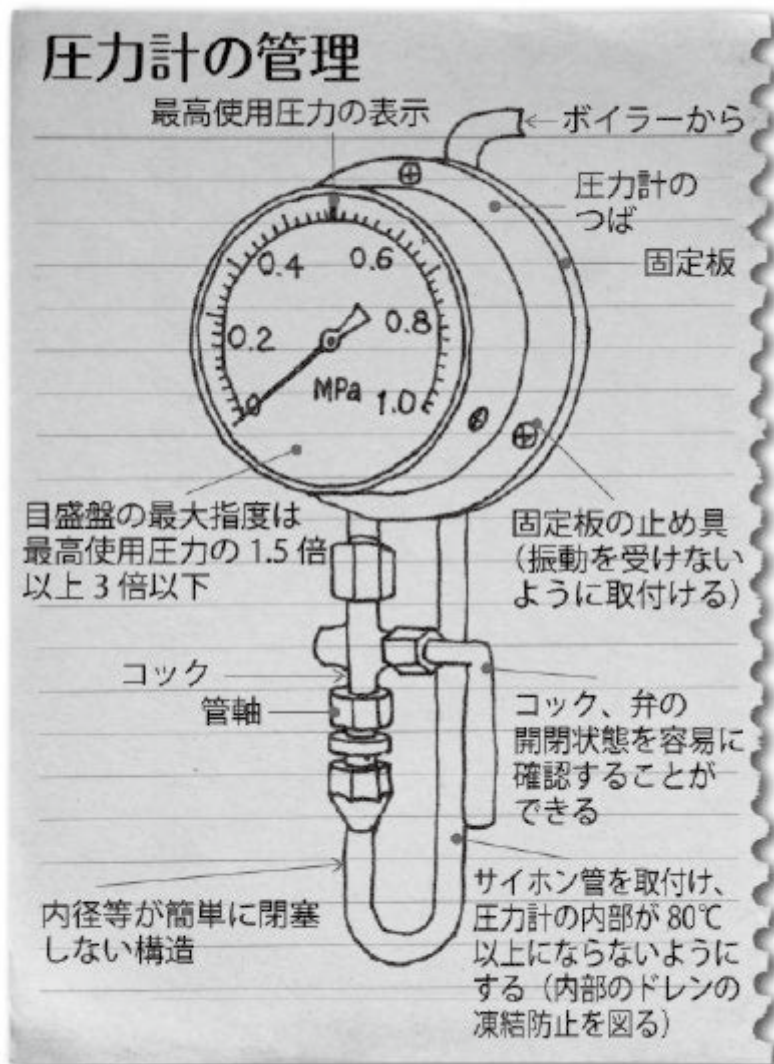
【てこ式安全弁】

図” てこ安全弁



(笹原敬史「安全弁」配管技術 46 巻 11 号 (2004 年) 105-112 頁)

【圧力計】



(COOLMINTJAM 黒坂 広 告 事 務 所 の ウ ェ ブ サ イ ト
(<http://boiler.shichihuku.com/fuzokuhin.html> 最終閲覧日：2020 年 1 月 24 日) より)

【水面計】



(株 式 会 社 サ ワ ダ 製 作 所 の ウ ェ ブ サ イ ト (<https://www.sawada-obk.com/products/bicolor/index.html> 最終閲覧日：2020 年 1 月 24 日) より)

【吹出弁と吹出コック】



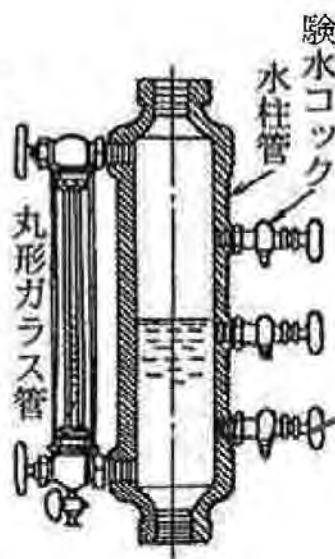
(設 備 管 理 の 日 々 の ブ ロ グ
(<https://blog.goo.ne.jp/lightbird2/e/7220ea72c1e453f04dd8a548e3403940> 最終閲覧日：
2020年1月26日) より)

【試しコック (験水コック)】

安全低水面に合わせる。

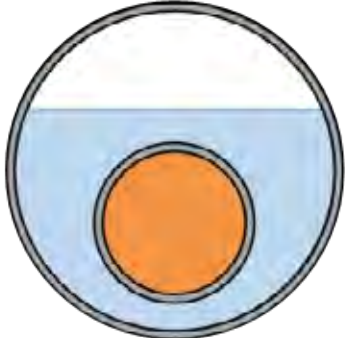
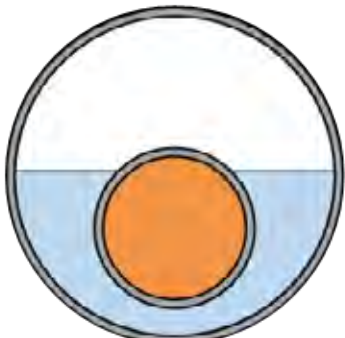
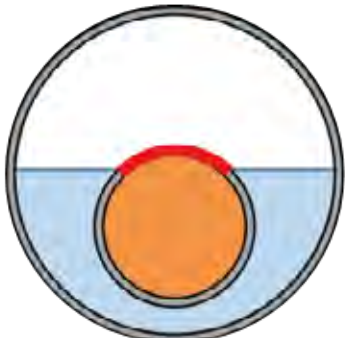
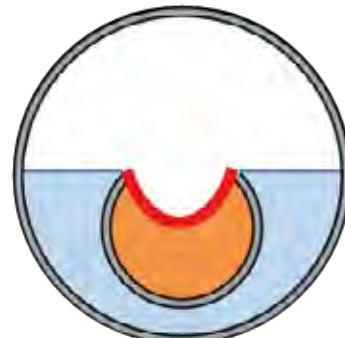
ケンゲン

いはボイラー水のど



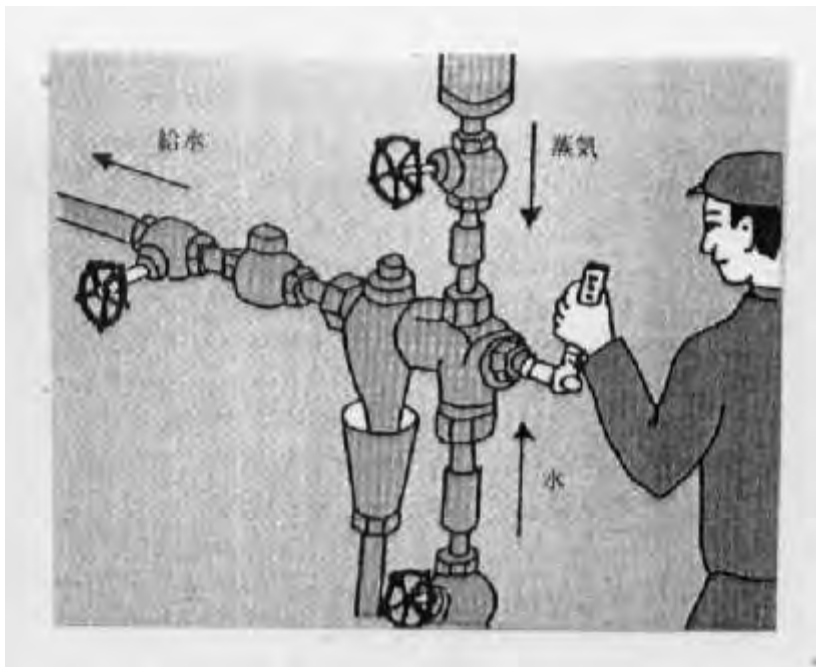
(日本ボイラ協会『ボイラー用語辞典』(日本ボイラ協会、2006年(平成18年))49頁)

【水量が安全低水面以下となることによる炉筒(燃焼室)圧潰の例】

	<p>通常は、水位が安全低水面以上</p>
	<p>何かしらの要因により、水位が低下し、安全低水面以下となる。</p>
	<p>水が当たっていない部分が冷やされなくなり、この部分の金属の温度が上昇していく。</p>
	<p>金属は高温になると柔らかくなる。 ある一定の温度まで上昇すると、柔らかくなった金属が、内部の圧力に耐えられなくなり、燃焼室（炉筒）が圧潰する。</p>

(作図：日本ボイラ協会の松田裕氏)

【インゼクタ】



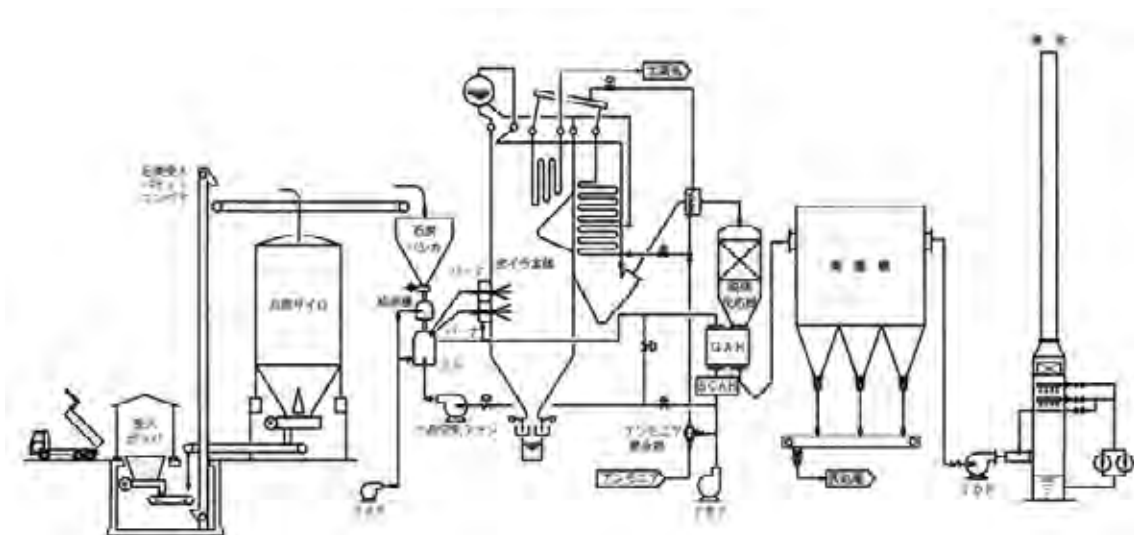
(名古屋の絞りマンのブログ
(<https://blog.goo.ne.jp/su3824/e/e0dcd6c033195f6213d7f85286b7ef4a> 最終閲覧日：2020年1月29日) より)

【風戸 (ダンパー)】



(三峰工業株式会社のブログ (<http://www.mopla.jp/BLOG-NAME/2012/01/post.html> 最終閲覧日：2020年2月11日) より)

【微粉炭燃焼装置を利用したボイラ】



(三菱日立パワーシステムズインダストリー株式会社のウェブサイト
(https://www.ids.mhps.com/business_guide/plant/boiler/boiler_01/index.html 最終閲覧
日：2020年2月11日) より)

【別紙 2】

旧安衛則の名宛人等

1 定義規定

第 55 条（使用者に対して、建設物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工の 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項に定める危険又は衛生上有害な事業の定義～3 馬力以上の原動機を使用する事業のうち一定の業種、2 馬力以上の原動機を使用し、金属の切削、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）を行う事業、発電・送電、ガラス製造、油脂・パラフィン（ろうそく、マッチ、クレヨンなどの原料となる、石油から分離された半透明の個体で、有機化合物の一種。水をはじく性質があり、眼刺激性がある）の製造、爆発性、有害性のある薬品を取り扱う業務を行う事業など 3 項目 18 種類～）、第 155 条（乾燥室の定義～熱源を用いて者の加熱乾燥をするための区画された部屋等～）、第 156 条（内圧容器の定義～ボイラー等一定レベル気体の圧力を蓄積する容器～）、第 226 条（汽罐と特殊汽罐の定義～汽罐：密閉容器で「専ら」大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気罐、同じく罐水温度を上げて容器外に給湯する温水罐、特殊汽罐：密閉容器で蒸気を発生するか蒸気を受け入れて品物を蒸す蒸罐、密閉容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸発器、密閉容器で蒸気を蓄積する蓄熱器～）、

2 用語説明

第 228 条（制限圧力：構造上可能な最高ゲージ圧力、伝熱面積：燃焼ガスと水に触れる部分（熱を伝える部分）の燃焼ガス側の面積等、火格子（ひごうし）面積：燃料燃焼のための火格子（燃料を燃焼させる時に底部に置く鉄製のすのこ等）の有効面積）、第 266 条第 4 項（安全低水面：蒸気罐の使用維持すべき最低水面）、

3 資格要件規定

第 3 条（安全管理者の資格要件）、第 14 条（衛生管理者の資格要件）、第 240 条（汽罐取扱主任者の資格要件～取扱汽罐の伝熱面積合計が 500 m²以上又は制限圧力 20kg/cm²以上：特級汽罐士、同じく伝熱面積合計 25 m²以上 500 m²未満又は制限圧力 7kg/cm²以上 20kg/cm²未満：1 級汽罐士、これら以外：2 級汽罐士以上～）、

4 名宛人のない適用除外規定

第 227 条（汽罐及び特殊汽罐にかかる性能、寸法を含む仕様、用途等を基準とした適用除外）、

5 名宛人を使用者とした規定

第 1 条（安全管理者の選任）、第 4 条（安全管理者の代理者の選任）、第 5 条（安全管理者の職務に必要な権限の付与）、第 8 条（安全にかかる関係労働者からの意見聴取等）、第 9 条（火元責任者の選任等）、第 10 条（危険物質の取扱い主任者、危険作業の主任者の選任等）、第 15 条（衛生管理者の選任要件）、第 16 条第 3 項（衛生管理者への権限の付与）、第 17 条（衛生管理者の代理者の設置）、第 20 条（衛生にかかる関係労働者からの意見聴取等）、第 21 条（健診結果に基づく就業上の配慮、病者の就業禁止、業務上疾病等の労基署長への報告）、第 22 条（健診結果統計の作成と労基署長への報告）、第 23 条（衛生管理者の選任解任等の労基署長への報告）、第 44 条第 1 項（一定の危険業務～汽罐（≒ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～について、免許を持つ者以外の就業禁止）、第 45 条第 1 項（第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務（火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機（クレーン）業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等）について、技能選考のうえ指名した者以外の就業禁止）、第 47 条（性行為感染を含む様々な経路で感染する疾患の病原体の保有者、精神分裂病（現在の統合失調症）、そううつ病等の精神病患者で就業不適当な者、胸膜炎、心臓病等の病歴があって、労働により増悪するおそれがある者等の就業禁止）、第 58 条（火災や爆発、汽罐（≒ボイラー）等の圧力容器の破裂、高速回転体の破裂等、重大な被害をもたらしかねない事故等の使用者による労基署長への報告）、

6 名宛人を使用者その他健診実施事務従事者とした規定

第 54 条（使用者その他健診実施事務従事者の守秘義務）

7 名宛人ないし主語を使用者以外の人とした規定

7. 1 名宛人を名実ともに労働者とした規定

第 52 条（医師選択の自由～労基法第 52 条第 2 項に基づき使用者指定医以外の者による健診を求める場合の一定の様式による健診結果の提出～）、第 63 条第 4 項（人との接触の

危険のある動力伝導装置の車軸を跨ぐために設けられた踏切橋がある場所では、車軸を跨ぐべきこと)、第 73 条第 2 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者に周知するために定められた合図を遵守すべきこと)、第 87 条第 2 項 (第 1 項の定めにより備えられた運転中の機械の刃の切粉払いや注油のためのブラシ等の用具を使用すべきこと)、第 112 条第 2 項 (第 1 項の定めにより、たて坑内等、墜落の危険のある場所での作業に際して、使用者が講じる腰綱の使用させる等の防止措置を自身も行うべきこと)、第 121 条第 2 項 (労働者は、第 1 項が定める投下設備か看視人を設置する等の方法によらずに 3m 以上の高所から物体を投下してはならないこと)、第 127 条第 2 項 (労働者は、感電や電気やけどの危険のある作業につき、備えられた保護具を使用すべきこと)、第 128 条第 3 項 (溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所に備えられた適当な保護具を使用すべきこと)、第 129 条第 2 項 (原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある者は、適当な帽子や作業服を着用すべきこと)、第 130 条第 2 項 (作業中に手袋の使用を禁止することを示された機械につき、それを従うべきこと)、第 131 条第 2 項 (歩行面や作業に適したものとして指定された履物を使用すべきこと)、第 133 条第 2 項 (金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、備えられた保護具を使用すべきこと)、第 140 条第 3 項 (爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所では、火気の使用等を行わないこと)、第 141 条 (特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと)、第 149 条第 2 項、第 3 項 (喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所では、濫りに喫煙、採暖、乾燥等を行わないこと、火気の使用者は、確実に残火を始末すべきこと)、第 179 条第 2 項 (第 1 項に基づいて、使用者が、一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、炭酸ガス濃度が 1.5% を超えるか酸素濃度が 16% 未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、立入を禁止した場合、そこに立ち入ってはならないこと)、第 180 条 (有害物又は病原体にはその旨を標示し、原則として一定の場所に集積すべきこと)、第 185 条 (第 181～第 183 条所定の衛生上有害な業務～著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発散し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等～に従事する労働者のために備えられた保護具を使用すべきこと)、第 187 条第 2 項 (織機の杼通しのため、自ら緒を吸い出してはならないこと)、第 192 条 (高圧室内に設置されるべき外部連絡用の電話等や酸素発生器付救助器等をみだりに外したり失効させてはならないこと)、第 211 条 (事業場の清潔に注意し、廃棄物を所定の場所以外に捨てないように努めるべきこと)、第 220 条第 2 項 (前項に基づき、著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発散する等衛生上有害な作業場から外れた場所に食事場所が設けられている場合、その場所以外で食事をしてはならないこと)、

7. 2 名宛人を名実ともに衛生管理者とした規定

第 32 条（衛生管理者による登録情報の書き換え申請）、第 33 条（衛生管理者による免許喪失時等の再交付申請）

7. 3 名宛人を名実ともに危険物取扱者とした規定

第 152 条（爆発薬を使用する者¹は、ダイナマイト等を火気に接近させる等危険な方法で融解しないこと、鉄装具で装てんしないこと、爆発薬の装てんには粘土等適当なものに限ること、点火に際して周囲の者に警告すべきこと、不発の場合、一定条件を満たさない限り、爆発薬装てん箇所付近に近寄ったり近寄せたりしないこと、不発の装薬等を掘り出さないこと、掘り出す際には、発破に詳しい者の指示を受け、爆発の危険を防止すべきこと）、

7. 4 名宛人を名実ともに栄養士とした規定

第 222 条第 2 項（第 1 項により、事業場で一定規模の給食が行われる場合に配置されることを前提に、衛生管理者らと協力し、食材の調査と選択、献立作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好の調査等を行うべきこと）、

7. 5 名宛人を名実ともに溶接工作責任者とした規定

第 235 条第 2 項（溶接検査に立ち会うべきこと）、

7. 6 名宛人を名実ともに汽罐等の据付工事業者とした規定

第 243 条第 1 項（予め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けるべきこと）、第 243 条第 2 項（前項の認可を受けるため、所定の認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、

7. 7 名宛人を名実ともに労働省労働基準局長とした規定

第 36 条第 3 項（労働基準局長による一定の機械器具に具備する安全装置等の認定書の交付）、第 37 条第 3 項（溶接による汽罐（≒ボイラー）等の認可に際しての溶接の方法等に関する審査）、第 42 条第 3 項（労働基準局長による認可の有効期間が切れた危険な機械器具

¹ ただし、基本的には使用者を想定していると解される。

の検査機関の検査担当者の解任命令)、

7. 8 名宛人を名実ともに都道府県労働基準局長とした規定

第 12 条 (小規模事業への衛生管理者の選任命令)、第 27 条 (衛生管理者免許の取り消し)、第 51 条第 3 項 (都道府県労働基準局長による食堂や炊事場で業務に従事する労働者への定期の検便の実施命令)、第 191 条 (高圧下での作業に際して、必要に応じ、再圧治療室 (密閉されたチャンバーで 100%の酸素を吸入させることにより、空気塞栓症、減圧症などに対応する治療を行う部屋) の設置、高気圧作業による疾病に対応し得る医師の設置を命じ得ること)、第 230 条第 2 項 (罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐に所定の刻印を押し、明細書にも所定の印を押しして交付すべきこと)、第 234 条第 3 項 (溶接検査に合格した汽罐等に所定の刻印を押し、明細書に所定の検査済の印を押しして交付すべきこと)、第 243 条第 3 項 (据付工事の作業主任者にかかる技能を審査して差し支えがなければ、同人に所定の認可書を交付すべきこと)、第 243 条第 4 項 (前項の作業主任者に据付作業を行わせることが不相当と認めるときは、その認可を取り消し得ること)、

7. 9 名宛人を名実ともに労働基準監督署長とした規定

第 45 条第 3 項 (労基署長が不適任と認めた指名者 (第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務 (火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機 (クレーン) 業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等) について、技能選考のうえ指名した者) への就業禁止命令)、第 171 条第 2 項 (作業の性質等やむを得ない事由で、第 2 編及び第 4 編の安全基準の適用除外の申請がなされた場合、一定期間を定めて適用除外を許可できること)、第 239 条第 3 項 (不適任と認めた汽罐取扱主任者の解任を命じられること)、第 241 条第 2 項 (落成検査に合格した汽罐等に所定の汽罐検査証を交付すべきこと)、第 241 条第 3 項 (落成検査の必要がないと認める汽罐等につき、検査を省略して汽罐検査証を交付できること)、

7. 10 名宛人を名実ともに労働基準監督官とした規定

第 247 条第 1 項 (汽罐等の諸検査に際して、必要に応じ、汽罐等の被覆の取り外し、汽罐等の移動、管やびょうの拔出等、水圧試験、鋳鉄製汽罐の解体、使用材料の試験成績の提出等を命じられること)

7. 11 名宛人を名実ともに許認可を受けようとする者とした規定

第 35 条第 2 項（一定の内圧容器の耐圧証明書の申請者は、所定の申請書を労基署長を経由して労働基準局長に提出すべきこと）、第 36 条第 2 項（一定の機械器具に具備する安全装置等にかかる労働基準局長による認定を求める者は、所定の申請書式を提出すべきこと）、第 37 条第 2 項（溶接による汽罐（≒ボイラー）等の認可を求める者は、労基署長を経由して労働基準局長へ申請書を提出すべきこと）、第 42 条第 2 項（認可の有効期間が切れた危険な機械器具の指定検査機関による性能検査担当者の選任にかかる労働基準局長の認可）、第 230 条第 1 項（汽罐や特殊汽罐について罐体検査を受けようとする者は、所定の書式と添付資料（明細書）をもって、所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、第 233 条（罐体検査を受けようとする者は、罐体を検査しやすい位置に置くべきこと、主要部分の塗料等の付着物を取り除くべきこと、水圧試験の準備をすべきこと、附属品を揃えるべきこと）、第 234 条第 2 項（汽罐等の溶接検査を受けようとする者は、所定の申請書に所定の明細書を添え、所轄の都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、

7. 12 名宛人を名実ともに国の指定を受けようとする者や受けた者とした規定

第 42 条第 1 項（労基法第 47 条第 2 項（認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査の他者への委託）により指定検査機関となろうとする者は、労基署長を経由して労働大臣に申請書を提出すべきこと）、第 43 条第 2 項（労働大臣の指定検査機関による労基署長への性能検査結果の報告）

7. 13 名宛人を名実ともに指定検査機関の検査を受けようとする者とした規定

第 43 条第 1 項（労働大臣の指定検査機関による性能検査を受ける者による労基署長への報告）、

7. 14 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者を実質的な名宛人とした規定

第 6 条（形式的な主語：安全管理者。規制内容：安全管理者の職務）、第 13 条（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者の専属性）、第 16 条第 1 項（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者の職務）、第 18 条（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者による巡視等）、第 19 条（主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者による個別の職務）、第 38 条第 1 項（形式的な主語：汽罐（≒ボイラー）、揚重機（クレーン等）、アセ

チレン溶接装置等危険な機械器具。規制内容：それらの設置に際しての労基署長の認可)、第 53 条 (形式的な主語：健診記録。規制内容：様式に沿った健診記録の作成)、第 56 条 (形式的な主語：法第 54 条第 1 項の定める届、規制内容：使用者に対して、建築物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項が定める計画の届出の様式と必要記載事項)、第 60 条 (形式的な主語：原動機。規制内容：原動機を区画された場所に据え付けるか、やむを得ない場合等には囲いや覆いをすべきこと)、第 62 条 (形式的な主語：電気設備のスイッチ。規制内容：電気設備のスイッチによる感電、火災、爆発の防止のため、適当な位置に取り付け、照明を十分にすべきこと)²、第 67 条 (形式的な主語：動力伝導装置の軸受け。規制内容：動力伝導装置の軸受け (回転する軸に接して支える部品) は、巻き込まれ危険部位に安全装置が設置されている場合を除き、長期間にわたり給油の必要がないものを使用すべきこと)、第 69 条 (形式的な主語：動力伝導装置等に使用する止め金具類。規制内容：頭部埋め込み型とするか、覆いを設置すべきこと)、第 70 条第 1 項 (形式的な主語：遊び車を使用する場合に設けるべき遷帯装置 (ベルトシフター)。規制内容：調帯 (調車をつなぐベルト) が不意に固定車に移動しないようなものとすべきこと)、第 71 条 (形式的な主語：動力伝導装置の歯車で接触の危険があるもの。規制内容：覆いをすべきこと)、第 72 条 (形式的な主語：原動機や動力伝導装置。規制内容：緊急停止装置を設けるか、原動機室の係員が直ちに停止できる連絡を保持すべきこと)、第 73 条第 1 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者への周知のために合図を定めるべきこと)、第 74 条 (原動機、動力伝導装置等を停止して、清掃、注油等をする場合、起動装置に錠をかけるか、標示を設ける等の危害防止措置をなすべきこと)、第 76 条 (形式的な主語：機械の勢輪 (フライ・ホイール：慣性の法則を利用して、安定した回転力を創出する円盤等)、調車 (プーリー)、歯車等で、接触の危険があるもの。規制内容：覆いか囲いをすべきこと)、第 90 条 (形式的な主語：屋内の通路。規制内容：適当な幅、適当な標示を設けると共に、床面をつまづき、すべり等の危険がない状態にすべきこと等)、第 91 条 (形式的な主語：百貨店、病院、旅館等で、労働者以外の者と共用する通路、階段、非常口。規制内容：非常時の安全を確保すべきこと)、第 92 条 (形式的な主語：機械と機械または他の設備の間に設ける通路。規制内容：幅 80cm 以上とすべきこと)、第 93 条 (形式的な主語：作業場の床面。規制内容：つまづき、すべり等の危険がない構造で、安全な状態にすべきこと)、第 96 条 (形式的な主語：建築物に設ける階段。規制内容：丈夫で、急すぎず、踏面等を等間隔に設け、一定間隔で踊場を設け、適当な手すりを設けるべきこと)、第 103 条 (形式的な主語：架設通路 (工事現場に仮にかける作業用の通路)。規制内容：丈夫な構造として、なおかつ、こう配を原則として 30 度未満とし、墜落の危険がある箇所には原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等)、第 105 条第 1 項 (形式的

² ただし、このように、名宛人が明示されず、使用者とは別に設備の設置者が存在する場合、実質的な名宛人に当該設置者が含まれる可能性を排除はできない。

な主語：はしご道。規制内容：丈夫で、踏（ふみ）さんを等間隔に設ける等、規定の構造とすべきこと等）、第 105 条第 2 項（形式的な主語：潜かん（地下水の多い地中や水中に設置された作業空間。ケーソン）内のはしご道等でやむを得ないもの。規制内容：前項の一部の規定の適用を除外すること）、第 108 条第 1 項（形式的な主語 1：足場。規制内容：使用目的に応じて丈夫な構造とすべきこと。形式的な主語 2：高さ 2m 以上に設置する足場板。規制内容：幅 20cm 以上、厚さ 3.5cm 以上とすべきこと）、第 108 条第 2 項（形式的な主語：足場板。規制内容：2 箇所以上を柱や腕木等にしっかり取り付けるべきこと等）、第 109 条（形式的な主語：丸太足場。規制内容：建地（縦方向に立てる支柱）の間隔を 2.5m 以内として、最初の布（建地の間をつなぐ水平の部材）は 3m 以下に設置すべきこと、建地の脚部を確実に固定すべきこと、腕木（2 本の建地をつなぎ、足場板を受ける役割を果たすもの）の間隔を 1.5m 以内とすべきこと、接続部を堅固に固定するため、建地の重ね継手は、1m 以上重ね、2 箇所縛るべきこと、建地の突合せ継手（つきあわせつぎて：同一平面で付き合わせて部材を継ぐ方法）は、2 本組とするか、1.8m 以上の添え木を付けて 2 箇所ずつ 4 箇所以上で縛るべきこと、建地、布、腕木等の交差部分や接続部は、鉄線等の丈夫な材料で堅固に縛るべきこと、適当な筋違いで補強すべきこと、建設物に取り付けるか控え（地面から斜めの角度で支える）を設けるべきこと、高さ 2m 以上の作業床は幅 40cm 以上とし、足場板の隙間を 3cm 以内とすべきこと、高さ 2m 以上の作業床には、原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等）、第 115 条（形式的な主語：移動式の脚立。規制内容：設置時に安定し、丈夫で、踏面が適当な面積を持つ等の条件を具備すべきこと）、第 128 条第 1 項（形式的な主語：溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所。規制内容：爆発や逸出等の危険を防止する措置を講じるべきこと）、第 130 条第 1 項（形式的な主語：作業中に手袋の使用を禁止する機械。規制内容：労働者に明示すべきこと）、第 132 条第 1 項（形式的な主語：アーク溶接など強い光線を発散する場所。規制内容：原則として区画すべきこと）、第 136 条第 1 項（形式的な主語：火炉など多量の高熱物を取り扱う設備。規制内容：火災を防止できる構造とすべきこと）、第 137 条（形式的な主語：爆発性、発火性、引火性の危険物を貯蔵ないし取り扱う等する設備。規制内容：火災や爆発の防止のため適当な構造とすべきこと）、第 139 条（形式的な主語：起毛・反毛等のほか、可燃物を多量に取り扱う作業の場所。規制内容：火災防止のための位置、構造とすべきこと）、第 140 条第 1 項（形式的な主語：爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所。規制内容：換気、通風、除じん等の措置を講じるべきこと）、第 142 条（形式的な主語：映写室の構造。規制内容：壁・床・天井を耐火構造とすべきこと、一定以上の間口（主要な方向からみた幅）、奥行、天井の高さ、出入口の大きさを確保すべきこと、外開きの防火戸を備えるべきこと、不燃性の材料で作った映写機用排気筒、フィルムの格納庫等を設置すべきこと等）、第 143 条第 1 項（形式的な主語：映写機。規制内容：フィルムの切断による危険防止のため、安全開閉器を備えるべきこと）、第 146 条（形式的な主語：ゴムのり引機等の機械等で、静電気による火災の危険のある部分。規制内容：確実に接地させるべきこと）、

第 148 条（形式的な主語：煙道や煙突。規制内容：掃除・点検が容易な構造とすべきこと、建築物を貫通する部分は、眼鏡石等の遮熱材料で防護すべきこと、開口部を建築物から 1m 以上離すこと、定期的に清掃すべきこと等）、第 150 条（形式的な主語：油等で侵染したボロ、紙くず等。規制内容：不燃性の容器に収める等火災防止措置を講じるべきこと）、第 151 条（形式的な主語：灰捨場。規制内容：延焼しない場所に設けるか、不燃性の材料で造るべきこと）、第 156 条（形式的な主語：爆発や自然発火の危険がある物を取り扱う乾燥室（危険物乾燥室）を設ける部分の建築物。規制内容：耐火構造でない限り、平屋か別棟とすべきこと）、第 157 条（形式的な主語（柱書）：乾燥室の構造。形式的な主語（第 1 号）：爆発性、発火性、引火性の物を取り扱う乾燥室の壁（①）。床、天井、柱等（②）。規制内容：①につき、不燃構造とすべきこと。②につき、不燃性の材料で造るべきこと。形式的な主語（第 3 号）：爆発の危険がある物を取り扱う乾燥室。規制内容：周壁を堅固な構造とし、屋根を軽量な材料で造るべきこと。形式的な主語（第 4 号）：乾燥室ののぞき窓、出入り口等の開口部。規制内容：発火の際燃え広がらない位置とし、必要に応じて密閉できる構造とすべきこと。形式的な主語（第 5 号）：内部の棚、枠など。規制内容：不燃性の材料でつくるべきこと。形式的な主語（第 6 号）：本号に主語はなく、柱書の乾燥室の構造が該当する。規制内容：有効な換気装置を設けるべきこと。形式的な主語（第 7 号）：本号に主語はなく、柱書の乾燥室の構造が該当する。規制内容：内部を掃除し易い構造とすべきこと等）、第 158 条（形式的な主語：乾燥室。規制内容：局部的に温度が上昇しない方法で過熱すべきこと、温度測定器を設けるべきこと）、第 159 条（形式的な主語：乾燥室の熱源。規制内容：爆発性の物の過熱に直火を用いないこと、炭火、練炭、コークス等の直火を用いる場合、延焼や飛び火防止のため、有効な覆いや隔壁を設置すべきこと）、第 160 条第 1 項（形式的な主語：乾燥室に附属する電熱器、電燈等の電気設備。規制内容：その配線やスイッチは、他の用途に用いるものから独立させるべきこと）、第 163 条（形式的な主語：乾燥室の作業主任者。規制内容：受け持ちの乾燥室について、構造や附属設備、乾燥物の安全な加熱方法、乾燥物の加熱程度・時間に応じたリスクを知り、室内温度の調整に熟達し、発火後の延焼防止や消火措置を講じられる者であるべきこと）、第 164 条（形式的な主語：乾燥室の作業主任者。規制内容：乾燥室内外・附属設備を適時に点検して不備な箇所を発見して修繕する、室内の温度・時間経過に応じて必要な措置を講じる、熱源の種類に応じた常時看視を行う、乾燥物が脱落しないよう支える、危険な加熱操作を行わない、引火物の加熱の際、爆発性混合ガスを排除する、室内の粉じんのたい積を防ぐ、壁外温度に留意すると共に可燃物の接近を防ぐ等の業務を行うべきこと）、第 167 条（形式的な主語：内圧容器。規制内容：有効な安全弁等、圧力計、内部の検査・掃除用の孔、復水（蒸気が冷却されて水に戻ったもの）・油等を輩出するための吹出装置を具備すべきこと）、第 168 条（形式的な主語：内圧容器。規制内容：毎年 1 回以上、点検及び内外の清掃をすべきこと）、第 169 条（形式的な主語：内圧容器の耐圧証明書。規制内容：実物と構造調書及び構造を示す図面との一致、構造規格への適合、水圧試験と容器検査への合格の条件を備えたものに発行すべきこと）、第 195 条（形式

的な主語：労働者を常時就業させる場所の採光・照明。規制内容：原則として、作業の精密度に応じた基準によるべきこと)、第 203 条 (形式的な主語：坑内作業場の気温。規制内容：原則として摂氏 37 度以下とすべきこと)、第 213 条 (形式的な主語：有害物、腐りやすいもの、悪臭があるもので汚染のおそれのある床及び周壁。規制内容：しばしば洗浄すべきこと)、第 214 条 (形式的な主語：前条所定の床及び周壁、湿潤のおそれのある作業場の床及び周壁。規制内容：なるべく不浸透性の材料で塗装すべきこと、床については排水に便利な構造とすべきこと)、第 215 条第 1 項 (形式的な主語：汚物。一定の場所で露出しないよう処理すべきこと)、第 215 条第 2 項 (形式的な主語：病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等。規制内容：しばしば消毒すべきこと)、第 219 条第 2 項 (形式的な主語①：前項に基づき設置された、男女別、一定数の確保、床・腰板を不浸透性の材料で塗装する等所定の条件を満たす便所及び便器。規制内容：清潔に保つべきこと等。形式的な主語②：汚物。規制内容：適当に処理すべきこと)、第 221 条 (形式的な主語：事業場附属の食堂や炊事場。規制内容：食堂と炊事場を区分し、採光・換気を十分にし、掃除しやすい構造とすること、1 人 1 m²以上の床面積とすること、原則として食堂に食事のための椅子を設けること、便所や廃物だめから距離を離すこと、食器や食材等の消毒設備を設けること、食器や食材等の保存設備を設けること、はえその他昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること、飲用・洗浄のため、清浄な水を十分に蓄えること、炊事場の床を土のままとしないこと、汚水・廃物が炊事場外で露出しないよう処置する等衛生上有害とならないようにすること、炊事従業員専用便所を設置すること、炊事に不適当な伝染病罹患者を従事させないこと、炊事従業員に清潔な作業衣を使用させること、炊事従業員以外の者をみだりに炊事場に入入りさせないこと、炊事場専用の履き物を揃え、土足のまま立ち入らせないこと、との条件を充たすべきこと)、第 224 条 (形式的な主語：救急用具等。規制内容：包帯材料、ピンセット、ヨードチンキ等の消毒薬、やけどのおそれのある作業場ではやけど薬、重傷者を生ずるおそれのある作業場では、止血帯、福水、興奮剤等を備えるべきこと)、第 237 条 (形式的な主語：汽罐や特殊汽罐を設置しようとする者。規制内容：所定の認可申請書に明細書を添え、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない)、第 238 条第 2 項 (形式的な主語：罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際に必要となる性能検査を受ける者。規制内容：有効期間満了前に所定の申請書を労基署長に提出すべきこと)、第 242 条 (形式的な主語：汽罐等の設置認可の承継者。規制内容：汽罐等の設置認可を受けた者が変わった場合、10 日以内に所轄労働基準署長に申請して検査証の書き換えを受けるべきこと)、

7. 15 おそらく使用者と汽罐取扱主任者を実質的な名宛人とした規定

第 247 条第 2 項 (形式的な主語：種々の汽罐等に関する検査申請者や汽罐取扱主任者。規制内容：前項の検査 (汽罐等に関する諸検査) に立ち会うべきこと)、

7. 16 別の主語を設けているが、おそらく労働者を実質的な名宛人とした規定

第 44 条第 2 項（主語：免許を持たない者。規制内容：一定の危険業務～汽罐（≒ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～に従事してはならないこと）、第 45 条第 2 項（主語：技能選考のうえ指名された者。規制内容：第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務～火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機（クレーン）業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等～に従事してはならないこと）、第 46 条第 2 項（主語：第 1 項各号の業務～動力伝導装置の清掃等、粘性質のロール練りの業務、丸のこ盤や帯のこ盤による木材送給、操車場内での列車の入換、連結等、レールが通るずい道（トンネル）内部での単独業務等～の経験者以外の者。規制内容：それらの業務に従事してはならないこと）、

7. 17 形式的な主語を設けているが、おそらく国を実質的な名宛人とした規定

第 24 条（形式的な主語：衛生管理者免許。規制内容：衛生管理者免許の付与の条件）、第 28 条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：都道府県労働基準局長による衛生管理者試験の実施）、第 29 条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：衛生管理者試験の受験資格）、第 30 条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：衛生管理者試験の科目）、第 44 条第 3 項（形式的な主語：一定の危険業務～汽罐の火付け、溶接による汽罐の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～に従事するのに求められる第 1 項所定の試験や免許に関する規定。規制内容：第 4 編で定めること）、第 170 条（形式的な主語：内圧容器の構造規格及び検査。規制内容：告示で定めるべきこと）、第 232 条（形式的な主語：罐体検査。規制内容：汽罐又は特殊汽罐の明細書の記載事項について行うべきこと）、第 235 条第 1 項（形式的な主語：溶接検査。規制内容：溶接明細書の記載事項について行うべきこと）、第 249 条第 1 項（形式的な主語：鋳鉄製汽罐。規制内容：制限圧力 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用し、組合せ式とすべきこと）、第 249 条第 2 項（形式的な主語：鋳鉄製温水罐（ガスや油を燃料として温水をつくるためのボイラーで、暖房や給湯に用いることが多い）。規制内容：制限圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用すべきこと）、

7. 18 形式的な主語を設けているが、おそらく国と使用者の双方を実質的な名宛人とした規定

第 2 条（形式的な主語：安全管理者。規制内容：安全管理者の専属性）、第 35 条第 1 項

(形式的な主語：特定の内圧容器の耐圧証明書。規制内容：労働基準局長の指定者か都道府県労働基準局長が所定の様式で発行したものでなければならないこと)、第 40 条 (形式的な主語：性能検査の有効期間。規制内容：汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (クレーン等)、アセチレン溶接装置等の性能検査の有効期間)、

7. 19 形式的な主語を設けているが、おそらく製造者、譲渡提供者等を実質的な名宛人とした規定

第 37 条第 1 項 (形式的な主語：溶接による汽罐 (=ボイラー) 等。規制内容：認可を受けていない溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の製造禁止)、第 36 条第 1 項 (形式的な主語：一定の機械器具に具備する安全装置等のうち労働基準局長の認定のないもの。規制内容：譲渡、貸与の禁止)、

7. 20 形式的な主語を設けているが、おそらく製造者、譲渡提供者、使用者等を実質的な名宛人とした規定

第 61 条 (形式的な主語：動力しゃ断装置。規制内容：(スイッチ、クラッチ等の) 動力しゃ断装置を容易に操作できるよう、不意に起動しないようにすること)、第 248 条 (形式的な主語：汽罐や特殊汽罐。規制内容：特殊な用途にする等で都道府県労働基準局長が特に認めたものを除き、告示で定める構造要件を具備すべきこと)、第 251 条第 1 項 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：機能が確実なものを除き、直径 38mm 未満のものをバネ式としてはならないこと)、第 252 条 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：検査しやすい箇所に、軸を罐体に垂直に直接取り付けるべきこと)、第 253 条第 1 項 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：制限圧力を 4%又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以内を超えた際に作動し始めるべきこと)、第 254 条 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁の径の合計面積。規制内容：原則として、蒸気罐の制限圧力が $1\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える場合とそれ以下の場合、火格子面積が 0.37m^2 を超える場合とそれ以下の場合ごとに、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと)、第 256 条 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁の直径。規制内容：第 254 条の合計面積に関する定め (蒸気罐の安全弁の径の合計面積は、制限圧力、火格子面積に応じ、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと)にかかわらず、原則として 25mm 以上のものとすべきこと)、第 258 条第 2 項 (形式的な主語：第 1 項 (温水罐には、水を逃す管 (逸水管) や弁 (水逃し弁) を備えるべきこと)が定める逸水管。規制内容：保温等により凍結を避けるべきこと)、第 259 条 (形式的な主語：逸水管の大きさ (内径)。規制内容：伝熱面積に応じて所定の基準を充たすべきこと)、第 260 条第 1 項 (形式的な主語：温水罐の水逃し弁。規制内容：制

限圧力を超えたら直ちに作用するものとすべきこと)、第 260 条第 2 項 (形式的な主語: 水逃し弁の径。規制内容: 13mm 以上 50mm 以下で、火格子面積に応じ所定の計算式で算出したものとすべきこと)、第 261 条第 2 項 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付ける圧力計の目盛盤の径。規制内容: 100mm 以上のものとすべきこと)、第 262 条 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付ける圧力計。規制内容: 内部が凍結したり摂氏 80 度以上とならないよう措置を講ずべきこと)、第 263 条 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付ける圧力計のコック。規制内容: 連絡管の垂直な部分に取り付け、ハンドルは管軸と同一方向に置くと開く作りにすべきこと)、第 266 条第 1 項 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付けるガラス水面計。規制内容: ガラス管の内径が原則として 10mm 以上で、随時機能を点検できる構造とすべきこと)、第 266 条第 2 項 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付けるガラス水面計。規制内容: ガラス管の最下部が安全低水面～蒸気罐の使用維持すべき最低水面 (第 266 条第 4 項) ～を指示する位置に取り付けるべきこと)、第 266 条第 3 項 (形式的な主語: ガラス水面計。規制内容: 常時基準とする水面の位置を標示すべきこと)、第 267 条 (形式的な主語: 試しコック (現行規格の験水コックに該当し、通常は最高水位 (高水位)、標準水位 (常用水位)、安全低水位の位置にコックが取付けられ、このコックを開けた時に蒸気あるいはボイラー水のどちらが出るかによって水位の概略の位置が確認される)。規制内容: 最下位のものを安全低水面の位置に取り付けるべきこと)、第 268 条第 3 項 (形式的な主語: 吹出弁や吹出コック。規制内容: 見やすく取扱い易い位置に取り付けるべきこと)、第 269 条 (形式的な主語: 前条の吹出管の径。規制内容: 原則として 25mm 以上 70mm 以下とすべきこと)、第 270 条 (形式的な主語: 吹出弁。規制内容: 直流形の構造として (流れを阻害するような複雑な構造とはしないことという趣旨)、蒸気罐の制限圧力×1.25 に耐え得るものとすべきこと)、第 271 条 (形式的な主語: 吹出管。規制内容: 蒸気罐ごとに設け、開口部に熱湯による危険を防止するための適当な措置を講じるべきこと)、第 273 条 (形式的な主語: 蒸気罐の制限圧力より水圧力が 2 割以上又は $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上高い水圧力で給水できる水源。規制内容: 前条の定め (蒸気罐には、最大蒸発量以上を給水できる給水装置を、原則として 2 個以上備えるべきこと等) にかかわらず、給水装置となし得ること)、第 276 条 (形式的な主語: 蒸気罐の給水弁の径。規制内容: 伝熱面積が 10 m^2 以下か否かに応じた所定の大きさとすべきこと)、第 277 条 (形式的な主語: 燃焼ガスに触れる給水管、吹出管、水面測定装置 (図の水面計と同義) の通水管。規制内容: 耐熱材料で防護すべきこと)、第 280 条 (形式的な主語: 蒸気罐の据付に用いる支え。規制内容: 蒸気罐の膨張を妨げないよう取り付けるべきこと)、

7. 21 形式的な主語を設けているが、おそらく許認可を受けようとする者を実質的な名宛人とした規定

第 236 条 (形式的な主語: 溶接によって形成される汽罐等。規制内容: 溶接検査に合格し

なければ罐体検査を受けられない)、

8 名宛人や主語がない規定

8. 1 実質的には使用者が名宛人だと解される規定

第7条(安全管理者の選任時の届出)、第11条(衛生管理者の選任。ただし、常時使用労働者数50人以上の「事業においては」、との文言あり)、第16条第2項(衛生管理者の職務分担の決定)、第39条第1項(労基法第47条第1項(認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査)に基づき規定された危険な機械器具(汽罐(≒ボイラー)、揚重機(クレーン等)、アセチレン溶接装置等)の性能検査の有効期間満了後の継続利用に際しての労基署長への申請)、第48条(一定規模の事業で常時使用労働者を雇い入れる場合、多量の高熱物体を取り扱う業務、坑内業務、深夜業など一定の危険業務に常時使用労働者を雇い入れる場合等における雇入れ時健診)、第49条第1項(常時使用労働者数50人以上の事業や、農林水産業やサービス業等を除く業種で常時使用労働者を対象とする毎年の定期健診)、第49条第2項(前条第2号に規定する危険業務に従事する労働者を対象とする毎年2回以上の健診)、第49条第3項(前2項の定期健診等の回数を減じ得ること)、第50条第1項(第48条の雇入れ時健診と第49条の定期健診等の検査項目～感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系、X線検査、赤血球沈降速度等～)、第50条第2項(医師の判断によるか実施困難な場合の一部の検査項目の省略)、第50条第3項(検査項目を省略する場合の労基署長への報告)、第51条第1項(食堂や炊事場で働く労働者対象の雇入れ時の検便)、第51条第2項(実施困難な場合の省略と労基署長への報告)、第57条(移動式興行場等の仮設建物等で短期間に廃止するものについての労基法第54条第1項の規制緩和)、第63条第1項(床面から1.8m以内の動力伝導装置の車軸で人との接触の危険があるもの³に、囲いや覆い等を設けるべきこと)、第63条第2項(作業や通行のため跨ぐ必要のある水平車軸には覆いや踏切橋を設けるべきこと)、第63条第3項(踏切橋には手すりを設けるべきこと)、第64条(床面から1.8m以内にある調帯(調車をつなぐベルト)、調車(調帯でつながれた車。プーリー)等で接触の危険があるものや、床面から1.8m以上等にあるが、清掃、注油等で、運転中接触の危険がある調帯等には、囲いや覆いを設けるべきこと)、第65条(通路や作業箇所の上にある調帯で、一定以上の長さ、幅、速度のものにつき、不意の切断による

³ 本条にいう「接触の危険があるもの」について、「たとえば人が作業又は通行のためこれをまたがなければならない場合のような高度の危険である必要はなく、およそ人がこれに接触するある程度の危険が存することをもつて足りる」と広く解釈した例として、旭段ボール事件東京高判昭和39年10月28日東京高等裁判所刑事判決時報15巻11号209頁がある。

危害防止のため、下方に囲いを設けるべきこと)、第 66 条 (調車 (プーリー) と隣接車輪等との間隔が一定以下である場合等には、適当な調帯受け (運動する調帯に接して支える部品) を設けるべきこと)、第 68 条 (調帯の継ぎ目に突出した金具を使用しないこと)、第 70 条 第 1 項 (遊車 (あそびぐるま: ベルト伝導で、原車と従車の間に挟み、ベルトの緩みや振動を取る等の役割を果たす滑車) を使用する場合、手元に遷帯装置 (ベルトシフターのこと。固定プーリーと遊びプーリーの間で、ベルトのかけかえをすることで、動力を伝達させたり遮断したりする装置) を設置すべきこと)、第 73 条 第 1 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者に合図で周知すべきこと)、第 75 条 (動力で運転する機械には、遊車、クラッチ、スイッチ等の動力遮断装置を設置すべきこと等)、第 77 条 第 1 項 (回転中破壊のおそれのある研磨盤の砥石車 (図参照) には堅固な覆いを設置すべきこと等)、第 77 条 第 2 項 (砥石車を交換した際には、3 分以上試運転すべきこと)、第 78 条 (動力で運転する圧機 (プレス) や切断機には、金型や刃物が作動する箇所に手を入れる必要がない場合を除き、安全装置を設置すべきこと等)、第 79 条 (木工用丸のこ盤には、反ぱつ (のこぎりの刃が、かかった圧力に反ぱつして折れて飛散すること等) 予防装置を設置すべきこと)、第 80 条 (木工用帯のこ盤の歯や動輪には、切断に必要な部分を除き、囲い等を設けるべきこと)、第 81 条 (木工用かんな機 (手押しかんな盤) の刃物の取付軸 (刃が付いている回転軸) を (角型にすると手を巻き込まれやすいため) 原則として丸型にすべきこと)、第 82 条 (ゴムやエボナイト (固くて光沢を持ったゴム) 等の粘性のものを練るロール機には、被害者自らが操作できる急停止装置を設けるべきこと)、第 83 条 (紡績機械の荒打綿機のシリンドカバーのハンドホール (マンホール) 等の機械部分に、回転が停止しなければ開けられない緊錠装置を設けるべきこと)、第 84 条 (織機のシャトル (杼) の脱出による危害を防止するための装置を設置すべきこと)、第 85 条 (紙・布等を通すロール機 (図参照) につき、手が挟まれないよう安全装置を設けるべきこと)、第 86 条 (第 75~第 85 条に定めるもの以外の動力で運転する機械には、危険な部分に安全装置を取り付けるべきこと等)、第 87 条 第 1 項 (運転中の機械の刃の切粉払いや注油のため、ブラシ等の用具を備えるべきこと)、第 88 条 (作業場に通じる場所と作業場には、安全な通路を設けてメンテナンスすべきこと)、第 89 条 (通路には、歩行を妨げない程度に採光や照明を講じるべきこと等)、第 94 条 (旋盤、ロール等の機械が高い場合、適当な高さの作業踏台を設けるべきこと)、第 95 条 (危険性 (爆発性、発火性、引火性) のあるものを製造もしくは取り扱うか、常時 50 人以上が就業する屋内作業場には、2 以上の避難通路を設け、引戸か外開戸とすべきこと)、第 97 条 (複数階にわたり、常時 20 人以上の労働者が就業する建物では、各階に 2 以上の屋外の安全な場所に通じる階段を設けるべきこと、常時 50 人以上の労働者が就業する場合、踏面 (ふみめん)、蹴上 (けあげ: 階段の縦の面)、こう配、内法 (枠以外の横幅) 等を規定の構造とすべきこと)、第 98 条 (メイン通路、非常用の出口や通路には標示をすべきこと)、第 99 条 (通路と車輛の軌道を交わらせる場合、監視人を置くか、警鈴を鳴らす等の措置を講じるべきこと)、第 100 条 (ふ頭や岸壁で荷役作業を行う場所では、危険な場所に照明を講じる、

ふ頭や岸壁に沿う通路の幅を90cm以上とする、陸上の通路等で、隅角（ぐうかく：直線でないところ）、橋、船渠（ドック：船舶の築造・修理等を行うための施設。水を出入りさせて、船の全体を表したり、水上に戻したりすることが多い）の閘門（こうもん：ドックの開閉用の門）の上にかけられた歩道等の危険な箇所には、囲いを設ける等、規定の措置を講じるべきこと）、第101条（労働者が停泊している船舶を往復する場合、原則として歩板等の通行設備を設けるべきこと）、第102条（船の高さが1.5mを超える船艙で労働者が荷役作業をする場合、甲板と船艙間に安全な通行設備を設けるべきこと）、第104条（軌条（レール）を設けた坑道やずい道（トンネル）等の中には、原則として適当な間隔ごとに回避所を設けるべきこと）、第106条（坑内に設けたはしご道等が巻上装置（図参照）に接近して危険な場合、板仕切り等の隔壁を設置すべきこと）、第107条（労働者を水路で船舶に往復させる場合、安全輸送のため必要な措置を講じるべきこと）、第110条（つり足場（図参照）については、安全荷重を超えて負荷をかけないこと、つり鋼索（つりこうさく：重いものをつるワイヤーロープ）の安全係数（ワイヤーロープが破断する荷重の値／ワイヤーロープにかかる荷重の最大値）が10以上、突りょう（とつりょう：つり鋼索を固定する腕木（図参照））等の安全係数が5以上となるようにすべきこと、作業床は、3m以内ごとに金属製の突りょう、足場けた（足場を支えるために水平方向に架ける建設部材）及びつり鋼索で堅固に支持すべきこと、つり鋼索として、30cmごとに子線数（ワイヤーロープを構成する個々のライン）の10分の1以上が切断したものを用いないこと、つり装置には確実な歯止めを設けるべきこと、作業床は幅90cm以上として、幅30cm以上、厚さ5cm以上の板を隙間なく敷き詰めるべきこと、高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等）、第111条第1項（物品の上げ下ろし口、ピット（地下に設けられる配管のための空間）、煮沸そう（殺菌消毒のため熱湯を設ける水槽）、作業床の端や開口部、たて坑、井戸、船のそう口など、労働者の墜落の危険がある箇所には、原則として、囲、手すり、覆等の設備を設けるべきこと）、第111条第2項（やむを得ない必要があれば取り外せるが、必要がなくなれば、元に戻すべきこと）、第112条第1項（たて坑内、井戸、40度以上の斜面等、墜落の危険のある場所で労働者を作業させる場合、腰綱を使用させる等の防止措置を講じるべきこと）、第113条第1項（不要なたて坑、坑井（こうせい：鉱山の坑内に設けられた、通風、運搬等のための小さなたて坑のこと）等には、坑口の閉塞等の墜落防止措置を講じるべきこと）、第113条第2項（不要の坑道跡等には、通行遮断設備を設けるべきこと）、第114条（作業用の移動はしご（キャスター等により移動が可能な作りのはしご）には、滑り止め装置等、転倒防止措置を講じるべきこと）、第116条（崩壊の危険のある地盤のもとで労働者を作業させる場合、適宜作業箇所上部の切り落とし等により安全なこう配を保持するか、適当な土留（土止め）を設けるべきこと、それが困難な場合には、看視人を設置すべきこと、危険な雨水、地下水等を排除すべきこと）、第117条（土砂の崩壊や落下の危険がある掘削箇所と、その下方の積込み等の作業箇所の間には、安全な間隔を設ける等の措置を講じるべきこと）、第118条第1項（落盤の危険がある場所には、支柱その他の防止施設を設けるべきこと）、第118

条第2項(特に、採掘や掘進中に落盤の危険が高まる場合、支柱材等を便宜な場所に配置すべきこと)、第119条(坑道やずい道(トンネル)を掘る際に、水やガスの噴出による危険がある場合、検知孔をうがつ(小さな穴を空けて、水やガスの漏れを検査する)等の措置を講じるべきこと)、第120条(露天採掘場については、崩壊の危険のある表土を予め除去してから採掘すべきこと、浮石(ふいし:基盤から離れて不安定な石)を除去すべきこと、採掘箇所の下部に柵などの落石防止設備を設ける等の措置を講じるべきこと等)、第121条第1項(3m以上の高所から物体を投下する際には、適当な投下設備を設置するか看視人を設置する等の措置を講じるべきこと)、第122条(物体の落下・飛来による危険がある場合、防網設備、立入区域設定等の危害防止措置を講じるべきこと)、第123条(1トン以上の重量物を1貨物で運搬する際等には、原則として、その重量を明示すべきこと条)、第124条第1項(電気工作物(発電機、変圧器など、電気エネルギーの発生、送電、変電や利用を行う地面に接着した人工物)、電気機械器具(発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具)等の電気設備の危険な部分を標示し、照明を施すべきこと)、第124条第2項(第1項の電気設備への接触による危険がある箇所に囲いを設けるべきこと)、第124条第3項(第1項の電気設備を毎月点検して、異常があれば直ちに修繕すべきこと等)、第125条(感電の危険がある箇所の電気を遮断して修繕・点検等の作業をする場合、スイッチに錠をかける等、通電を防止するための確実な措置を講じるべきこと等)、第126条(労働者が接触する危険のある、電気機械器具に付属するコード等は、労働者に接触する危険がある場合、水に対して安全なものや湿気を帯びないものを使用すべきこと等)、第127条第1項(感電や電気やけどの危険のある作業では、適当な保護具を備えるべきこと)、第128条第2項(溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所では、適当な保護具を備えるべきこと)、第129条第1項(原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適当な帽子や作業服を着用させるべきこと)、第131条第1項(歩行面や作業に不適当な履物を労働者に使用させないこと)、第132条第2項(アーク溶接など強い光線を発散する場所では、適当な保護具を備えるべきこと)、第133条第1項(金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、飛来防止設備を設置するか、適当な保護具を備えるべきこと)、第134条(労働者に水上作業をさせる場合、浮袋等の救命具を備え付けるべきこと)、第135条(事業用の建築物の新築、増改築に際しては、複数の建築物の間に、防火や避難に必要な間隔を設けるべきこと、一定の床面積以上の建築物では外壁や屋根を耐火性とすべこと⁴⁾、第136条第2項(火炉など多量の高熱物を取り扱う設備の基礎工事の際、地下水や雨水の浸入による爆発の防止措置を講じるべきこと)、第138条(接触により火災や爆発を生じ得るものを同じ運搬機に積載したり、同じ場所で同時に取り扱わせないこと)、第140条第2項(爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所には火花を発生したり過熱のお

⁴⁾ 上述したように、このような条項は、建設業者等に適用された可能性も否定できない。

それのある機械や設備を設置しないこと)、第 141 条 (特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと)、第 143 条第 2 項 (映写機に速燃性フィルムを使用する場合には、その上下を取める金属製ドラムを備えるべきこと)、第 144 条第 1 項、第 2 項 (建築物には、その規模、作業の性質等に応じた消火設備を適所に設けるべきこと⁵⁾、第 145 条 (火炉等火災を生じる危険のある設備と可燃性物体の間には、間隔を設けるか、可燃性物体を遮熱材料で防護すべきこと)、第 147 条 (自然発火の危険がある物を積み重ねる場合、危険温度への到達防止措置を講じるべきこと)、第 149 条第 1 項 (喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所には防火設備を設けるべきこと)、第 153 条 (可燃性ガスがある地下作業場で労働者を就労させる場合、毎日ガスの含有率を検査すべきこと、メタンガスの含有率が 100 分の 1.5 以上の場合、改善措置を講じ、労働者を退避させ、動力を停止すべきこと)、第 154 条 (発破の際に、労働者が安全距離まで避難し難い場合、避難所を設置すべきこと)、第 160 条第 2 項 (爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチと安全電灯 (白熱灯や蛍光灯などの安全な電灯) 以外の電灯を用いてはならないこと)、第 161 条第 1 項、第 2 項 (乾燥室にはその構造、規模、乾燥物の種類、加熱方法等に適応した有効な消火設備を設けるべきこと)、第 162 条 (乾燥室の最初の使用時、乾燥方法や乾燥物の種類を変えた時は、技術上の責任者を定めて直接指揮させるべきこと)、第 165 条 (内圧容器を設置、取替又は改造しようとする時は、第 56 条所定の届出書に、用途・構造調書、構造や据付方法を示す図面、耐圧証明書の写しを添付すべきこと)、第 171 条第 1 項 (「作業の性質その他やむを得ない事由によって」本編 (第 2 編) 及び第 4 編の安全基準により難い場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること)、第 172 条 (衛生上有害な作業場では、作業や施設の改善により原因の除去に努めるべきこと⁶⁾、第 173 条 (ガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場では、空気中の含有濃度を危険レベル内に抑えるため、局所排気や機械装置 (発散源) の密閉、換気等の適当な措置を講じるべきこと)、第 174 条 (排気や排液に有害物や病原体を含む場合、洗浄、ろ過等で処理して排出すべきこと)、第 175 条 (屋内や坑内で著しく粉じんを飛散する作業場では、原則として、注水等の防じん措置を講じるべきこと)、第 176 条 (強烈的な騒音を発する屋内作業場には、伝播防止のため、隔壁を設ける等の措置を講じるべきこと)、第 177 条 (坑内で炭酸ガスが停滞する／そのおそれがある場所や酸素が不足する／そのおそれのある場所では、毎月 1 回以上濃度を測定し、結果を記録すべきこと)、第 178 条 (坑内作業場では、原則として、炭酸ガス濃度を 1.5% 以下、酸素濃度を 16% 以上とすべきこと)、第 179 条第 1 項 (一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、

⁵ 本条も、建設業者等に適用された可能性がある。

⁶ いわゆる 3 ステップ・アプローチにおける第 1 ステップ (上流での本質的対策によるリスク要因の除去や軽減) を優先すべきことを定めている。ただし、強制ではなく、努力義務としている。

炭酸ガス濃度が1.5%を超えるか酸素濃度が16%未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、原則として立入を禁止し、その旨掲示すべきこと)、第181条(著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発生し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等衛生上有害な業務では、労働者に使用させるため、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えるべきこと)、第182条(皮膚障害を生じるものを取り扱う業務、経皮的に中毒や感染を生じるおそれのある業務においては、労働者に使用させるため、塗布剤、不浸透性の作業衣、手袋、履き物等適当な保護具を備えるべきこと)、第183条(強烈な騒音を発する作業場での業務では、労働者に使用させるため、耳栓等の保護具を備えるべきこと)、第184条(第181～第183条所定の保護具は、同時に就業する労働者数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すべきこと)、第186条(保護具等の使い回しにより疾病感染のおそれがある場合、各人専用のものを備えるか、感染予防措置を講じるべきこと)、第187条第1項(杼通しのために緒を吸い出す必要がある織機の杼(シャトル)には、緒引出具を備えるべきこと)、第188条(ゲージ圧力 $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の高気圧下で労働者を就業させる場合、医師が適格と診断した者に限ること、2回/日以内に限ること、加圧・減圧を徐々に行うこと、作業時間/回、休息时间、減圧時間に関する規制を遵守すること等の条件を充たすべきこと)、第189条(前条所定の高圧室で用いる施設、器具等(外部連絡用電話、酸素発生器付救助器等)の重要部分を定期的に点検すべきこと)、第190条(ゲージ圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える高気圧下で就業させる場合、十分な経験を有する医師の指揮監督下に置くべきこと)、第193条(屋内で労働者を常時就業させる場合、気積は原則として $10\text{m}^3/\text{人}$ とし、換気量は毎時 $30\text{m}^3/\text{人}$ とし、直接外気に開放され、床面積の16分の1以上の面積の窓を設け、気温が摂氏10度以下の場合、 $1\text{m}/\text{秒}$ 以上の気流に労働者を晒さないようにすべきこと)、第194条第1項、第2項(通気施設を設け、2回/月以上通気量を確認して記録すべきこと)、第196条(労働者を常時就業させる場所の採光・照明では、明暗の対照(落差)を著しくせず、まぶしさを起こさせない方法で行うべきこと)、第197条(暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場では、毎月2回以上気温や湿度を測定して結果を記録すべきこと)、第198条(前条所定の屋内作業場のうち衛生上有害のおそれがあるところでは、適当な温湿度調節の措置を講じるべきこと)、第199条(作業場内に多量の熱を放散する溶融炉(可燃物や不燃物を高温で溶かす焼却炉の一種)等がある場合、加熱された空気を排気するか、輻射線から労働者を保護する措置を講じるべきこと)、第200条(加熱された炉、汽罐(=ボイラー)等の修理の際には、適当に冷却しない限り、労働者を内部に入らせないこと)、第201条(給湿する場合、衛生上有害とならない程度にとどめ、噴霧では清浄な水を用いるべきこと)、第202条(坑内で気温が摂氏28度を超える/そのおそれがある場所につき、毎月2回以上気温を測定し、結果を保存すべきこと)、第204条(事業場に休憩設備を設けるよう努めるべきこと)、第205条(著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発生する等衛生上有害な作業場では、原則として作

業場外に休憩設備を設けるべきこと)、第 206 条 (持続的な立業に従事し、就業中しばしば座ることができる労働者に対して、椅子を備えるべきこと)、第 207 条第 1 項、第 2 項 (夜間に労働者に睡眠させる必要がある場合か、(夜間に限らず) 就業途中に仮眠の機会がある場合、当該事業場に男女別で適当な睡眠・仮眠場所を設け、寝具、かや等を設けると共に、疾病感染予防措置を講じるべきこと)、第 208 条 (多量の発汗を伴う作業場では、労働者による摂取のため、塩と飲料水を備えるべきこと)、第 209 条 (常時使用労働者数 50 人以上か、同じく女性労働者 30 人以上の事業場では、労働者が横になれる休養室等を男女別に設けるべきこと)、第 210 条 (事業場の清潔を保つため、掃除用具を備えるべきこと、年 2 回有効な大掃除を行うべきこと)、第 212 条 (事業場には、たんつぼを備えるべきこと)、第 216 条第 1 項 (身体や被服を汚染するおそれがある作業場では、洗面所やうがいの設備、更衣所や洗浄の設備を設けるべきこと、第 216 条第 3 項 (前項の設備のほか、著しく身体を汚染する作業場につき、都道府県労働基準局長が、必要に応じて使用者に設置を命じる入浴施設につき、必要な用具を備えるべきこと)、第 217 条 (被服が著しく湿潤する作業場では、被服を乾かす設備を設けるべきこと)、第 218 条第 1 項～第 3 項 (飲用又は食品洗浄に用いる水は、公共団体の水道から供給される清浄なものとすべきこと、私設水源を用いる場合、公共団体等の審査に合格したものとし、適当な汚染防止措置を講じるべきこと)、第 219 条第 1 項 (事業場には、一定の条件～男女別とし、なるべく建物に間仕切りを設けるべきこと、便所の数を同時に就業する労働者数に応じて規定の数とすべきこと、なるべく床・腰板を不浸透性の材料で塗装すべきこと、汚物が土中に浸透しない構造とすべきこと、流水式の手洗い装置を設けるべきこと等～を満たす便所を設けるべきこと)、第 220 条第 1 項 (第 205 条所定の作業場～著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発生する等衛生上有害な作業場～では、原則として、作業場外に食事場所を設けるべきこと)、第 222 条第 1 項 (事業場で 1 回 300 食以上か 1 日 500 食以上の給食を行う場合、栄養士を配置すべきこと)、第 223 条第 1 項、第 2 項 (事業場には、負傷者の手当用の救急用具等を備え、その設置場所と使用方法を労働者に周知すべきこと、用具等を常時清潔に保つべきこと)、第 229 条 (汽罐、特殊汽罐、給水加熱器や節炭器 (エコマイザともいい、エネルギー消費を減らすため、または流体の予熱などを行うための熱交換器)、過熱器 (ボイラー等により発生する乾き飽和蒸気をさらに熱し、より高い温度の過熱蒸気を発生させるための装置で熱交換器の一種)、蒸気だめ (ボイラーで発生した蒸気を用途別に分配するために留め置く設備)、主蒸気管 (ボイラーの出口から蒸気の使用先に至る管)、給水管 (ボイラーに水を供給するための給水ポンプからボイラーまでの水管)、吹出管 (ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物などを排出するため、胴やドラムに設けられることが多い管。通常は、吹出口から吹出弁等をつなぐ管を意味する)、蒸気分離器 (蒸気管内の水滴を分離して再度蒸気に変える工程に配分するための機器。気水分離器ともいう)、還元器等の附属装置の圧力を受ける部分を溶接する場合、原則として、この規則の溶接に関する規定によるべきこと)、第 230 条第 3 項 (罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐、審査の申請の際に添付し、検査済の押印を

受けた明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること)⁷、第 234 条第 4 項（溶接検査に合格した汽罐等の審査の申請の際に添付し、検査済の押印を受けた明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること）、第 238 条第 1 項（罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際には、労基署長の性能検査を受けるべきこと）、第 239 条第 1 項（汽罐には汽罐取扱主任者を選任すべきこと）、第 239 条第 2 項（汽罐取扱主任者を選任したら労働基準監督署長に報告すべきこと）、第 241 条第 1 項（汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して落成検査を受けるべきこと）、第 241 条第 4 項（汽罐検査証の交付後でなければ、その使用はできないこと）、第 241 条第 5 項（汽罐検査証を滅失した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること）、第 244 条（汽罐等の罐胴（ドラム）、炉筒（円筒形の燃焼室）、火室、鏡板（ドラムなどの両端に取り付ける板。管板とも言う）、天井板、控、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等を変更する際には、所定の認可申請書に汽罐検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと）、第 245 条（前条の変更工事～汽罐等の罐胴（ドラム）、炉筒（円筒形の燃焼室）、火室、鏡板（ドラムなどの両端に取り付ける板。管板とも言う）、天井板、控、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等の変更工事～落成時には、原則として、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して変更検査を受けない限り、使用してはならないこと）、第 246 条第 1 項（汽罐等の使用を 1 年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと）、第 246 条第 2 項（使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査を受けない限り使用してはならないこと）、第 246 条第 3 項（前項の性能検査を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと）、第 246 条第 4 項（汽罐等の使用を廃止する際には、汽罐検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと）、

8. 2 実質的には国が名宛人だと解される規定

第 25 条（衛生管理者免許の不適合者へは免許を与えないこと）、第 26 条（都道府県労働基準局長による免許認定の際の免状の交付）、第 31 条（衛生管理者試験の科目免除）、第 38 条第 2 項（汽罐（≒ボイラー）、揚重機、アセチレン溶接装置等危険な機械器具の範囲や認可の基準については、第 4 編で定めること）、第 39 条第 2 項（汽罐（≒ボイラー）等の特定の危険な機械器具の性能検査を行う際の事前の期日指定）、

⁷ 当初、都道府県労働基準局長による罐体検査を受けようとする者は、使用者以外であること（：使用者以外の者が検査を受けた上で使用者に納品すること）もあり得ただろうが、同検査に合格後、汽罐や明細書を滅失したとして再交付を求める者は、所有権移転後なので、少なくとも名義上は使用者であることが多かったと察し、ここに分類した。

8. 3 実質的には都道府県労働基準局長が名宛人だと解される規定

第 216 条第 2 項（著しく身体を汚染する作業場では、必要に応じ、使用者に入浴施設の設置を命じられること）、

8. 4 実質的には許認可を受けようとする者が名宛人だと解される規定

第 41 条第 1 項（汽罐（≠ボイラー）等の機械器具の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 41 条第 2 項（揚重機（クレーン等）の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 41 条第 3 項（アセチレン溶接装置の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 231 条（水管式汽罐や鋳鉄（ちゅうてつ）製汽罐等の組立式の汽罐については、先に第 237 条所定の設置許可を受けた後に罐体検査を受けることができること）、第 234 条第 1 項（汽罐や特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けるべきこと）、

8. 5 実質的には製造者、譲渡提供者、使用者等の関係者全てが名宛人だと解される規定

第 59 条（動力伝導装置（モーター、エンジン等の原動機の回転力を、使用する産業機器の必要な回転数に変換して伝えるもの）による危害の防止のため、機械ごとに電動機（モーター）を付れたり、構造をシンプルにするよう努めること）、第 250 条（蒸気罐には、一定の伝熱面積以下の場合を除き、2 個以上の安全弁（ボイラー内の圧力が一定以上に達した際に自動的に開いて圧力を下げるバルブ）を備え、内部圧力が制限圧力×1.1 を超えないよう措置すべきこと）、第 251 条第 2 項（蒸気罐において、安全弁に加わる圧力が 600kg を超える場合、テコ式としてはならないこと）、第 253 条第 2 項（第 1 項（蒸気罐の安全弁は、制限圧力を 4% 又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以内を超えた際に作動し始めるべきこと）は、圧力の上昇に伴い段階的に作動する安全弁が複数ある場合、最初に作動するものに限り適用すること）、第 255 条（最大蒸気圧が継続しても制限圧力の 1.1 倍以上に達しない機能を持った安全弁には、前条（安全弁の径の合計面積は、制限圧力と火格子面積に応じ、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと）を適用しないこと）、第 257 条（2 個以上の安全弁を同じ弁台に設ける際は、弁台の有効断面積（力学的に有効に働く断面積）を安全弁の合計面積以上とすべきこと）、第 258 条第 1 項（温水罐には、水を逃す管（逸水管）や弁（水逃し弁）を備えるべきこと）、第 261 条第 1 項（蒸気罐には、制限圧力の 1.5～3 倍の目盛りを持つ圧力計を設け、制限圧力の目盛りに標準を付すべきこと）、第 264 条第 1 項（温水罐には、罐体か温水の出口付近に、制限圧力の 1.5 倍以内の目盛りを持つ水高計又は第 261 条が定める圧力計を備えるべきこと）、第 264 条第 2 項（温水罐には、水高計と同時に見られる位置に罐

水の温度計を備えるべきこと)、第 265 条 (蒸気罐には、原則として、2 個以上のガラス水面計を備えるべきこと)、第 268 条第 1 項 (蒸気罐には、水室最下部に吹出管を備え、吹出弁か吹出コックを備えるべきこと)、第 268 条第 2 項 (制限圧力が 10kg/cm²以上の据付蒸気罐には、2 個以上直列の吹出弁を備えるか、吹出弁と吹出コックを併用すべきこと)、第 272 条第 1 項 (蒸気罐には、原則として、随時、単独で最大蒸発量以上を給水できる給水装置を 2 個以上備えるべきこと)、第 272 条第 2 項 (火格子面積や伝熱面積が一定基準以下の蒸気罐の場合、給水装置は 1 個にできること)、第 272 条第 3 項 (制限圧力が一定基準以上の蒸気罐の場合、第 1 項所定の給水装置は、動力で運転する給水ポンプやインゼクター (ボイラーが噴出する蒸気の圧力で自身に給水する装置) とすべきこと)、第 274 条 (近接した 2 以上の蒸気罐を結合して使用する場合、給水装置に関する規定の適用に際しては、1 蒸気罐とみなすこと)、第 275 条 (給水装置の給水管には、原則として、蒸気罐に近接した位置に、給水弁 (給水バルブのこと。給水する水量を調整する機能を持つ) 及び逆上弁 (流体の逆流を止める弁) を備えるべきこと)、第 278 条 (煙突に通じる煙道には、風戸 (かざと。ダンパーのこと) を設け、その操作装置を容易に調節できる位置に設けるべきこと)、第 279 条 (微粉炭燃焼装置 (石炭を微粒に粉碎し、空気中で燃焼させるための装置) には、爆発燃焼による危害防止のため、爆発戸を設けるべきこと)、

【横断的課題】

- ・ 規格は誰の義務か。
- ・ 規格試験は国の義務か。
- ・ 資格要件は誰の義務か。
- ・ 資格試験は国の義務か。

